

川崎市臨海部防災対策計画・新旧対照表

編	部	章	節	表や図の修正	新	旧	修正理由
総則	1	1			第1章 計画の方針【危機管理本部総務企画局危機管理室、市民文化局】	第1章 計画の方針【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
総則	1	1	1		第1節 計画の目的【危機管理本部】	第1節 計画の目的	担当局を明記
総則	1	1	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図1)		川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
総則	1	1	2		<p>第2節 計画の性格【危機管理本部】</p> <p>第2節 計画の性格【危機管理本部】</p> <p>1 この計画は、臨海部に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の事故、地震、津波、高潮その他の異常な自然現象により生ずる災害の防止又は放射性物質等の災害並びに武力攻撃若しくは緊急対処事態に伴って発生した災害への対処に関し、県防災計画及び川崎市地域防災計画に基づき本市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業者等が実施する防災対策の運用を定めた計画である。</p> <p>2 この計画中の「東海地震事前対応計画」については、特別防災区域が大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第3条の規定に基づく強化地域ではないが、川崎市地域防災計画（震災対策編）に基づき、東海地震に関連する情報が発表された場合に、特別防災区域内の混乱又は地震発生時の被害を最小限に止めるため、大震法第6条の規定に基づく地震防災強化計画に準じた計画とする。</p>	<p>第2節 計画の性格</p> <p>第2節 計画の性格【危機管理本部】</p> <p>1 この計画は、臨海部に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の事故、地震、津波、高潮その他の異常な自然現象により生ずる災害の防止又は放射性物質等の災害並びに武力攻撃若しくは緊急対処事態に伴って発生した災害への対処に関し、県防災計画及び川崎市地域防災計画に基づき本市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業者等が実施する防災対策の運用を定めた計画である。</p> <p>2 この計画中の「東海地震事前対応計画」については、特別防災区域が大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第3条の規定に基づく強化地域ではないが、川崎市地域防災計画（震災対策編）に基づき、東海地震に関連する情報が発表された場合に、特別防災区域内の混乱又は地震発生時の被害を最小限に止めるため、大震法第6条の規定に基づく地震防災強化計画に準じた計画とする。</p>	<p>担当局を明記 本編第6部の変更に伴う削除</p>
総則	1	1	3		第3節 計画の修正【危機管理本部】	第3節 計画の修正	担当局を明記
総則	1	1	4		第4節 計画の習熟【危機管理本部】	第4節 計画の習熟	担当局を明記
総則	1	1	5		<p>第5節 計画の構成及び内容【危機管理本部】</p> <p>この計画は、臨海部防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市等が行うべき各種対策を「災害予防計画」「応急対策」「復旧・復興対策」と時系列的に配し、市の防災活動の実施等に係る基本指針を示すとともに、南海トラフ地震東海地震に係る事前対策計画を示すものである。</p> <p>この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。</p>	<p>第5節 計画の構成及び内容</p> <p>この計画は、臨海部防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市等が行うべき各種対策を「災害予防計画」「応急対策」「復旧・復興対策」と時系列的に配し、市の防災活動の実施等に係る基本指針を示すとともに、東海地震に係る事前対策計画を示すものである。</p> <p>この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。</p>	<p>担当局を明記 本編第6部の変更に伴う修正</p>
総則	1	1	5	表や図の修正あり(別添)	計画の構成及び内容 (表・図2)		南海トラフを追記し、東海地震を資料編に移行することに伴う修正
総則	1	1	6		第6節 計画の体系【危機管理本部】	第6節 計画の体系	担当局を明記

総則	1	1	6	表や図の修正あり(別添)	計画の体系 (表・図3)		南海トラフを追記し、東海地震を資料編に移行するのに伴う修正等
総則	1	1	7		第7節 男女共同参画の視点への配慮【市民文化局】	第7節 男女共同参画の視点への配慮	担当局を明記
総則	1	2			第2章 臨海部の概況【危機管理本部総務企画局危機管理室、港湾局、消防局、臨海部国際戦略本部】	第2章 臨海部の概況【総務企画局危機管理室、港湾局、消防局】	組織改正に伴う修正 担当局を追記
総則	1	2	1		第1節 臨海部の範囲【危機管理本部、港湾局、消防局、臨海部国際戦略本部】	第1節 臨海部の範囲	担当局を明記
総則	1	2	2		第2節 特定事業所等の概況【消防局、臨海部国際戦略本部、港湾局、建設総政局、環境局】	第2節 特定事業所等の概況	担当局を明記
総則	1	2	2		1 特定事業所の概況 本市川崎区及び横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部に位置する特別防災区域「京浜臨海地区」は、過密化した地域に施設が集約しており、全国的にみても大規模で、かつ、多数の特定事業所を擁し、石油精製業、化学工業及び鉄鋼業等を中心に形成されている。この京浜臨海地区的うち、本市区域内には <u>4.7-5-1</u> の特定事業所が所在しており、隣接する横浜市内には <u>2.2-2-1</u> の特定事業所が所在している。	1 特定事業所の概況 本市川崎区及び横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部に位置する特別防災区域「京浜臨海地区」は、過密化した地域に施設が集約しており、全国的にみても大規模で、かつ、多数の特定事業所を擁し、石油精製業、化学工業及び鉄鋼業等を中心に形成されている。この京浜臨海地区的うち、本市区域内には <u>5.1</u> の特定事業所が所在しており、隣接する横浜市内には <u>2.1</u> の特定事業所が所在している。	最新の数値に更新
総則	1	2	2	表や図の修正あり(別添)	面積及び特定事業所数 (表・図4)		最新の数値に更新
総則	1	2	2	表や図の修正あり(別添)	特定事業所における石油等の貯蔵、取扱、処理量 (表・図5)		最新の数値に更新
総則	1	2	2	表や図の修正あり(別添)	特定事業所における危険物施設数 (表・図6)		最新の数値に更新
総則	1	2	2	表や図の修正あり(別添)	特定事業所における石油の屋外タンク基數 (表・図7)		最新の数値に更新
総則	1	2	2	表や図の修正あり(別添)	石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所一覧 (表・図8)		最新の数値に更新
総則	1	2	2	表や図の修正あり(別添)	石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所分布図 (表・図9)		最新の数値に更新
総則	1	2	2		3 港湾区域の概況 (1) 港湾施設 才 係留施設 大型係船岸壁等 (水深-4.5m以上) 総延長 <u>18,891.49,322m</u> 船席数 <u>172176</u> 物揚場 (水深-4.5m未満) 公共用 総延長 <u>752.6875.7m</u> 小型油槽船係留施設 総延長 <u>130433m</u>	3 港湾区域の概況 (1) 港湾施設 才 係留施設 大型係船岸壁等 (水深-4.5m以上) 総延長 <u>19,322m</u> 船席数 <u>176</u> 物揚場 (水深-4.5m未満) 公共用 総延長 <u>875.7m</u> 小型油槽船係留施設 総延長 <u>433m</u>	最新の港湾台帳に合わせた修正
総則	1	2	2		3 港湾区域の概況 (1) 港湾施設 才 上屋及び荷さばき地 上屋 9棟 総面積14,096m ² 荷さばき地 <u>642,370629,294m²</u>	3 港湾区域の概況 (1) 港湾施設 才 上屋及び荷さばき地 上屋 9棟 総面積14,096m ² 荷さばき地 <u>629,294m²</u>	最新の港湾台帳に合わせた修正
総則	1	3			第3章 特定事業所等の措置【消防局、経済労働局、港湾局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部】	第3章 特定事業所等の措置	担当局を明記
総則	1	3	1		第1節 特定事業所の措置【消防局】	第1節 特定事業所の措置	担当局を明記
総則	1	3	2		第2節 その他事業所の協力【経済労働局、港湾局、臨海部国際戦略本部】	第2節 その他事業所の協力	担当局を明記

総則	1	3	3		第3節 住民の協力【危機管理本部】	第3節 住民の協力	担当局を明記
総則	1	4			第4章 本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱 【危機管理本部総務企画局危機管理室、関係局区】	第4章 本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱 【総務企画局危機管理室、関係局区】	組織改正に伴う修正
総則	1	4	1		3 関係市消防機関本市 また、特定事業者が所有する危険物施設、 <u>高圧ガス関係施設</u> 及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法、 <u>高圧ガス保安法</u> 及び石炭法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。	3 本市 また、特定事業者が所有する危険物施設及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法及び石炭法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。	コンビナート地域の高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲に伴う修正
総則	1	4	2		第2節 本市が行うべき業務の大綱 1 防災組織の整備及び育成指導 2 防災訓練の実施及び指導 3 特定事業所に対する立入検査 <u>及び防災活動についての必要な助言・指導</u> 4 自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の育成指導	第2節 本市が行うべき業務の大綱 1 防災組織の整備及び育成指導 2 防災訓練の実施及び指導 3 特定事業所に対する立入検査 4 自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の育成指導	神奈川県石油コンビナート等防災計画との整合性を図るための修正
総則	1	4	2		5 危険物 <u>及び高圧ガス関係</u> 施設、設備等の保安管理の指導、監督	5 危険物施設、設備等の保安管理の指導、監督	コンビナート地域の高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲に伴う修正
総則	1	4	3		第3節 防災関係機関等の業務の大綱 1 県 (1)～(4)略 (5)特定事業所に対する立入検査 <u>及び防災活動についての必要な助言・指導</u> (6) <u>高圧ガス及び</u> 毒劇物関係施設の保安管理の指導監督	第3節 防災関係機関等の業務の大綱 1 県 (1)～(4)略 (5)特定事業所に対する立入検査 (6) <u>高圧ガス及び</u> 毒劇物関係施設の保安管理の指導監督	コンビナート地域の高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲に伴う修正
総則	1	4	3		(5) 第三管区海上保安本部 (中略) ス 避難指示勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保	(5) 第三管区海上保安本部 (中略) ス 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保	避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴う修正
総則	2	1			第1章 石油コンビナートの災害【危機管理本部総務企画局危機管理室、消防局】	第1章 石油コンビナートの災害【総務企画局危機管理室、消防局】	組織改正に伴う修正
災害想定	2	2			第2章 津波・高潮災害【危機管理本部、神奈川県、関係局区】 東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓を踏まえ、国においては、科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討している。神奈川県においては最大クラスの津波を想定した地震を設定し、地震津波浸水予測図を作成した。 津波の災害想定については、神奈川県が想定した津波のうち、本市における浸水域、浸水深が最大クラスの「慶長型地震」による津波を対象とする。 また、高潮については、平成27年度の水防法の改正を踏まえ、神奈川県においては想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、 <u>令和6年2月に高潮浸水想定区域等の見直しがされた</u> 。	第2章 津波・高潮災害 東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓を踏まえ、国においては、科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討している。神奈川県においては最大クラスの津波を想定した地震を設定し、地震津波浸水予測図を作成した。 津波の災害想定については、神奈川県が想定した津波のうち、本市における浸水域、浸水深が最大クラスの「慶長型地震」による津波を対象とする。 また、高潮については、平成27年度の水防法の改正を踏まえ、神奈川県においては想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定した。	担当局を明記 想定区域の見直しに伴う修正
災害想定	2	2	1		津波浸水予測【危機管理本部総務企画局危機管理室】	津波浸水予測【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
災害想定	2	2	2		第2節 津波被害想定【危機管理本部総務企画局危機管理室】	第2節 津波被害想定【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正

災害想定	2	2	3	<p>第3節 高潮浸水想定 【神奈川県・危機管理本部総務企画局危機管理室・建設緑政局・港湾局・川崎区・幸区・中原区】 県は、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表する。 市は、浸水想定区域・水深・浸水継続時間等を周知し、浸水による被害の軽減を図っていくものとする。 なお、高潮に関する防災対策については、市地域防災計画風水害編に順じて対応するものとする。</p> <p>1 最大規模の高潮の発生が想定される台風 (1) 中心気圧 (910hPa) ※室戸台風級 (2) 移動速度 (20, 30, 40, 50, 53, 60, 73km/h) ※伊勢湾台風級 (3) 半径 (20, 30, 40, 75km) ※伊勢湾台風級</p> <p>2 想定される水深・浸水継続時間等 (1) 最大高潮水位 T.P. +3.9029m (川崎区) (2) 最大浸水面積 川崎区 33.527 k m²、幸区 6.67.4 k m²、中原区 3.34 k m² (3) 最大浸水深 約 5m (4) 最大浸水継続時間 1週間以上36 時間 (川崎区)</p>	<p>第3節 高潮浸水想定 【神奈川県・総務企画局危機管理室・建設緑政局・港湾局・川崎区・幸区・中原区】 県は、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表する。 市は、浸水想定区域・水深・浸水継続時間等を周知し、浸水による被害の軽減を図っていくものとする。</p> <p>なお、高潮に関する防災対策については、市地域防災計画風水害編に順じて対応するものとする。</p> <p>1 最大規模の高潮の発生が想定される台風 (1) 中心気圧 (910hPa) ※室戸台風級 (2) 移動速度 (73 km/h) ※伊勢湾台風級 (3) 半径 (75 km) ※伊勢湾台風級</p> <p>2 想定される水深・浸水継続時間等 (1) 最大高潮水位 T.P. +3.29m (川崎区) (2) 最大浸水面積 川崎区 27 k m²、幸区 7.4 k m²、中原区 1 k m² (3) 最大浸水深 約 5m (幸区) (4) 最大浸水継続時間 36 時間 (川崎区)</p>	想定区域の見直しに伴う修正
災害想定	2	2	3	表や図の修正あり(別添) 高潮浸水想定 (表・図10)		想定区域の見直しに伴う修正
災害想定	2	3		第3章 放射性物質等の灾害【危機管理本部総務企画局危機管理室】	第3章 放射性物質等の灾害【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
災害予防計画	3			<p>第3部 災害予防計画 加えて、全国の特別防災区域内の特定事業所における事故件数（地震及び津波による事故を除く。）は、<u>近年増加傾向にあることから、設備の高経年化対策、保安人材の育成等について、充実強化を推進する。平成6年から増加傾向にあり、近年も依然高い水準にあるほか、平成23年から平成26年にかけては4件の重大事故も発生していることから、設備の老朽化対策、緊急停止対応について充実強化を図るよう努める。</u></p>	<p>第3部 災害予防計画 加えて、全国の特別防災区域内の特定事業所における事故件数（地震及び津波による事故を除く。）は平成6年から増加傾向にあり、<u>近年も依然高い水準にあるほか、平成23年から平成26年にかけては4件の重大事故も発生していることから、設備の老朽化対策、緊急停止対応について充実強化を図るよう努める。</u></p>	令和6年4月1日現在に更新
災害予防計画	3	1		第1章 特定事業所等における予防対策【消防局、危機管理本部、臨海部国際戦略本部、港湾局、経済労働局、川崎区】	第1章 特定事業所等における予防対策	担当局を明記
災害予防計画	3	1	1	第1節 特定事業所の予防対策【消防局、危機管理本部】	第1節 特定事業所の予防対策【消防局】	担当局を明記
災害予防計画	3	1	1	<p>1 保安管理の徹底 (2) 安全対策に関する取組みの徹底 エ 「リスクアセスメント・ガイドライン (Ver.24) (平成28年2月3月高压ガス保安協会)」等を参考に各設備の潜在リスクを把握・評価し、事前に各種対策を講じるよう努める。 オ 事故の直接的要因又は背後要因として人的要因があることを認識し、ハード対策（誤操作防止措置等）やソフト対策（教育訓練の充実等）により、適切な予防対策を講じる。</p>	<p>1 保安管理の徹底 (2) 安全対策に関する取組みの徹底 エ 「リスクアセスメント・ガイドライン (Ver.1) (平成27年3月高压ガス保安協会)」等を参考に各設備の潜在リスクを把握・評価し、事前に各種対策を講じるよう努める。 オ 事故の直接的要因又は背後要因として人的要因があることを認識し、ハード対策（誤操作防止措置）やソフト対策（教育訓練の充実）により、適切な予防対策を講じる。</p>	令和6年4月1日現在に更新

災害予防計画	3	1	1	<p>(3) 地震・津波対策 (ア) 危険物施設</p> <p>危険物施設については、地震・津波対策の推進にあたり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について（消防庁危険物保安室長通知、平成24年1月31日消防危第28号）」等を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>また、屋外タンクの防油堤等については、「防油堤の漏えい防止措置等について（平成10年3月20日消防庁通知）」等により対策を講ずる。</p> <p><u>さらに、これまでに特定屋外タンク（昭和52年2月15日以前設置）の新基準（平成7年1月施行）及び準特定屋外タンク（平成11年4月1日以前設置）の新基準（平成11年1月施行）に補強対策等を講じて基準に適合させたが、引き続き適切な維持管理を行う。</u></p>	<p>(3) 地震・津波対策 (ア) 危険物施設</p> <p>危険物施設については、地震・津波対策の推進にあたり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について（消防庁危険物保安室長通知、平成24年1月31日消防危第28号）」等を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>また、屋外タンクの防油堤等については、「防油堤の漏えい防止措置等について（平成10年3月20日消防庁通知）」等により対策を講ずる。</p>	令和6年4月1日現在に更新
災害予防計画	3	1	1	<p>イ 長周期地震動対策（危険物タンクのスロッシング対策）</p> <p><u>特定屋外タンクについては、平成17年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行う。</u></p> <p>また、この改正により新基準（平成17年4月施行）への適合が求められた浮き屋根式特定屋外タンクの浮き屋根については、補強対策等を講じて適合させたが、引き続き適切な維持管理を行う。</p> <p><u>さらに、新しい基準（平成24年4月施行）が求められた内部浮き蓋式特定屋外タンクの浮き蓋についても、改修を行い基準に適合させたが、引き続き適切な維持管理を行う。</u></p> <p><u>内部浮き蓋式屋外タンクについては、平成24年に新たに制定された基準に基づいて、対策を行うとともに、パン型及びバルクヘッド型の浮き蓋については、改修猶予期限にとらわれることなく早期に改修を図るように努める。</u></p>	<p>イ 長周期地震動対策（危険物タンクのスロッシング対策）</p> <p>内部浮き蓋式屋外タンクについては、平成24年に新たに制定された基準に基づいて、対策を行うとともに、パン型及びバルクヘッド型の浮き蓋については、改修猶予期限にとらわれることなく早期に改修を図るように努める。</p>	令和6年4月1日現在に更新 かわさき強靭化計画の令和5年度の評価結果と整合性を図るための修正
災害予防計画	3	1	1	<p>(4) 風水害対策</p> <p>風水害対策の推進については、「危険物施設の風水害対策の一層の推進について（消防庁危険物保安室長通知、令和3年3月30日消防危第49号）」等を踏まえ、規程類の整備及び必要な措置等を講じる。</p> <p>(5) 施設、設備等の老朽化対策</p> <p>ア 配管</p> <p>埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時のポイント等をリストアップし、腐食開孔部の早期発見に努める。</p> <p>高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料（作成：平成19年3月 <u>改訂：令和6年3月</u> 神奈川県）」を参考に外面腐食防止対策を講じるほか、保温材下の外面腐食に関しては、「石油精製業及び石油化学工業における保温材下配管外面腐食（CUI）に関する維持管理ガイドライン（平成24年2月一般社団法人 エンジニアリング協会）」を参考に適切に維持管理を行う。</p> <p>イ タンク本体</p> <p>現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等に関する指針（平成17年3月総務省消防庁）」及び「<u>特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドラインについて（平成25年3月総務省消防庁）</u>」に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。</p>	<p>(4) 施設、設備等の老朽化対策</p> <p>ア 配管</p> <p>埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時のポイント等をリストアップし、腐食開孔部の早期発見に努める。</p> <p>高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料（平成19年3月神奈川県）」を参考に外面腐食防止対策を講じるほか、保温材下の外面腐食に関しては、「石油精製業及び石油化学工業における保温材下配管外面腐食（CUI）に関する維持管理ガイドライン（平成24年2月一般社団法人 エンジニアリング協会）」を参考に適切に維持管理を行う。</p> <p>イ タンク本体</p> <p>現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等に関する指針（平成17年3月総務省消防庁）」に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。</p>	令和6年4月1日現在に更新

災害予防計画	3	1	1	(6) -(5) 緊急停止装置、保安電力等の安全対策 (7) -(6) 事故の早期検知 (8) -(7) 原子力災害に対する防災体制の整備緊急措置	(5) 緊急停止装置、保安電力等の安全対策 (6) 事故の早期検知 (7) 原子力災害に対する緊急措置	神奈川県石油コンビナート等防災計画との整合性を図るための修正
災害予防計画	3	1	1	表や図の修正あり(別添) 石災法第19条に基づく共同防災組織の設置状況(表・図11)		令和6年4月1日現在に更新
災害予防計画	3	1	1	ウ 広域共同防災組織の確立 直径34m以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所を所有する特定事業所にあつては、「大容量泡放射システム」(大容量泡放水砲、大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤等)を備え付けなければならないことから、当京浜臨海地区においては、石災法第19条の2の規定に基づき、広域共同防災組織として「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」を設置しているたところである。複数の特別防災区域を管轄する組織となり、当市の京浜臨海地区のほかをはじめ、根岸臨海地区及び静岡県の清水地区を受け持つ広域の共同防災組織となっている。 なお、静岡県の清水地区的事業者は、該当タンク廃止に伴い令和5年3月末に広域共同防災組織から退会したことから「神奈川地区広域共同防災協議会」と名称変更をしている。	ウ 広域共同防災組織の確立 直径34m以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所を所有する特定事業所にあつては、「大容量泡放射システム」(大容量泡放水砲、大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤等)を備え付けなければならないことから、当京浜臨海地区においては、石災法第19条の2の規定に基づき、広域共同防災組織として「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」を設置したところである。複数の特別防災区域を管轄する組織となり、当市の京浜臨海地区をはじめ、根岸臨海地区及び静岡県の清水地区を受け持つ広域の共同防災組織となっている。	令和6年4月1日現在に更新
災害予防計画	3	1	1	表や図の修正あり(別添) 石災法第19条の2に基づく広域共同防災組織の設置状況(表・図12)		令和6年4月1日現在に更新
災害予防計画	3	1	1	(2) 大容量泡放射システムの概況 石災法第19条の2の規定により広域共同防災組織が設置され、当市区域には「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」を組織して、防災資機材等及び防災要員に係る石災法の基準に基づき、次のような大容量泡放射システムを配備している。 ※「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」は、当市の他、京浜臨海地区(横浜市区域)・清水地区の特定事業所を受け持つ。	(2) 大容量泡放射システムの概況 石災法第19条の2の規定により広域共同防災組織が設置され、当市区域には「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」を組織して、防災資機材等及び防災要員に係る石災法の基準に基づき、次のような大容量泡放射システムを配備している。 ※「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」は、当市の他、京浜臨海地区(横浜市区域)・清水地区の特定事業所を受け持つ。	令和6年4月1日現在に更新
災害予防計画	3	1	1	表や図の修正あり(別添) 大容量泡放射システムの資機材等(表・図13)		令和6年4月1日現在に更新
災害予防計画	3	1	1	表や図の修正あり(別添) 川崎市内における大容量泡放射システムの該当タンク基數(表・図14)		令和6年4月1日現在に更新
災害予防計画	3	1	1	表や図の修正あり(別添) 共同防災組織及び自衛防災組織における防災資機材等の設置状況(表・図15)		市年報に表をあわせた修正
災害予防計画	3	1	2	第2節 特定事業所以外の事業所の予防対策【臨海部国際戦略本部、港湾局、経済労働局、川崎区、危機管理本部】	第2節 特定事業所以外の事業所の予防対策【臨海部国際戦略本部、港湾局、経済労働局、川崎区】	担当局を明記(追加)
災害予防計画	3	1	2	1 特定事業所以外の事業所の防災対策(中略) このような事業所の防災体制の構築を図るために川崎臨海部立地企業等と関係局、川崎区等とで構成された川崎臨海防災協議会や川崎区危機管理地域推進協議会等において~	1 特定事業所以外の事業所の防災対策(中略) このような事業所の防災体制の構築を図るために川崎臨海部立地企業等と関係局、川崎区等とで構成された川崎臨海防災協議会や川崎区危機管理地域推進協議会等において~	前回改定時に修正漏れ、または確認不足
災害予防計画	3	2		第2章 防災関係機関における予防対策【危機管理本部、関係局】	第2章 防災関係機関における予防対策	担当局を明記

災害予防計画	3	2	1	<p>第1節 特定事業所等に対する監督指導の徹底【消防局・港湾局等】 2 防災体制の整備推進 (2) 予防規程・危害予防規程・防災規程 消防局は、危険物を貯蔵し、取り扱う事業所又は高圧ガスを製造処理する事業所における火災・爆発・その他の災害の発生又は拡大を防止するため、危険物の取扱い作業・貯蔵方法、高圧ガスの製造に係る保安上必要な事項、一災害発生時の災害応急措置、一その他の保安上必要な事項等に關し、消防法第14条の2、高圧ガス保安法第26条及び石油コンビナート等災害防止法第18条の規定に基づき具体的に予防規程・危害予防規程及び防災規程を制定させ、事業所全般の保安管理の徹底を図らせる。</p>	<p>第1節 特定事業所等に対する監督指導の徹底【消防局・港湾局等】 2 防災体制の整備推進 (2) 予防規程・防災規程 消防局は、危険物を貯蔵し、取り扱う事業所又は高圧ガスを処理する事業所における火災・爆発・その他の災害の発生又は拡大を防止するため、危険物の取扱い作業・貯蔵方法・災害発生時の災害応急措置・その他危険物の保安上必要な事項等に關し、消防法第14条の2及び石油コンビナート等災害防止法第18条の規定に基づき具体的に予防規程及び防災規程を制定させ、事業所全般の保安管理の徹底を図らせる。</p>	コンビナート地域の高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲に伴う修正及び所要の整備
災害予防計画	3	2	1	<p>(4) 研究機関等 ア 川崎市コンビナート安全対策委員会消防局は、京浜臨海地区における事故の調査並びに事故防止のために講ずべき施策等に関する調査審議し、行政施策を円滑に推進するため川崎市長が委嘱した学識経験者により構成されている川崎市コンビナート安全対策委員会の審議結果を尊重し、保安危険物行政に反映させるものとする。 なお、委員会の組織運営等については、川崎市附付属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）に定めがあるもののほか、川崎市コンビナート安全対策委員会要綱（平成27年26川消危第1651号）に定める。 イ 川崎市危険物等保安審議会 消防局は、消防法に基づく危険物、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油等及び高圧ガス保安法に基づく高圧ガス等（以下、「危険物等」という。）の貯蔵・取扱いに関する課題等を調査審議し、その安全確保を推進するために附付属機関として設置された市内事業所の学識経験者により構成される川崎市危険物等保安審議会の成果物を危険物等行政に反映させるものとする。 なお、審議会の組織運営等については、川崎市附付属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）に定めがあるもののほか、川崎市危険物等行政に反映させるものとする。</p>	<p>(4) 研究機関等 ア 川崎市コンビナート安全対策委員会消防局は、京浜臨海地区における事故の調査並びに事故防止のために講ずべき施策等に関する調査審議し、行政施策を円滑に推進するため川崎市長が委嘱した学識経験者により構成されている川崎市コンビナート安全対策委員会の審議結果を尊重し、危険物行政に反映させるものとする。 なお、委員会の組織運営等については、川崎市付属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）に定めがあるもののほか、川崎市コンビナート安全対策委員会要綱（平成27年26川消危第1651号）に定める。 イ 川崎市危険物保安審議会 消防局は、消防法に基づく危険物、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油等及び高圧ガス保安法に基づく高圧ガス等（以下、「危険物等」という。）の貯蔵・取扱いに関する課題等を調査審議し、その安全確保を推進するために付属機関として設置された市内事業所の学識経験者により構成される川崎市危険物保安審議会の成果物を危険物等行政に反映させるものとする。 なお、審議会の組織運営等については、川崎市付属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）に定めがあるもののほか、川崎市危険物保安審議会要綱（平成27年26川消危第1650号）に定める。</p>	コンビナート地域の高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲に伴う修正及び所要の整備
災害予防計画	3	2	1	<p>(5) 相互応援体制の確立指導 危機管理本部危機管理室及び消防局は、各自衛防災組織及び共同防災組織が災害時において相互に応援、協力して防災活動を実施するよう、次の事項等について、あらかじめ応援協定の締結を指導する。</p>	<p>(5) 相互応援体制の確立指導 危機管理室及び消防局は、各自衛防災組織及び共同防災組織が災害時において相互に応援、協力して防災活動を実施するよう、次の事項等について、あらかじめ応援協定の締結を指導する。</p>	組織改正に伴う修正
災害予防計画	3	2	2	<p>1 市の消防力 市は、人命救助や被害の拡大等を防止し、市民、事業所及び付近船舶の安全確保を図るために、的確な情報収集体制や効果的かつ迅速な体制がとれるよう大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車の3点セット中隊及び消防艇等消防力を整備し、適正に配置するとともに、消防用資機材の整備を図るものとする。</p>	<p>1 市の消防力 市は、人命救助や被害の拡大等を防止し、市民、事業所及び付近船舶の安全確保を図るために、的確な情報収集体制や効果的かつ迅速な体制がとれるよう大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車の3点セット中隊及び消防艇等消防力を整備し、適正に配置するとともに、消防用資機材の整備を図るものとする。</p>	誤字の修正
災害予防計画	3	2	2	表や図の修正あり(別添)	第三管区海上保安部の消防力等概要(表・図16)	川崎海上保安署に確認した消防力等を修正
災害予防計画	3	2	3	第3節 石油コンビナート等災害影響範囲の把握【 危機管理本部総務企画局危機管理室 、消防局、川崎区】	第3節 石油コンビナート等災害影響範囲の把握【 総務企画局危機管理室 、消防局、川崎区】	組織改正に伴う修正
災害予防計画	3	2	4	第4節 海上流出油等防災体制の整備【 危機管理本部総務企画局危機管理室 、港湾局、消防局】	第4節 海上流出油等防災体制の整備【 総務企画局危機管理室 、港湾局、消防局】	組織改正に伴う修正
災害予防計画	3	2	4	表や図の修正あり(別添) 港湾局所属船舶諸元表(表・図17)		船舶更新に伴う修正
災害予防計画	3	2	5	第5節 防災訓練の実施【 危機管理本部総務企画局危機管理室 、川崎区、 消防局 】	第5節 防災訓練の実施【 総務企画局危機管理室 、川崎区】	組織改正に伴う修正
災害予防計画	3	3		第3章 公共施設等の安全対策の推進【 危機管理本部 、 関係局 】	第3章 公共施設等の安全対策の推進	担当局を明記

災害予防計画	3	3	1		3 トンネルの整備 また、川崎港海底トンネルについては、引き続き適切に維持管理し耐震補強を実施するとともに、維持管理計画に基づく維持補修を行い、緊急輸送道路の確保に努める。	3 トンネルの整備 また、川崎港海底トンネルについては、引き続き耐震補強を実施するとともに、維持管理計画に基づく維持補修を行い、緊急輸送道路の確保に努める。	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
災害予防計画	3	3	2		(3) 河港水門の適正管理 <u>河川パトロールの際において異常等を確認し、必要に応じて所要の措置を講じるなど、適正な維持管理を行う。</u>	(3) 河港水門の適正管理 月1回水門の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し、所要の措置を講じることと併せて、老朽化による機能不全を防ぐため、適正な維持管理を行う。	船着場としての機能がなくなり、水門の開閉が不要となつたことから、開閉ができない構造に改良を実施したための修正
災害予防計画	3	3	5		第5節 公共事業施設の整備【危機管理本部】	第5節 公共事業施設の整備	担当局を明記
災害予防計画	3	3	5		5 首都高速道路施設の整備 首都高速道路株式会社は、落橋や倒壊を起こさないよう「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成7年5月）やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）に準拠した構造にしていくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策の一層の強化充実を図るとともに、災害に備え、道路構造物について常時点検を行うこととする。	5 首都高速道路施設の整備 首都高速道路株式会社は、落橋や倒壊を起こさないよう「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成7年5月）に準拠した構造にしていくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策の一層の強化充実を図るとともに、災害に備え、道路構造物について常時点検を行うこととする。	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
災害予防計画	3	3	6		第6節 航空機事故における災害の防止【危機管理本部】	第6節 航空機事故における災害の防止	担当局を明記
災害予防計画	3	4			第4章 津波対策【危機管理本部総務企画局危機管理室、港湾局、関係局、川崎区】	第4章 津波対策【総務企画局危機管理室、港湾局、関係局、川崎区】	組織改正に伴う修正
災害予防計画	3	4	1		第1節 ソフト対策【危機管理本部、港湾局、関係局、川崎区】	第1節 ソフト対策	担当局を明記
災害予防計画	3	4	1		2 防潮扉の開閉に係る運用 港湾局からの指示に基づき、開閉を委託されている事業所が開閉を現在行っているが、高潮警報・津波警報・大津波警報が発令された場合は、急を要するため、港湾局の指示がなくとも事業所が閉鎖するものとする。災害時には通信の輻輳等により適時に指示ができないことが予想されることから、防潮扉の開閉基準などの改善を行う。	2 防潮扉の開閉に係る運用 港湾局からの指示に基づき、開閉を委託されている事業所が開閉を現在行っているが、災害時には通信の輻輳等により適時に指示ができないことが予想されることから、防潮扉の開閉基準などの改善を行う。	防潮扉閉鎖要領の改正に伴う修正
災害予防計画	3	4	1		(資料編 津波避難施設及び避難場所一覧) (資料編 指定避難所・広域避難場所)	(資料編 津波避難施設及び避難場所一覧)	資料編との整合性を図るための修正
災害予防計画	3	4	2		第2節 ハード対策【港湾局、危機管理本部】	第2節 ハード対策	担当局を明記
災害予防計画	3	5			第5章 情報連絡体制の整備【危機管理本部総務企画局危機管理室、臨海部国際戦略本部、関係局、川崎区】	第5章 情報連絡体制の整備【総務企画局危機管理室、関係局、川崎区】	組織改正に伴う修正 担当局を明記（追加）
災害予防計画	3	5			災害時において～、川崎区等で構成された川崎臨海部防災協議会や川崎区危機管理地域推進協議会等における	災害時において～、川崎区等で構成された川崎臨海部防災協議会や川崎区危機管理推進協議会等における	前回改定時に修正漏れ、または確認不足
災害予防計画	3	5	1		第1節 情報通信設備の確保【危機管理本部、港湾局、消防局、川崎区】	第1節 情報通信設備の確保	担当局を明記

災害予防計画	3	5	1	(2) 災害時の通信設備 (中 略) イ 市と防災関係機関等との通信手段 <u>(削除)</u> 移動系防災行政無線設備については、市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で通信するため、 <u>また</u> MCA無線及び特設公衆電話については、市と帰宅困難者一時滞在施設との間で通信するため、市で整備している。 <u>(削除)</u> (中 略) エ 市内部の通信手段 (ア) <u>(削除)</u> 移動系防災行政無線設備	(2) 災害時の通信設備 (中 略) イ 市と防災関係機関等との通信手段 <u>デジタル</u> 移動系防災行政無線設備については、市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で通信するため、MCA無線及び特設公衆電話については、市と帰宅困難者一時滞在施設との間で通信するため、市で整備している。通信方法は、直接通信及び専用通信を優先的に利用するものとする。 (中 略) エ 市内部の通信手段 (ア) <u>デジタル</u> 移動系防災行政無線設備	時点更新に伴う修正
災害予防計画	3	5	2	第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備【危機管理本部、港湾局、消防局、臨海部国際戦略本部、川崎区】	第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備	担当局を明記
災害予防計画	3	5	2	1 情報収集・伝達体制 (中 略) (4) タクシー無線 災害発生直後の市内の被害状況を迅速に把握するため、一般社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第一個人タクシー協同組合との協定に基づき、協会及び組合に加盟する各社が保有するタクシー無線を活用して、被害情報の収集を図るものとする。 (中 略) (7) 非常 <u>通信無線</u> 災害時において、有線通信等が途絶又は輻輳し、かつ無線通信設備についても重大な障害等が発生して防災関係機関等相互の通信が困難になった場合は、関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。〔電波法第52条第4項に定める非常通信に該当〕 (中 略) (1) 災害情報カメラ <u>市役所南庁舎市役所第3庁舎</u> 、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）、西生田中継所及び多摩区総合庁舎に設置している災害情報カメラ（このうち、臨海部及び周辺地域の映像確認用としては <u>市役所南庁舎市役所第3庁舎</u> 及び川崎市港湾振興会館：川崎マリエンに設置の各カメラ）からの映像情報を、市災害対策本部の大型映像画面、市総合防災情報システム等に映写し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。	1 情報収集・伝達体制 (中 略) (4) タクシー無線 災害発生直後の市内の被害状況を迅速に把握するため、社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第一個人タクシー協同組合との協定に基づき、協会及び組合に加盟する各社が保有するタクシー無線を活用して、被害情報の収集を図るものとする。 (中 略) (7) 非常無線 災害時において、有線通信等が途絶又は輻輳し、かつ無線通信設備についても重大な障害等が発生して防災関係機関等相互の通信が困難になった場合は、関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。〔電波法第52条第4項に定める非常通信に該当〕 (中 略) (1) 災害情報カメラ 市役所第3庁舎、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）、西生田中継所及び多摩区総合庁舎に設置している災害情報カメラ（このうち、臨海部及び周辺地域の映像確認用としては <u>市役所第3庁舎</u> 及び川崎市港湾振興会館：川崎マリエンに設置の各カメラ）からの映像情報を、市災害対策本部の大型映像画面、市総合防災情報システム等に映写し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。	時点更新に伴う修正
災害予防計画	3	5	2	<u>川崎市地域防災計画 資料編</u> (資料編) 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書) (資料編) 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書) (資料編) 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定 (神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合、川崎第一個人タクシー協同組合神奈川県乗用自動車協会川崎支部ほか) (資料編) 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定 (川崎市アマチュア無線情報ネットワーク) (資料編) 関東地方非常通信協議会会則)	(資料編) 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書) (資料編) 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書) (資料編) 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定 (神奈川県乗用自動車協会川崎支部ほか) (資料編) 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定 (川崎市アマチュア無線情報ネットワーク) (資料編) 関東地方非常通信協議会会則)	時点更新に伴う修正

災害予防計画	3	5	3	第3節 連絡体制【危機管理本部】	第3節 連絡体制	担当局を明記
災害予防計画	3	5	4	第4節 防災行政無線等の運用【危機管理本部】	第4節 防災行政無線等の運用	担当局を明記
災害予防計画	3	5	4	<p>1 無線設備の整備 (1) 防災行政無線の構成 <u>(削除)</u> 防災行政無線は、次の系統により構成する。 ア 多重系 イ <u>(削除)</u> 移動系 ウ 衛星系 エ 同報系 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (2) 防災行政無線の統制 <u>(削除)</u> 防災行政無線設備全体の運用を統制するため、<u>本庁舎6階</u> <u>市役所第3庁舎7階</u>に無線統制局を置く。 <u>(削除)</u> (3) 電源確保 災害による停電等に備えて、無線設備の運用に万全を期するため、 発動発電機、蓄電池等の非常用電源設備の配置を行い、重要な無線設備の使用可能時間を3日以上確保できるよう努める。 2 運用 <u>(削除)</u> 防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、 「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、<u>(削除)</u> 運用する。</p>	<p>1 無線設備の整備 (1) 防災行政無線の構成 <u>市役所第3庁舎7階</u>に無線統制局を置く。ただし、MCA無線については財団法人移動無線センターが統制を行う。 <u>(2) 防災行政無線の統制</u> <u>市役所第3庁舎7階</u>に無線統制局を置く。ただし、MCA無線については財団法人移動無線センターが統制を行う。 (3) 電源確保 災害による停電等に備えて、無線設備の運用に万全を期するため、 発動発電機、蓄電池等の非常用電源設備の配置を行い、重要な無線設備の使用可能時間を3日以上確保できるよう努める。 2 運用 <u>市役所第3庁舎7階</u>に無線統制局を置く。ただし、MCA無線については財団法人移動無線センターが統制を行う。</p>	時点更新に伴う修正
災害予防計画	3	5	4	<u>(削除)</u>	<p>(1) 無線通信の手段 ア 多重系は、市役所、区役所、支所等との間で、音声及びファクシミリによる通信を行う。 イ 移動系は、市役所、区役所、支所、防災関係機関等との間で、半固定型無線機、車載型無線機及び携帯型無線機により、音声、ファクシミリによる通信を行う。 ウ 衛星系は、本市と国や他自治体との間で、音声、ファクシミリ、データ及び映像による通信を行う。 エ 同報系は、屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。 オ テレメータ系は、雨量、水位及び潮位の観測データの通信を行う。 カ MCA無線は、市災害対策本部長、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局、帰宅困難者一時滞在施設等との間で、音声による通信を行う。</p> <p>(2) 通信の種類 ア 個別通信：2無線局相互間の音声、ファクシミリ及び映像通信 イ 順次通報：ファクシミリ設置局に対し、組織別に順次行う通報 ウ 一斉通報：各無線局に対し、音声又はファクシミリにより一斉に行う通報 エ 非常一斉通報：緊急事態においてのみ、固定系、デジタル移動系、同報系の全無線局に対し、音声により一斉に行う最優先の通報</p>	時点更新に伴う修正

				(削除)		
災害予防計画	3	5	4	<p>川崎市地域防災計画 資料編</p> <p>(資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程) (資料編 川崎市防災行政無線管理運用要綱) (資料編 川崎市防災行政無線系統図) (資料編 同報系屋外受信機設置一覧表(川崎区、幸区、中原区)) (資料編 雨量・水位・潮位観測局設置図)</p>	<p>(3) 運用時間 常時とする。</p> <p>(4) 管理及び運用組織 無線局を統括するために「統括管理者」及び「副統括管理者」を置き、無線設備を管理する責任者として「無線管理者」を置く。また、各無線局には「無線使用管理者」をそれぞれ配置し、運用するにあたり、「通信取扱責任者」及び「通信取扱者」を無線使用管理者の下に置く。なお、統括管理者は総務企画局長とする。</p> <p>(5) 通信統制 非常災害時において、通信回線の混信、輻輳等を避けるため統括管理者は、通話時間統制及び発着信統制を行う。ただし、MCA無線についてでは財団法人移動無線センターの統制に従う。</p> <p>(資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程) (資料編 川崎市防災行政無線管理運用要綱) (資料編 川崎市防災行政無線系統図) (資料編 同報系屋外受信機設置一覧表(川崎区、幸区、中原区)) (資料編 雨量・水位・潮位観測局設置図)</p>	時点更新に伴う修正
災害予防計画	3	5	5	第5節 衛星通信の運用【危機管理本部、消防局】	第5節 衛星通信の運用	担当局を明記
災害予防計画	3	5	5	<p>国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものとする。</p> <p>1 無線設備の配置 電話及び(削除)映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役所本庁舎第3 座舎に配置するとともに、各区役所、消防局及び多摩防災センターに衛星系映像受信専用装置(TVRO)を配置する。</p> <p>2 運用 衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、(削除)運用する。 (削除)</p>	<p>国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものとする。</p> <p>1 無線設備の配置 電話及びファクシミリ並びに映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役所本庁舎第3 座舎に配置するとともに、各区役所、消防局及び多摩防災センターに衛星系映像受信専用装置(TVRO)を配置する。</p> <p>2 運用 衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、次のとおり運用する。</p> <p>(1) 統制局における通信内容 ア 国からの音声一斉指令及びファクシミリー一斉指令の受信 イ 国及び他自治体との電話、ファクシミリ、データ及び映像情報の送受信</p> <p>(2) 消防局における通信内容 ア 国(消防庁)からの音声一斉指令及びファクシミリー一斉指令の受信 イ 市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信</p> <p>(3) 各区役所及び多摩防災センターにおける通信内容 市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信</p>	時点更新に伴う修正
災害予防計画	3	5	6	第6節 防災相互無線の運用【危機管理本部、消防局】	第6節 防災相互無線の運用	担当局を明記
災害予防計画	3	6		第6章 液状化、長周期地震動対策【危機管理本部総務企画局危機管理室、港湾局、消防局、関係局】	第6章 液状化、長周期地震動対策【総務企画局危機管理室、港湾局、消防局、関係局】	組織改正に伴う修正
災害予防計画	3	6	1	第1節 液状化対策【危機管理本部、港湾局、消防局】	第1節 液状化対策	担当局を明記

災害予防計画	3	6	1	1 臨港地区内における緊急輸送道路の液状化対策 (略) 臨港地区内の緊急輸送道路指定 路線を対象に <u>必要に応じ液状化の検討・対策の検討</u> を行い、輸送路の確保を図る。	1 臨港地区内における緊急輸送道路の液状化対策 (略) 臨港地区内の緊急輸送道路指定 路線を対象に液状化対策の検討を行い、輸送路の確保を図る。	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
災害予防計画	3	6	2	第2節 長周期地震動対策【消防局、危機管理本部】	第2節 長周期地震動対策	担当局を明記
災害予防計画	3	6	2	本市臨海部においては、海溝部で発生する <u>南海トラフ地震東海地震</u> や東南海地震などにより発生する長周期地震動の影響が危惧されることから、コンビナート地域の保安対策の強化を図るために危険物屋外タンクの長周期地震動対策を推進する。 <u>消防局は、特定事業所に対し、未だ長周期地震動に伴う耐震基準を満足しない内部浮き蓋付き特定屋外タンクについて、法令基準の改修期限に捉われることなく、危険性評価を考慮し、できるだけ早期にこれら耐震基準を満足する「新基準」への改修を進めるよう指導する。</u>	本市臨海部においては、海溝部で発生する東海地震や東南海地震などにより発生する長周期地震動の影響が危惧されることから、コンビナート地域の保安対策の強化を図るために危険物屋外タンクの長周期地震動対策を推進する。 <u>消防局は、特定事業所に対し、未だ長周期地震動に伴う耐震基準を満足しない内部浮き蓋付き特定屋外タンクについて、法令基準の改修期限に捉われることなく、危険性評価を考慮し、できるだけ早期にこれら耐震基準を満足する「新基準」への改修を進めるよう指導する。</u>	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正 令和6年4月1日現在に更新
災害予防計画	3	7		第7章 帰宅困難者対策【危機管理本部総務企画局危機管理室、川崎区、関係局】	第7章 帰宅困難者対策【総務企画局危機管理室、川崎区、関係局】	組織改正に伴う修正
災害予防計画	3	7	4	川崎市地域防災計画 資料編 (資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書) (帰宅困難者に対する一時滞在施設の使用に関する協定書)	(資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書)	川崎市地域防災計画（資料編）との重複に伴う修正
災害予防計画	3	8		第8章 臨海部事業所、市民等への情報提供【危機管理本部総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、消防局、臨海部国際戦略本部、川崎区、消防局】	第8章 臨海部事業所、市民等への情報提供【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、川崎区、消防局】	組織改正に伴う修正 担当局の明記（追加）
災害予防計画	3	8	1	第1節 情報伝達手段の整備【危機管理本部、シティプロモーション推進室、消防局、川崎区】	第1節 情報伝達手段の整備	担当局を明記
災害予防計画	3	8	1	2 緊急速報メール 災害時などの通信規制や輻輳の影響がなく、事前に電話番号やメールアドレスを登録する必要がない、緊急速報メール（NTTドコモ※、au、ソフトバンク、 <u>楽天モバイルY!mobile</u> ）を活用して伝達する。※NTTドコモの名称：緊急速報「エリアメール」 3 ホームページ 市ホームページ、 <u>川崎市防災ポータルサイト</u> 市防災情報ポータルサイト及び携帯電話向けのモバイル川崎に掲載する。 (中 略) 12 ゾーシャル・ネットワーキング・サービス X等を活用し、文字による情報提供に努める。ツイッター等による文字情報の伝達を行い、利用者を介した情報伝達範囲の拡大を図る。	2 緊急速報メール 災害時などの通信規制や輻輳の影響がなく、事前に電話番号やメールアドレスを登録する必要がない、緊急速報メール（NTTドコモ※、au、ソフトバンク、 <u>Y!mobile</u> ）を活用して伝達する。※NTTドコモの名称：緊急速報「エリアメール」 3 ホームページ 市ホームページ、 <u>市防災情報ポータルサイト</u> 及び携帯電話向けのモバイル川崎に掲載する。 (中 略) 12 ゾーシャル・ネットワーキング・サービス ツイッター等による文字情報の伝達を行い、利用者を介した情報伝達範囲の拡大を図る。	時点更新に伴う修正
災害予防計画	3	8	2	第2節 情報提供の内容【危機管理本部、シティプロモーション推進室、消防局、川崎区】	第2節 情報提供の内容	担当局を明記

災害予防計画	3	8	2	表や図の修正 あり(別添)	情報提供の内容 (表・図18)		時点更新に伴う修正
災害予防計画	3	8	3		第3節 協定に基づく情報提供【危機管理本部】	第3節 協定に基づく情報提供	担当局を明記
災害予防計画	3	8	3		<p>次の報道機関等は市との協定に基づき、自らが所有する情報提供手段を用いて、臨海部事業所、市民等へ情報提供を行う。</p> <p>1 日本放送協会横浜放送局（テレビ・ラジオ） 2 株式会社アルエフラジオ日本（ラジオ） 3 株式会社テレビ神奈川（テレビ） 4 横浜エフエム放送株式会社（ラジオ） 5 かわさき市民放送株式会社（ラジオ） <u>6 イツ・コミュニケーションズ株式会社（ケーブルテレビ）</u> <u>7 YOUテレビ株式会社（ケーブルテレビ）</u> <u>8 株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局（ケーブルテレビ）</u> <u>9 リスティング・コミュニケーションズ（インターネット）</u> <u>10 合同会社クリエイティブワークス（電子広告媒体）</u> <u>11 ダイドードリンコ株式会社（電子広告媒体）</u></p>	<p>次の報道機関等は市との協定に基づき、自らが所有する情報提供手段を用いて、臨海部事業所、市民等へ情報提供を行う。</p> <p>1 日本放送協会横浜放送局（テレビ・ラジオ） 2 株式会社アルエフラジオ日本（ラジオ） 3 株式会社テレビ神奈川（テレビ） 4 横浜エフエム放送株式会社（ラジオ） 5 かわさき市民放送株式会社（ラジオ） <u>6 YOUテレビ株式会社（ケーブルテレビ）</u> <u>7 株式会社レスキュー（インターネット）</u> <u>8 合同会社クリエイティブワークス（電子広告媒体）</u></p>	時点更新に伴う修正
災害予防計画	3	8	3		<p><u>川崎市地域防災計画 資料編</u></p> <p>（資料編 災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送）） （資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アルエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送）） （資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定） （資料編 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書（イツ・コミュニケーションズ株式会社、YOUテレビ株式会社、株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局）） （資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川）） （資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキュー）） （資料編 電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定（合同会社クリエイティブワークス、ダイドードリンコ株式会社）） （資料編 特設公衆電話の設置。利用に関する覚書）</p>	<p>（資料編 災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送）） （資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アルエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送）） （資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定） （資料編 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書（イツ・コミュニケーションズ株式会社、YOUテレビ株式会社、株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局）） （資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川）） （資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキュー）） （資料編 電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定（合同会社クリエイティブワークス、ダイドードリンコ株式会社）） （資料編 特設公衆電話の設置。利用に関する覚書）</p>	川崎市地域防災計画（資料編）との重複に伴う修正
応急対策	4	1			第1章 防災組織体制【危機管理本部総務企画局危機管理室、関係局、 <u>川崎区</u> 】	第1章 防災組織体制【総務企画局危機管理室、関係局、 <u>川崎区</u> 】	組織改正に伴う修正
応急対策	4	1	1		第1節 初動体制の強化【危機管理本部】	第1節 初動体制の強化	担当局を明記

応急対策	4	1	1	1 宿日直体制 夜間、休日等における災害等の危機事象発生に備え、初動対応を迅速・的確に実施するため、また、 本庁舎6階危機管理本部第3序舎7階・危機管理室 において、災害対策本部の早急な対応を図るため、次の任務について、危機管理リーダー及び危機管理情報員が輪番制により、宿日直に従事する。	1 宿日直体制 夜間、休日等における災害等の危機事象発生に備え、初動対応を迅速・的確に実施するため、また、第3序舎7階・危機管理室において、災害対策本部の早急な対応を図るため、次の任務について、危機管理リーダー及び危機管理情報員が輪番制により、宿日直に従事する。	時点更新に伴う修正
応急対策	4	1	1	1 災害に関する情報収集（高所災害情報カメラ、ヘリコプターテレビ電送システムによる被害状況調査を含む。）及び連絡 2 危機管理本部総務企画局危機管理監との連絡 3 災害応急対策活動に必要な職員及び本部事務局員の動員 4 防災関係機関、報道機関との連絡 5 災害対策本部又は災害警戒本部の開設準備 6 市民広報（市民向けメール送信、防災行政無線等各種広報媒体の活用） 7 その他災害対策上必要な事項	1 災害に関する情報収集（高所災害情報カメラ、ヘリコプターテレビ電送システムによる被害状況調査を含む。）及び連絡 2 総務企画局危機管理監との連絡 3 災害応急対策活動に必要な職員及び本部事務局員の動員 4 防災関係機関、報道機関との連絡 5 災害対策本部又は災害警戒本部の開設準備 6 市民広報（市民向けメール送信、防災行政無線等各種広報媒体の活用） 7 その他災害対策上必要な事項	組織改正に伴う修正
応急対策	4	1	2	第2節 石油コンビナート等防災本部（県） 【神奈川県、危機管理本部】	第2節 石油コンビナート等防災本部（県）	担当局を明記
応急対策	4	1	2	(4) 事務局 防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県くらし安全防災局 消防保安課工業保安課 職員をもって構成する。	(4) 事務局 防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県くらし安全防災局 工業保安課 職員をもって構成する。	組織改正に伴う修正
応急対策	4	1	3	第3節 市の活動体制 【危機管理本部、関係局】	第3節 市の活動体制	担当局を明記
応急対策	4	1	3 表や図の修正あり(別添)	川崎市災害警戒体制 (表・図19)		組織改正に伴う修正 川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	1	3 表や図の修正あり(別添)	川崎市災害警戒本部 (表・図20)		組織改正に伴う修正 川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	1	3 表や図の修正あり(別添)	神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部 (表・図21) (表・図22)		組織改正に伴う修正 川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	1	3	川崎市地域防災計画 資料編 (資料編) 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱	(資料編) 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱	川崎市地域防災計画（資料編）との重複に伴う修正
応急対策	4	1	4	第4節 応援協力体制 【消防局、危機管理本部、港湾局、関係局】	第4節 応援協力体制	担当局を明記
応急対策	4	1	4	1 本市と他機関等との協定 災害時における緊急輸送の応援に関する協定 一般社団法人神奈川県トラック協会神奈川県トラック協会川崎支部 平成26年3月5日 平成16年3月26日	1 本市と他機関等との協定 災害時における緊急輸送の応援に関する協定 神奈川県トラック協会川崎支部 平成16年3月26日	時点更新に伴う修正

応急対策	4	1	4	2 事業所間 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会 <u>令和2年4月17日（一部改正）昭和61年4月18日（改正）</u>	2 事業所間 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会 <u>昭和61年4月18日（改正）</u>	時点更新に伴う修正
応急対策	4	1	4	表や図の修正あり(別添) 本市と他機関の協定 (表・図23)		時点更新に伴う修正
応急対策	4	1	4	3 自衛隊に対する応援要請 (中略) イ 自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、 <u>危機管理本部総務企画局危機管理室</u> が、文書により、県知事に対し行う。 (中略) エ 自衛隊との連絡窓口 <u>危機管理本部総務企画局危機管理室</u> を窓口とする。 (中略) (5) ヘリコプターの離着陸場所 <u>川崎市地域防災計画</u> 資料編 臨時離着陸場一覧表のとおり。	3 自衛隊に対する応援要請 (中略) イ 自衛隊派遣要請の依頼事務手續は、市長の指示により、 <u>総務企画局危機管理室</u> が、文書により、県知事に対し行う。 (中略) エ 自衛隊との連絡窓口 <u>総務企画局危機管理室</u> を窓口とする。 (中略) (5) ヘリコプターの離着陸場所 資料編 臨時離着陸場一覧表のとおり。	組織改正に伴う修正 川崎市地域防災計画（資料編）との重複に伴う修正
応急対策	4	1	4	<u>(資料編 京浜港船舶津波対策協議会会則)</u> <u>(資料編 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則)</u> <u>川崎市地域防災計画 資料編</u> <u>(資料編 神奈川県下消防相互応援協定)</u> <u>(資料編 東京湾消防相互応援協定)</u> <u>(資料編 東京消防庁・横浜市・川崎市・千葉市航空機消防相互応援協定)</u> <u>(資料編 東京消防庁・川崎市消防相互応援協定)</u> <u>(資料編 扇島に関する消防業務協約)</u> <u>(資料編 横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定)</u> <u>(資料編 東京湾アクアライン消防相互応援協定書)</u> <u>(資料編 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書)</u> <u>(資料編 東京電力株式会社東西連係ガス導管消防相互応援協定書)</u>	<u>(資料編 神奈川県下消防相互応援協定)</u> <u>(資料編 東京湾消防相互応援協定)</u> <u>(資料編 東京消防庁・横浜市・川崎市・千葉市航空機消防相互応援協定)</u> <u>(資料編 東京消防庁・川崎市消防相互応援協定)</u> <u>(資料編 扇島に関する消防業務協約)</u> <u>(資料編 横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定)</u> <u>(資料編 東京湾アクアライン消防相互応援協定書)</u> <u>(資料編 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書)</u> <u>(資料編 東京電力株式会社東西連係ガス導管消防相互応援協定書)</u>	資料編との整合性を図るために 川崎市地域防災計画（資料編）との重複に伴う修正

応急対策	4	1	4	<p>(資料編 緊急時における消火薬剤需給協定書) (資料編 東京湾排出油等防除協議会会則) (資料編 川崎管内排出油等防除協議会会則) (資料編 災害時の緊急対策業務に関する協定・実施細目) (資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目) (資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定・実施細目) (資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川建設重機協同組合)) (資料編 災害時における緊急輸送の応援に関する協定(神奈川県トラック協会川崎支部)) (資料編 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書(国土交通省関東地方整備局)) (資料編 京浜港台風対策協議会会則) <u>(資料編 京浜港船舶津波対策協議会会則)</u> (資料編 九都県市災害時相互応援等に関する協定・実施細目) <u>(資料編 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則)</u> (資料編 臨時離着陸場一覧表)</p>	<p>(資料編 緊急時における消火薬剤需給協定書) (資料編 東京湾排出油等防除協議会会則) (資料編 川崎管内排出油等防除協議会会則) (資料編 災害時の緊急対策業務に関する協定・実施細目) (資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目) (資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定・実施細目) (資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川建設重機協同組合)) (資料編 災害時における緊急輸送の応援に関する協定(神奈川県トラック協会川崎支部)) (資料編 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書(国土交通省関東地方整備局)) (資料編 京浜港台風対策協議会会則) <u>(資料編 京浜港船舶津波対策協議会会則)</u> (資料編 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目) <u>(資料編 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則)</u> (資料編 臨時離着陸場一覧表)</p>	川崎市地域防災計画(資料編)との重複に伴う修正	
応急対策	4	2	1	<p>(前略) <u>3 連絡窓口</u> 災害発生後の情報錯綜等の混乱を避けるため、市、臨海部事業所及び防災関係機関等は情報連絡を総括する連絡責任者を配置するとともに、通信連絡に使用する機器を指定して窓口を統一し、通信連絡体制の確立を図る。</p> <p>3 高潮等に関する情報受伝達体制 高潮による被害の軽減を図るために、気象庁が発表する高潮警報・注意報を、次の伝達系統により、迅速かつ正確に伝達するものとする。</p> <p><u>4 連絡窓口</u> 災害発生後の情報錯綜等の混乱を避けるため、市、臨海部事業所及び防災関係機関等は情報連絡を総括する連絡責任者を配置するとともに、通信連絡に使用する機器を指定して窓口を統一し、通信連絡体制の確立を図る。</p>	<p>(前略) <u>3 連絡窓口</u> 災害発生後の情報錯綜等の混乱を避けるため、市、臨海部事業所及び防災関係機関等は情報連絡を総括する連絡責任者を配置するとともに、通信連絡に使用する機器を指定して窓口を統一し、通信連絡体制の確立を図る。</p> <p>3 高潮等に関する情報受伝達体制 高潮による被害の軽減を図るために、気象庁が発表する高潮警報・注意報を、次の伝達系統により、迅速かつ正確に伝達するものとする。</p>	3項の重複に伴う修正	
応急対策	4	2	1	表や図の修正あり(別添)	地震情報等の情報受伝達体制 (表・図24)		組織改正に伴う修正
応急対策	4	2			第2章 災害情報の収集・伝達【危機管理本部総務企画局危機管理室、消防局、各局室】	第2章 災害情報の収集・伝達【総務企画局危機管理室、消防局、各局室】	組織改正に伴う修正

				第2節 災害情報の連絡及び報告 2 消防局の措置 (1) 災害の通報を受けた消防局指令センターは、直ちにその旨を 危機管理本部総務企画局危機管理本部 に報告するとともに、石油コンビナート等防災本部並びに県警察及び海上保安本部に連絡しなければならない。 <連絡及び報告先> (表・図25)	第2節 災害情報の連絡及び報告 2 消防局の措置 (1) 災害の通報を受けた消防局指令センターは、直ちにその旨を 総務企画局危機管理本部 に報告するとともに、石油コンビナート等防災本部並びに県警察及び海上保安本部に連絡しなければならない。 <連絡及び報告先>	組織改正に伴う修正
応急対策	4	2	2	表や図の修正あり(別添)	4 報告の内容 (1) 消防局は、即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、火災・災害等に関する即報を神奈川県(くらし安全防災局消防保安課安全防災局工業保安課)を通じて消防庁へ行う。 (3) 消防局は、直接即報基準(特に迅速に報告すべき基準)に該当する火災・災害等が発生した場合は、第一報を神奈川県(くらし安全防災局消防保安課安全防災局工業保安課)に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。	4 報告の内容 (1) 消防局は、即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、火災・災害等に関する即報を神奈川県(安全防災局工業保安課)を通じて消防庁へ行う。 (3) 消防局は、直接即報基準(特に迅速に報告すべき基準)に該当する火災・災害等が発生した場合は、第一報を神奈川県(安全防災局工業保安課)に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。
応急対策	4	2	2	表や図の修正あり(別添)	報告様式(表・図26)	時点更新に伴う修正
応急対策	4	3		第3章 災害の防ぎよ活動【危機管理本部、関係局区】	第3章 災害の防ぎよ活動	担当局を明記
応急対策	4	3	1	第1節 特定事業所等における防ぎよ活動【消防局】	第1節 特定事業所等における防ぎよ活動	担当局を明記
応急対策	4	3	1	(資料編 災害応急措置に係る相互応援確認書) (資料編 石油コンビナート等特別防災区域内の備蓄消火薬剤等の状況) (資料編 京浜港(横浜・川崎)における津波対策に関する関係機関との合同指針)	(資料編 災害応急措置に係る相互応援確認書)	資料編との整合性を図るための修正
応急対策	4	3	2	1 危険物施設等の防ぎよ活動【消防局】 (中略) (4) 部隊運用 特別防災区域内における消防隊等の出場は、別に規定する災害出場区分によるものとする。 ※ 第3部第2章第2節 1 (2-4) 石油コンビナート等防災区域における火災出場体制	1 危険物施設等の防ぎよ活動【消防局】 (中略) (4) 部隊運用 特別防災区域内における消防隊等の出場は、別に規定する災害出場区分によるものとする。 ※ 第3部第2章第2節 1 (1) 石油コンビナート等防災区域における火災出場体制	参照箇所の修正
応急対策	4	3	2	2 海上流出油灾害【危機管理本部総務企画局危機管理室、港湾局、消防局、川崎区】	2 海上流出油灾害【総務企画局危機管理室、港湾局、消防局、川崎区】	組織改正に伴う修正
応急対策	4	3	2	表や図の修正あり(別添) (表・図27)		組織改正に伴う修正 川崎市地域防災計画(都市災害対策編)と整合性を図るための修正

応急対策	4	3	2	(イ) 救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。 (ウ) 市は、必要に応じ、関係事業者等からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。	(イ) 救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。 (ウ) 市は、必要に応じ、関係事業者等からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。	誤字の修正
応急対策	4	3	2	(イ) 川崎市医師会及び川崎市病院協会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市の対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。 <u>(川崎市地域防災計画(都市災害対策編)第3-4部第9-6章「医療救護対策」 資料…災害時医療救護活動の系統図 参照)</u>	(イ) 川崎市医師会及び川崎市病院協会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市の対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。 (第4部第6章「医療救護対策」 資料…災害時医療救護活動の系統図 参照)	参照箇所の修正
応急対策	4	3	2	(6) 避難指示等の勧告 市は、大規模な油等流出事故により、二次災害の危険が生じた場合、沿岸住民の安全を確保するため、避難指示勧告等必要な措置を行うものとする。	(6) 避難の勧告 市は、大規模な油等流出事故により、二次災害の危険が生じた場合、沿岸住民の安全を確保するため、避難勧告等必要な措置を行うものとする。	避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月)に伴う修正
応急対策	4	3	2	3 津波対策【危機管理本部総務企画局危機管理室、港湾局、川崎区、幸区、関係局】 (2) 津波警報・注意報発表時等 ア 市民及び事業者、就労者等への情報伝達及び避難誘導 <u>危機管理本部総務企画局危機管理室、港湾局、消防局、川崎区は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに同報系無線やサイレン及び広報車や港湾局巡視船、消防ヘリコプター等により市民や事業者及び就労者等臨海部に滞在している人々に伝達することと併せて、インターネットや電子メール・緊急速報メールのほか、テレビ神奈川、かわさきFM等のマスメディアなどあらゆる手段を使った伝達を図り、津波注意の喚起を行うことと併せて、建物屋上等の高所への避難を促すとともに、港湾局長は、津波から避難する市民及び港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)等の一部を一時避難施設として提供するものとする。</u>	3 津波対策【総務企画局危機管理室、港湾局、川崎区、幸区、関係局】 (2) 津波警報・注意報発表時等 ア 市民及び事業者、就労者等への情報伝達及び避難誘導 総務企画局危機管理室、港湾局、消防局、川崎区は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに同報系無線やサイレン及び広報車や港湾局巡視船、消防ヘリコプター等により市民や事業者及び就労者等臨海部に滞在している人々に伝達することと併せて、インターネットや電子メール・緊急速報メールのほか、テレビ神奈川、かわさきFM等のマスメディアなどあらゆる手段を使った伝達を図り、津波注意の喚起を行うことと併せて、建物屋上等の高所への避難を促すとともに、港湾局長は、津波から避難する市民及び港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)等の一部を一時避難施設として提供するものとする。	組織改正に伴う修正
応急対策	4	3	2	4 帰宅困難者対策【危機管理本部総務企画局危機管理室、経済労働局、港湾局、交通局、川崎区】	4 帰宅困難者対策【総務企画局危機管理室、経済労働局、港湾局、交通局、川崎区】	組織改正に伴う修正
応急対策	4	3	2	<u>(資料編 消火薬剤及び中和剤等備蓄状況) (資料編 緊急用化学消火薬剤等協定締結状況) (資料編 東京湾排出油等防除協議会会則【第4部第1章1-2】) (資料編 川崎管内排出油等防除協議会会則【第4部第1章1-3】) (資料編 船舶津波対策実施要領) (資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書【第3部第7章2】)</u>	<u>(資料編 消火薬剤及び中和剤等備蓄状況) (資料編 緊急用化学消火薬剤等協定締結状況) (資料編 東京湾排出油等防除協議会会則【第4部第1章1-2】) (資料編 川崎管内排出油等防除協議会会則【第4部第1章1-3】) (資料編 船舶津波対策実施要領) (資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書【第3部第7章2】)</u>	資料編との整合性を図るための修正

				第4章 避難対策 【危機管理本部総務企画局危機管理室、関係局、川崎区】	第4章 避難対策 【総務企画局危機管理室、関係局、川崎区】	組織改正に伴う修正 避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴う修正
応急対策	4	4		<p>臨海部において、火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び就業者等の生命及び身体を災害から保護し、その他被害の拡大を防止するため、避難の必要があると認められる場合、施設の災害影響範囲などを考慮して、適切に避難<u>指示避難勧告</u>等を発令し、速やかに伝達するとともに、関係機関等と緊密に連携して避難誘導を行う。</p> <p>津波に関する避難については「川崎市津波避難計画」、また、高潮に関する避難については、「川崎市地域防災計画 風水害編」によるものとする。</p>	<p>臨海部において、火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び就業者等の生命及び身体を災害から保護し、その他被害の拡大を防止するため、避難の必要があると認められる場合、施設の災害影響範囲などを考慮して、適切に避難勧告等を発令し、速やかに伝達するとともに、関係機関等と緊密に連携して避難誘導を行う。</p> <p>津波に関する避難については「川崎市津波避難計画」、また、高潮に関する避難については、「川崎市地域防災計画 風水害編」によるものとする。</p>	
応急対策	4	4	1	第1節 計画の前提【危機管理本部、消防局】	第1節 計画の前提	担当局を明記
応急対策	4	4	2	第2節 避難の考え方【危機管理本部、消防局、川崎区】	第2節 避難の考え方	担当局を明記
応急対策	4	4	2	<p>1 避難の勧告・指示等（緊急） (1) 避難勧告・指示等（緊急）の基準 <u>避難勧告・指示等（緊急）</u>は、次のような災害が発生した（または発生する恐れがある）場合において、住民等の生命及び身体に危険が及ぶと認められる場合に行う。特に、危険が目前に切迫し、急を要する場合には避難を指示する。</p> <p>（中 略） エ その他、市長が必要と認めた場合 以上の基準及び対象災害の影響や特性を踏まえ、具体的に避難を要する事態を整理すると、表3のようになる。これらの事態が発生した場合には、避難<u>勧告・指示等（緊急）</u>の実施を検討する必要がある。</p> <p>（中 略） (2) 避難勧告・指示等（緊急）の実施者 ア 住民等への避難の勧告・指示等（緊急）は、市長が実施するものとする。 なお、川崎区長、消防局長、臨港消防署長又は川崎消防署長は、市長に要請するいとまがないときは、補助執行機関として避難の指示等を市長に代わり速やかに実施し、事後市長に報告する。 イ 本市以外の機関においては、警察官、海上保安官及び自衛官が避難の指示等を行うものとする。 なお、この場合、避難の指示を行った警察官、海上保安官及び自衛官は、実施後直ちにその旨を市長に通知するものとする。</p>	<p>1 避難の勧告・指示（緊急） (1) 避難勧告・指示（緊急）の基準 <u>避難勧告・指示（緊急）</u>は、次のような災害が発生した（または発生する恐れがある）場合において、住民等の生命及び身体に危険が及ぶと認められる場合に行う。特に、危険が目前に切迫し、急を要する場合には避難を指示する。</p> <p>（中 略） エ その他、市長が必要と認めた場合 以上の基準及び対象災害の影響や特性を踏まえ、具体的に避難を要する事態を整理すると、表3のようになる。これらの事態が発生した場合には、避難<u>勧告・指示（緊急）</u>の実施を検討する必要がある。</p> <p>（中 略） (2) 避難勧告・指示（緊急）の実施者 ア 住民等への避難の勧告・指示（緊急）は、市長が実施するものとする。 なお、川崎区長、消防局長、臨港消防署長又は川崎消防署長は、市長に要請するいとまがないときは、補助執行機関として避難の指示等を市長に代わり速やかに実施し、事後市長に報告する。 イ 本市以外の機関においては、警察官、海上保安官及び自衛官が避難の指示等を行うものとする。 なお、この場合、避難の指示を行った警察官、海上保安官及び自衛官は、実施後直ちにその旨を市長に通知するものとする。</p>	避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴う修正

				(3) 避難勧告・指示(緊急)の内容 避難勧告・指示(緊急)を実施するときは、住民等に次の事項ができる限り明示し、安全かつ迅速に避難させる。 ア 避難を要する理由 イ 避難勧告・指示(緊急)の対象地域 ウ 避難先 エ その他避難に必要な事項 (4) 避難勧告・指示等(緊急)の伝達方法 住民等への避難勧告・指示等(緊急)を実施した場合は、 <u>(削除)</u> 総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、次の方法のうち実情に即した方法により住民等へ伝達する。なお、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、伝達漏れのないよう留意する。 ア <u>(削除)</u> 防災行政無線同報系無線による放送 イ 緊急速報メールの送信 ウ 広報車、消防車両、消防ヘリコプターによる広報 エ ラジオ・テレビ、かわさきFM等による放送 オ 自主防災組織、町内会長等による電話・FAX又は口頭伝達 カ テレビ神奈川データ放送の実施 キ メールニュースかわさき「防災気象情報」の送信 ク 市ホームページのトップページ及び川崎市防災情報ポータルサイトへの掲載 ケ Sアラートによる情報伝達者(テレビ、ラジオ等)向け配信 コ かわさき防災アプリのプッシュ通知 サ X等ツイッターによる広報 (後 略)	(3) 避難勧告・指示(緊急)の内容 避難勧告・指示(緊急)を実施するときは、住民等に次の事項ができる限り明示し、安全かつ迅速に避難させる。 ア 避難を要する理由 イ 避難勧告・指示(緊急)の対象地域 ウ 避難先 エ その他避難に必要な事項 (4) 避難勧告・指示(緊急)の伝達方法 住民等への避難勧告・指示(緊急)を実施した場合は、市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、次の方法のうち実情に即した方法により住民等へ伝達する。なお、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、伝達漏れのないよう留意する。 ア 市防災行政無線同報系無線による放送 イ 緊急速報メールの送信 ウ 広報車、消防車両、消防ヘリコプターによる広報 エ ラジオ・テレビ、かわさきFM等による放送 オ 自主防災組織、町内会長等による電話・FAX又は口頭伝達 カ テレビ神奈川データ放送の実施 キ 防災気象情報メールの送信 ク 市ホームページのトップページ及び防災情報ポータルサイトへの掲載 ケ Sアラートによる情報伝達者(テレビ、ラジオ等)向け配信 コ かわさき防災アプリのプッシュ通知 サ ツイッターによる広報 (後 略)	避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月)に伴う修正 時点更新に伴う修正
応急対策	4	4	2	(5) 関係機関等への通知及び報告 市長は、住民等への避難勧告・指示等(緊急)を実施したとき並びに警察官、海上保安官及び自衛官から避難の指示等を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに、第三管区海上保安本部(川崎海上保安署)等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。 また、消防局長、又は川崎区長もしくは消防署長は、当該区域を管轄する警察署長への旨を通知する。 (6) 住民等への避難勧告・指示等(緊急)の解除 ア 市長は、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難勧告・指示等(緊急)を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。 イ 川崎区長は、避難勧告・指示等(緊急)の解除に伴う避難者及び避難施設の管理者との事務処理にあたる。	(5) 関係機関等への通知及び報告 市長は、住民等への避難勧告・指示(緊急)を実施したとき並びに警察官、海上保安官及び自衛官から避難の指示等を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに、第三管区海上保安本部(川崎海上保安署)等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。 また、消防局長、又は川崎区長もしくは消防署長は、当該区域を管轄する警察署長への旨を通知する。 (6) 住民等への避難勧告・指示(緊急)の解除 ア 市長は、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難勧告・指示(緊急)を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。 イ 川崎区長は、避難勧告・指示(緊急)の解除に伴う避難者及び避難施設の管理者との事務処理にあたる。	避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月)に伴う修正 時点更新に伴う修正
応急対策	4	4	3	第3節 避難計画【危機管理本部、教育委員会、港湾局、消防局、健康福祉局、川崎区】	第3節 避難計画	担当局を明記
応急対策	4	4	3	表や図の修正あり(別添)	別表1・2 (表・図28)	令和2年度の国勢調査の人数で修正

応急対策	4	4	4		第4節 避難の実施【危機管理本部、消防局、川崎区】	第4節 避難の実施	担当局を明記
応急対策	4	4	4		<p>1 避難実施の流れ</p> <p>石油コンビナート災害発生時の関係機関の活動内容は、災害の状況等により大きく異なる。ここでは、平常時における単独事故災害と、地震・津波とコンビナート災害の複合災害を例にとり、発災事業所（特定事業所）、消防局、市（危機管理本部総務企画局危機管理室等）、県（石油コンビナート等防災本部）の主な活動内容や避難実施の対応事例は次の通りとする。</p> <p>（中略）</p> <p>市及び県はコンビナート災害による周辺住民等の避難（域外避難）の実施を決定する。（市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わり県知事が避難の勧告又は指示等を行いう。）住民広報及び報道対応について検討、調整を行う。</p> <p>気象庁より大津波警報の解除が発表されたことにより、市は避難指示（緊急）の解除を検討する。コンビナート災害の影響の恐れがある地域を除いて避難（津波）を解除することを決定し、住民等への広報、関係機関へ避難解除の通知及び報告を実施する。</p>	<p>1 避難実施の流れ</p> <p>石油コンビナート災害発生時の関係機関の活動内容は、災害の状況等により大きく異なる。ここでは、平常時における単独事故災害と、地震・津波とコンビナート災害の複合災害を例にとり、発災事業所（特定事業所）、消防局、市（総務企画局危機管理室等）、県（石油コンビナート等防災本部）の主な活動内容や避難実施の対応事例は次の通りとする。</p> <p>（中略）</p> <p>市及び県はコンビナート災害による周辺住民等の避難（域外避難）の実施を決定する。（市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わり県知事が避難の勧告又は指示等を行いう。）住民広報及び報道対応について検討、調整を行う。</p> <p>気象庁より大津波警報の解除が発表されたことにより、市は避難指示（緊急）の解除を検討する。コンビナート災害の影響の恐れがある地域を除いて避難（津波）を解除することを決定し、住民等への広報、関係機関へ避難解除の通知及び報告を実施する。</p>	組織改正に伴う修正 避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴う修正
応急対策	4	4	4	表や図の修正あり(別添)	表7(表・図29) 表8(表・図30)		避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴う修正
応急対策	4	4	4		表7、8で例示した関係機関の活動内容に基づき、市（ 危機管理本部総務企画局危機管理室 等）における災害の発生から避難完了までの流れを整理すると、図3のようになる。	表7、8で例示した関係機関の活動内容に基づき、市（総務企画局危機管理室等）における災害の発生から避難完了までの流れを整理すると、図3のようになる。	組織改正に伴う修正
応急対策	4	4	4	表や図の修正あり(別添)	図3 災害の発生から避難完了までの流れ(表・図31)		避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴う修正
応急対策	4	4	4		<p>2 情報収集・状況把握</p> <p>特定事業所において災害（事故）が発生した場合、直ちに発災事業所から消防局への連絡が行われ（119番通報）、消防局は直ちにその旨を危機管理本部総務企画局危機管理室に報告するとともに、県（石油コンビナート等防災本部）やその他の関係機関への連絡が行われる。（第4部第2章第2節参照）</p> <p>（中略）</p> <p>5 留意事項</p> <p>（1）地震等発生時におけるコンビナート災害の発生</p> <p>地震・津波災害の発生時にコンビナート災害が発生した場合には、平常時のコンビナート単独災害とは異なり、関係機関は様々な対応を同時に実施することが求められる。市（危機管理本部総務企画局危機管理室）では、状況に応じて石油コンビナート等現地防災本部と市災害対策本部が併設されることとなり、より多くの人員・資機材が必要となることから、対応力の不足も懸念される。</p>	<p>2 情報収集・状況把握</p> <p>特定事業所において災害（事故）が発生した場合、直ちに発災事業所から消防局への連絡が行われ（119番通報）、消防局は直ちにその旨を総務企画局危機管理室に報告するとともに、県（石油コンビナート等防災本部）やその他の関係機関への連絡が行われる。（第4部第2章第2節参照）</p> <p>（中略）</p> <p>5 留意事項</p> <p>（1）地震等発生時におけるコンビナート災害の発生</p> <p>地震・津波災害の発生時にコンビナート災害が発生した場合には、平常時のコンビナート単独災害とは異なり、関係機関は様々な対応を同時に実施することが求められる。市（総務企画局危機管理室）では、状況に応じて石油コンビナート等現地防災本部と市災害対策本部が併設されることとなり、より多くの人員・資機材が必要となることから、対応力の不足も懸念される。</p>	組織改正に伴う修正
応急対策	4	5			2 救急活動	2 救急活動	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
					救急活動は、 応急救護所の設置 、傷病者のトリアージ及び応急処置の実施並びに医療機関への迅速な搬送を重点として行い、必要に応じて川崎DMA T等の災害医療チームの要請を行う。	救急活動は、 応急救護所の設置 、傷病者のトリアージ及び応急処置の実施並びに医療機関への迅速な搬送を重点として行い、必要に応じて川崎DMA T等の災害医療チームの要請を行う。	

応急対策	4	5		3 救急搬送 救急搬送は、傷病者トリアージの結果、 <u>緊急治療群重症な傷病者</u> を優先し、必要に応じて航空隊によるヘリ搬送等、適切な搬送を行う。	3 救急搬送 救急搬送は、傷病者トリアージの結果、 <u>重症な傷病者</u> を優先し、必要に応じて航空隊によるヘリ搬送等、適切な搬送を行う。	大規模救急救助・大規模救急警防活動指針の策定について（通知）の記載内容に合わせるための修正
応急対策	4	6		第6章 医療救護対策【健康福祉局、病院局、川崎区】 本計画第2部「災害想定」に定める災害により、負傷者等の人的被害が発生したときは、川崎市地域防災計画を準用し、必要な医療救護活動を行う。また、災害発生時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（ <u>川崎市災害時保健医療ガイドライン川崎市災害時医療救護活動マニュアル</u> ）を策定し、医療救護活動の万全を期すものとする。	第6章 医療救護対策【健康福祉局、病院局、川崎区】 本計画第2部「災害想定」に定める災害により、負傷者等の人的被害が発生したときは、川崎市地域防災計画を準用し、必要な医療救護活動を行う。また、災害発生時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（ <u>川崎市災害時医療救護活動マニュアル</u> ）を策定し、医療救護活動の万全を期すものとする。	計画の名称変更に伴う修正
応急対策	4	6	1	第1節 医療救護活動体制の整備【健康福祉局、病院局、川崎区】	第1節 医療救護活動体制の整備	担当局を明記
応急対策	4	6	1	1 災害対策本部健康福祉部健康福祉局の役割 <u>災害対策本部の指揮の下健康福祉局は、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。健康福祉部はあらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体等との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。</u> <u>また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。</u> <u>(1) 保健医療調整本部</u> <u>保健医療調整本部の業務は、市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメント、県への各種報告、川崎市災害医療対策会議の招集・開催・運営等、平時の担当業務を基本に、災害時の保健医療活動チームの活動調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整・マネジメントを行う。</u> <u>(2) 川崎市災害医療コーディネーター</u> <u>川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部健康福祉局が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、<u>神奈川県保健医療調整本部</u>や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（DMAT（災害派遣医療チーム）、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、日本赤十字社、その他関係機関等）との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行ふ。</u> <u>(3) 川崎市災害医療対策会議</u> <u>川崎市災害医療コーディネーター、関係団体等が、医療機関等の被災状況、傷病者の発生状況等の情報を保健医療調整本部健康福祉局と共有し、今後の対策について検討する会議体「川崎市災害医療対策会議」を発災直後から設置し運営する。</u> <u>また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。</u>	1 健康福祉局の役割 健康福祉局は、医療救護活動については、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体等との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立し、市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメント、県への各種報告、川崎市災害医療対策会議の招集・開催・運営等、平時の担当業務を基本に、災害時の保健医療活動チームの活動調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整・マネジメントを行う。	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正

			<p>2 区本部保健衛生・福祉班地域みまもり支援センターの役割 災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による保健衛生・福祉班を区本部内に設置する。保健衛生・福祉班地域みまもり支援センターは、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接避難医療救援所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。区内のコーディネーターにあたっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部健康福祉局及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。 (中略) 4 地域の医療関係団体との連携 市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、災害の規模に応じ、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。 (中略) (6) 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。 (中略) (8) 日本赤十字社神奈川県支部 日本赤十字社神奈川県支部は、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援に関する業務を行う</p>	<p>2 地域みまもり支援センターの役割 地域みまもり支援センターは、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接医療救護所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。区内のコーディネーターにあたっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、健康福祉局及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。 (中略) 4 地域の医療関係団体との連携 市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、災害の規模に応じ、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。 (中略) (6) 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。 (中略)</p>	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正	
応急対策	4	6	1	<p>5 市内病院の役割 (中略) なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、保健医療調整本部健康福祉局が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。 (1) レベル1 (救命救急センターを有する災害拠点病院) (中略) そのため、傷病者の受入調整や人的的資源の確保等に当たっては、原則として保健医療調整本部健康福祉局が調整を行うものとする。 なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送をする場合には、原則として保健医療調整本部健康福祉局が、神奈川県保健医療調整本部や市外の当該機関等と調整を行う。 (2) レベル2 (区内災害医療強化病院) (中略) (3) レベル3 (区内災害医療連携病院) (中略) (4) レベル4 (区内災害時支援病院)</p>	<p>5 市内病院の役割 (中略) なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、健康福祉局が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。 (1) レベル1 (救命救急センターを有する災害拠点病院) (中略) そのため、傷病者の受入調整や人的的資源の確保等に当たっては、原則として健康福祉局が調整を行うものとする。 なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として健康福祉局が、神奈川県や市外の当該機関等と調整を行う。 (2) レベル2 (区内災害医療強化病院) (中略) (3) レベル3 (区内災害医療連携病院) (中略) (4) レベル4 (区内災害時支援病院)</p>	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正

応急対策	4	6	1	市内の災害拠点病院(令和6年4月現在) ※日本医科大学グランドについては、令和2年3月現在改修工事中のため、工事が完了するまでの期間は、近隣の臨時離着陸場から状況に応じて指定するものとする。	市内の災害拠点病院 (令和2年3月現在) ※日本医科大学グランドについては、令和2年3月現在改修工事中のため、工事が完了するまでの期間は、近隣の臨時離着陸場から状況に応じて指定するものとする。	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	6	1	表や図の修正あり(別添) 市内の災害拠点病院(表・図32)		川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	6	1	6 診療所の役割 被災地域周辺の診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、川崎市医師会が導入する安否確認システム等により報告する。従事する医師等が医療救護活動を行うことが可能な場合には、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。 <u>なお、診療所が被災を免れ、診療所を開院する場合においては、地域の医療資源の過不足状況、医療救護隊の編成状況等について、川崎市医師会を通じて十分確認した上で決定する。</u>	6 診療所の役割 被災地域周辺の診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、川崎市医師会が導入する安否確認システム等により報告する。従事する医師等が医療救護活動を行うことが可能な場合には、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。 <u>なお、診療所が被災を免れ、診療所を開院する場合においては、地域の医療資源の過不足状況、医療救護隊の編成状況等について、川崎市医師会を通じて十分確認した上で決定する。</u>	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	6	1	7 災害時情報伝達体制の整備 市は、災害の規模に応じて、広域災害救急医療情報システム（EMI S）を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「 <u>広域災害救急医療情報システム（EMI S）</u> 」に登録し、災害が広域にわたる場合は、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区 本部保健衛生・福祉班 又は 保健医療調整本部健康福祉局 に報告し、代行入力を依頼する。そのため、各 区本部保健衛生・福祉班 又は 保健医療調整本部健康福祉局 では、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からEMI Sの入力体制を整備するものとする。	7 災害時情報伝達体制の整備 市は、災害の規模に応じて、広域災害救急医療情報システム（EMI S）を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「 <u>広域災害救急医療情報システム（EMI S）</u> 」に登録し、災害が広域にわたる場合は、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区 本部保健衛生・福祉班 又は 保健医療調整本部健康福祉局 に報告し、代行入力を依頼する。そのため、各 区本部保健衛生・福祉班 又は 保健医療調整本部健康福祉局 では、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からEMI Sの入力体制を整備するものとする。	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	6	2	第2節 医療救護班等の編成・活動【健康福祉局、病院局、川崎区】	第2節 医療救護班等の編成・活動	担当局を明記

応急対策	4	6	2	<p>1 市内の医療関係団体等 (1) 医療救護班の編成 市内の医療関係団体等は、災害の規模に応じて、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成する。 ア 川崎市医師会 川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、<u>地区災害出動収容医療救護班</u>）を編成する イ 地域の医療関係団体 川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣する。</p>	<p>1 市内の医療関係団体等 (1) 医療救護班の編成 市内の医療関係団体等は、災害の規模に応じて、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成する。 ア 川崎市医師会 川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、<u>収容医療救護班</u>）を編成する。 イ 地域の医療関係団体 川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣する。</p>	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	6	2	<p>2 市外の医療関係団体等 <u>保健医療調整本部健康福祉局</u>は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区からの要請に応じ、神奈川県<u>保健医療調整本部</u>に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、<u>災害派遣精神医療チーム（D-PAT）</u>をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。</p>	<p>2 市外の医療関係団体等 <u>健康福祉局</u>は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区からの要請に応じ、神奈川県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（JMAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。</p>	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	6	2	<p>3 医療救護所の設置 <u>災害対策本部健康福祉部健康福祉局</u>又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置する。 (中略) (2) 地区臨時診療所型救護所 周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置する。 なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておくものとする。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、<u>災害対策本部健康福祉部健康福祉局</u>に支援を要請するものとする。</p>	<p>3 医療救護所の設置 健康福祉局又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置する。 (中略) (2) 地区臨時診療所型救護所 周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置する。 なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておくものとする。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、<u>健康福祉局</u>に支援を要請するものとする。</p>	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	6	2	<p>4 医療救護班及び医療救護所の標示 医療救護活動を行う医師及び職員は、原則、自団体の名称が分かるものを身に着けるものとし、<u>「川崎市医療救護班」の腕章（派遣元団体名を明示したもの）を着用し</u>、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。</p>	<p>4 医療救護班及び医療救護所の標示 医療救護活動を行う医師及び職員は、「川崎市医療救護班」の腕章（派遣元団体名を明示したもの）を着用し、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。</p>	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	6	3	第3節 被災傷病者の収容医療施設【 <u>健康福祉局</u> 】	第3節 被災傷病者の収容医療施設	担当局を明記
応急対策	4	6	4	第4節 市内における医療資源等の確保【 <u>健康福祉局</u> 】	第4節 市内における医療資源等の確保	担当局を明記
応急対策	4	6	4	区は、区内の医療救護所、診療所等における医療資源等の過不足状況を、EMI S等を活用して速やかに把握し、備蓄によるもの等、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市長に要請を行うものとする。また、各病院においても同様に、市に要請を行うものとする。市長は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとする。	区は、区内の医療救護所、診療所等における医療資源等の過不足状況を、EMI S等を活用して速やかに把握し、備蓄によるもの等、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市長に要請を行うものとする。市長は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとする。	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正

応急対策	4	6	4	<p>3 ライフラインの確保 市は、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応が行おこなわれるよう事業者に要請し、復旧までの間、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。</p> <p>4 食料、生活必需品等の確保 <u>医療機関等において各施設の食料、生活必需品等の備蓄だけでは不足が生じた場合には、市や区へ要請を行うものとする。市や区は、各種協定に基づき調整するなど、必要量の確保に努めるものとする。避難所において食料、生活必需品等に不足が生じた場合は、川崎市地域防災計画 - 震災対策編の第4部第9章に基づき供給体制を整備する。</u></p> <p>5 川崎DMATの派遣要請 <u>川崎市内において、自然災害をはじめ、都市型の局地災害が発生し、重症者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者が発生若しくは発生が見込まれる場合等で、迅速に医療機関に搬送できず、災害現場における救命処置等が必要な場合、市長は、川崎DMAT指定病院の長に対して川崎DMATの派遣を要請する。</u></p>	<p>3 ライフラインの確保 市は、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応がおこなわれるよう事業者に要請し、復旧までの間、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。</p>	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	6	4	<p>川崎市地域防災計画 資料編 <u>(資料編) 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目)</u> <u>(資料編) 川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護活動に関する協定)</u> <u>(資料編) 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定・医薬品等の供給に関する協定)</u> <u>(資料編) 川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定)</u> <u>(資料編) 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定)</u> <u>(資料編) 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定)</u> <u>(資料編) 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)</u> <u>(資料編) 川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」)</u></p>	<p>(資料編) 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目) (資料編) 川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護活動に関する協定) (資料編) 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定・医薬品等の供給に関する協定) (資料編) 川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定) (資料編) 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定) (資料編) 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定) (資料編) 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定) (資料編) 川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」)</p>	川崎市地域防災計画（資料編）との重複に伴う修正
応急対策	4	7		第7章 災害時の広報と広聴【危機管理本部総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、消防局、川崎区】	第7章 災害時の広報と広聴【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、消防局、川崎区】	組織改正に伴う修正
応急対策	4	7	1	第1節 災害広報【危機管理本部、シティプロモーション推進室、消防局、川崎区】	第1節 災害広報	担当局を明記
応急対策	4	7	1	1 広報事項 (1) 災害発生直後の広報 ア 地震、津波、高潮、石油コンビナート災害等の発生状況に関する情報 イ 避難勧告、避難指示等に関する情報	1 広報事項 (1) 災害発生直後の広報 ア 地震、津波、高潮、石油コンビナート災害等の発生状況に関する情報 イ 避難勧告、避難指示に関する情報	避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴う修正

				(前 略) (2) 緊急速報メールの活用 緊急速報メール（NTTドコモ※、au、ソフトバンク、 <u>楽天モバイル→Y!mobi-line</u> ）を活用し、文字による情報提供を行う。 ※NTTドコモの名称：緊急速報「エリアメール」 (3) ホームページの活用 市ホームページ、 <u>川崎市防災ポータルサイト</u> <u>市防災情報ポータルサイト</u> 及び携帯電話向けのモバイル川崎を活用し、文字や画像による情報提供を行う。 (中 略) (12) ソーシャル・ネットワーキング・サービス <u>Xツイッター</u> 等を活用し、文字による情報提供を行う。 (中 略) (14) Lアラートの活用 テレビ、ラジオ等の情報発信者向けに一括して情報発信できるLアラートを活用し、 <u>避難勧告・避難指示等</u> に関する情報等の広報を行う。 (中略) 3 報道機関への情報提供 (1) 災害発生後において把握した臨海部の被害状況については、報道機関を通じて発表する。 (2) 定時に発表するほか、必要に応じて臨時に発表する。 (3) 重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行う。 (4) 報道機関から災害報道のための資料提供依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。 (5) 市内の被害状況等により、必要に応じて報道プレスセンターを市役所 <u>本庁舎2階第3序舎4階</u> 会見室に設置する。	(前 略) (2) 緊急速報メールの活用 緊急速報メール（NTTドコモ※、au、ソフトバンク、 <u>・Y!mobi-line</u> ）を活用し、文字による情報提供を行う。 ※NTTドコモの名称：緊急速報「エリアメール」 (3) ホームページの活用 市ホームページ、 <u>市防災情報ポータルサイト</u> 及び携帯電話向けのモバイル川崎を活用し、文字や画像による情報提供を行う。 (中 略) (12) ソーシャル・ネットワーキング・サービス <u>Xツイッター</u> 等を活用し、文字による情報提供を行う。 (中 略) (14) Lアラートの活用 テレビ、ラジオ等の情報発信者向けに一括して情報発信できるLアラートを活用し、 <u>避難勧告・避難指示等</u> に関する情報等の広報を行う。 (中略) 3 報道機関への情報提供 (1) 災害発生後において把握した臨海部の被害状況については、報道機関を通じて発表する。 (2) 定時に発表するほか、必要に応じて臨時に発表する。 (3) 重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行う。 (4) 報道機関から災害報道のための資料提供依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。 (5) 市内の被害状況等により、必要に応じて報道プレスセンターを市役所 <u>第3庁舎4階</u> 会見室に設置する。	時点更新に伴う修正
応急対策	4	7	1	第2節 災害広聴【シティプロモーション推進室、川崎区】	第2節 災害広聴	担当局を明記
応急対策	4	7	2	第8章 警戒・警備【危機管理本部総務企画局危機管理室、消防局】	第8章 警戒・警備【総務企画局危機管理室、消防局】	組織改正に伴う修正
応急対策	4	8	1	第1節 緊急輸送道路等の確保【危機管理本部、建設緑政局、港湾局、川崎区、消防局】	第1節 緊急輸送道路等の確保	担当局を明記
応急対策	4	8	2	第2節 交通規制【危機管理本部、建設緑政局、港湾局】	第2節 交通規制	担当局を明記
応急対策	4	8	2	(2) 消防警戒区域 消防職員又は消防団員は、災害現場において消防隊等が災害活動を行う上で必要な区域として、消防警戒区域を設定する。	(2) 消防警戒区域 消防職員又は消防団員は、災害現場において消防隊等が災害活動を行う上で必要な区域として、消防警戒区域を設定する。	誤字の修正
応急対策	4	8	2	4 神奈川県（薬務課、 <u>消防工業</u> 保安課、環境農政局）の措置 警戒区域の設定にあたって、県薬務課、 <u>消防工業</u> 保安課、環境農政局は、必要な助言、指導を行い警戒範囲の決定の補佐を行うものとする。	4 神奈川県（薬務課、 <u>工業</u> 保安課、環境農政局）の措置 警戒区域の設定にあたって、県薬務課、 <u>工業</u> 保安課、環境農政局は、必要な助言、指導を行い警戒範囲の決定の補佐を行うものとする。	組織改正に伴う修正
応急対策	4	9		第9章 緊急輸送対策【危機管理本部総務企画局危機管理室、建設緑政局、港湾局、川崎区、消防局、 <u>神奈川県警察、第三管区海上保安部</u> 】	第9章 緊急輸送対策【総務企画局危機管理室、建設緑政局、港湾局、川崎区、消防局】	組織改正に伴う修正 担当局等を明記（追加）

応急対策	4	9	1	<p>ウ 応急措置 災害により道路が破損した場合は、 (中略) 協定締結事業者（川崎建設業協会、神奈川建設重機協同組合、神奈川県測量設計業協会川崎支部及び社団法人日本埋立浚渫協会関東支部、 <u>JFEスチール株式会社</u>）に協力を要請し、</p>	<p>ウ 応急措置 災害により道路が破損した場合は、 (中略) 協定締結事業者（川崎建設業協会、神奈川建設重機協同組合、神奈川県測量設計業協会川崎支部及び社団法人日本埋立浚渫協会関東支部、 <u>JFEスチール株式会社</u>）に協力を要請し、</p>	協定廃止予定のため削除
応急対策	4	9	1	<p>3 海上輸送による要避難者等の緊急輸送体制 (1) 要避難者の把握 <u>危機管理本部総務企画局</u>は、臨海部に孤立し、避難を必要とする市民及び就業者等の把握のため、消防局等関係局及び県、企業、共同防災組織等との情報連絡体制を整備し、要避難者の把握に努めるものとする。</p>	<p>3 海上輸送による要避難者等の緊急輸送体制 (1) 要避難者の把握 総務企画局は、臨海部に孤立し、避難を必要とする市民及び就業者等の把握のため、消防局等関係局及び県、企業、共同防災組織等との情報連絡体制を整備し、要避難者の把握に努めるものとする。</p>	組織改正に伴う修正
応急対策	4	9	1	<p>(5) 避難誘導 <u>危機管理本部総務企画局危機管理室</u>は、要避難者の避難誘導にあたっては、避難ルートを示すとともに、川崎区役所、港湾局のほか、共同防災組織に対して、避難誘導要員の確保を依頼する。また、必要に応じて神奈川県警に対しても協力を依頼する。</p> <p>4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保 <u>危機管理監総務企画局長</u>は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、消防局長と協議、調整し、臨時離着陸場一覧表より、適切なヘリコプター臨時離着陸場を確保するものとする。</p>	<p>(5) 避難誘導 総務企画局危機管理室は、要避難者の避難誘導にあたっては、避難ルートを示すとともに、川崎区役所、港湾局のほか、共同防災組織に対して、避難誘導要員の確保を依頼する。また、必要に応じて神奈川県警に対しても協力を依頼する。</p> <p>4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保 総務企画局長は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、消防局長と協議、調整し、臨時離着陸場一覧表より、適切なヘリコプター臨時離着陸場を確保するものとする。</p>	組織改正に伴う修正
応急対策	4	9	1	<p><u>川崎市地域防災計画 資料編</u> (資料編 災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会）) (資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 <u>（神奈川建設重機協同組合）【第4部第1章1-7】</u>) (資料編 災害時における川崎市建設緑政局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務等の協力に関する協定書（神奈川県測量設計業協会川崎支部）) (資料編 災害時の緊急対策業務に関する協定・実施細目【第4部第1章1-4】) (資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目【第4部第1章1-5】) (資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定・実施細目【第4部第1章1-6】) (資料編 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書（国土交通省関東地方整備局【第4部第1章1-9】）</p>	<p>(資料編 災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会）) (資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 <u>（神奈川建設重機協同組合）【第4部第1章1-7】</u>) (資料編 災害時における川崎市建設緑政局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務等の協力に関する協定書（神奈川県測量設計業協会川崎支部）) (資料編 災害時の緊急対策業務に関する協定・実施細目【第4部第1章1-4】) (資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目【第4部第1章1-5】) (資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定・実施細目【第4部第1章1-6】) (資料編 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書（国土交通省関東地方整備局【第4部第1章1-9】）</p>	川崎市地域防災計画（資料編）との重複に伴う修正
応急対策	4	9	2	第2節 交通規制【 <u>神奈川県警察、第三管区海上保安部、危機管理本部、建設緑政局、港湾局</u> 】	第2節 交通規制	担当局等を明記
応急対策	4	9	2	1 道路交通規制の実施 県警察では、災害応急対策の円滑な実施を図るために、県内での発生が想定されている地震に対応すべき路線を緊急交通路指定想定路5 <u>9-7</u> 路線（内川崎市内14路線）の中からあらかじめ指定しておくとともに、特定震度等に基づく区域における交通規制の基準を定めておくことにより、災害対策基本法及び大規模地震特別対策措置法に基づく交通規制を迅速に行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努める。指定された緊急交通路では緊急通行車両 <u>や規制除外車両</u> 以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることになる。	1 道路交通規制の実施 県警察では、災害応急対策の円滑な実施を図るために、県内での発生が想定されている地震に対応すべき路線を緊急交通路指定想定路5 <u>7</u> 路線（内川崎市内14路線）の中からあらかじめ指定しておくとともに、特定震度等に基づく区域における交通規制の基準を定めておくことにより、災害対策基本法及び大規模地震特別対策措置法に基づく交通規制を迅速に行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努める。指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることになる。	時点更新に伴う修正

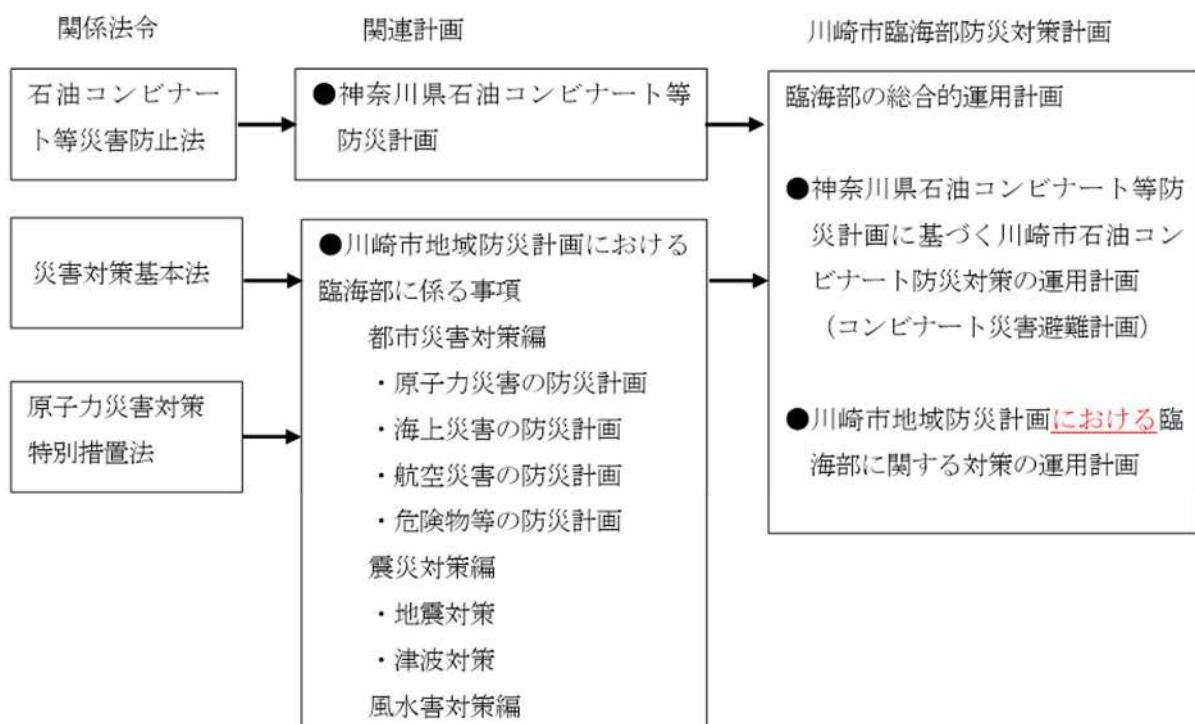
				(ア) 神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震 東名高速道路県内全線及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、 <u>県警</u> 交通部長が必要と認めた道路の区間 (イ) 大正型関東地震 東名高速道路県内全線、首都高速道路県内全線、東京湾アクアライン全線（国道409号）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、 <u>県警</u> 交通部長が必要と認めた道路の区間 (ウ) 三浦半島断層群の地震 東名高速道路県内全線、首都高速道路県内全線、東京湾アクアライン全線（国道409号）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、 <u>県警</u> 交通部長が必要と認めた道路の区間 (エ) 都心南部直下地震 東名高速道路県内全線、首都高速道路県内全線、東京湾アクアライン全線（国道409号）、国道246号（都県境から新石川交差点までの間の上下線）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、 <u>県警</u> 交通部長が必要と認めた道路の区間 (中略) (イ) その他甚大な被害が確認された区域で、 <u>県警</u> 交通部長が必要と認めた道路の区域 (ウ) 津波浸水区域 大津波警報が発表された場合、又は津波警報が発表され、 <u>県警</u> 交通部長が必要と認めた場合において、避難するためやむを得ない場合を除き、本市が策定した津波浸水区域において、緊急通行車両や規制除外車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。	(ア) 神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震 東名高速道路全線及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた道路の区間 (イ) 大正型関東地震 東名高速道路全線、首都高速道路全線、東京湾アクアライン全線（国道409号）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた道路の区間 (ウ) 三浦半島断層群の地震 東名高速道路全線、首都高速道路全線、東京湾アクアライン全線（国道409号）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた道路の区間 (エ) 都心南部直下地震 東名高速道路全線、首都高速道路全線、東京湾アクアライン全線（国道409号）、国道246号（都県境から新石川交差点までの間の上下線）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた道路の区間 (中略) (イ) その他甚大な被害が確認された区域で、交通部長が必要と認めた道路の区域 (ウ) 津波浸水区域 大津波警報が発表された場合、又は津波警報が発表され、交通部長が必要と認めた場合において、避難するためやむを得ない場合を除き、本市が策定した津波浸水区域において、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。	時点更新に伴う修正
応急対策	4	9	2	川崎市地域防災計画 資料編 (資料編 緊急交通路指定想定路・緊急輸送道路一覧表)	(資料編 緊急交通路指定想定路・緊急輸送道路一覧表)	川崎市地域防災計画（資料編）との重複に伴う修正
応急対策	4	10		第10章 災害救助法の適用【危機管理本部総務企画局】	第10章 災害救助法の適用【総務企画局】	組織改正に伴う修正
応急対策	4	10	1	(参考)これまでの適用事例(救助実施市に指定されて以降に限る。)		川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	10	1	表や図の修正あり(別添) (表・図33)		川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	10	2	第2節 災害救助法の適用基準 災害救助法第2条に基づく本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市内における適用基準は次のとおりであり、本計画では第2部に記載した災害想定に基づくものとする。 (中略) 3 災害が発生するおそれがある場合 災害が発生するおそれがある場合において、内閣府に災害対策本部が設置され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき。	第2節 災害救助法の適用基準 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市内における適用基準は次のとおりであり、本計画では第2部に記載した災害想定に基づくものとする。 (中略)	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正

応急対策	4	10	3	<p>第3節 被害程度の認定基準 1 減失世帯の算定 住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂の堆たい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつてそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。 なお、全壊（焼）、流失世帯は滅失世帯とする。</p> <p>（中略） (3) 床上浸水 前記（1）、（2）に該当しない場合であつて、浸水が床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆たい積により一時的に居住することができない状態となつたもの。</p>	<p>第3節 被害程度の認定基準 1 減失世帯の算定 住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂の堆たい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつてそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。 なお、全壊（焼）、流失世帯は滅失世帯とする。</p> <p>（中略） (3) 床上浸水 前記（1）、（2）に該当しない場合であつて、浸水が床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆たい積により一時的に居住することができない状態となつたもの。</p>	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
応急対策	4	10	6	<p>川崎市地域防災計画 資料編 (資料編 災害救助基準)</p>	<p>(資料編 災害救助基準)</p>	川崎市地域防災計画（資料編）との重複に伴う修正
応急対策	4	11	1	<p>川崎市地域防災計画 資料編 (資料編 災害時応急給水拠点一覧表<川崎区>) (資料編 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目) (資料編 東京都との緊急応援に関する業務協定) (資料編 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書・管理運用協定・確認書) (資料編 横浜市との緊急応援に関する業務協定) (資料編 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項) (資料編 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書) (資料編 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定・実施要領) (資料編 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書・実施細則) (資料編 神奈川県内広域水道企業団と川崎市水道局との災害時における応急給水の実施に関する協定書) (資料編 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定・覚書) (資料編 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール) (資料編 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール) (資料編 災害時における下水道管きよの応急復旧対策の協力に関する協定 (川崎市環境整備事業協同組合))</p>	<p>(資料編 災害時応急給水拠点一覧表<川崎区>) (資料編 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目) (資料編 東京都との緊急応援に関する業務協定) (資料編 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書・管管理運用協定・確認書) (資料編 横浜市との緊急応援に関する業務協定) (資料編 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項) (資料編 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書) (資料編 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定・実施要領) (資料編 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書・実施細則) (資料編 神奈川県内広域水道企業団と川崎市水道局との災害時における応急給水の実施に関する協定書) (資料編 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定・覚書) (資料編 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール) (資料編 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール) (資料編 災害時における下水道管きよの応急復旧対策の協力に関する協定 (川崎市環境整備事業協同組合))</p>	川崎市地域防災計画（資料編）との重複に伴う修正
応急対策	4	12	1	<p>第12章 放射性物質等災害対策【危機管理本部総務企画局危機管理室、環境局、健康福祉局、川崎区】</p>	<p>第12章 放射性物質等災害対策【総務企画局危機管理室、環境局、健康福祉局、川崎区】</p>	組織改正に伴う修正
応急対策	4	12	1	<p>表や図の修正あり(別添) (表・図34)</p>		時点更新に伴う修正
復旧・復興対策	5	1		<p>第1章 民生安定のための緊急措置【総務企画局、健康福祉局、財政局、まちづくり局、こども未来局、経済労働局、区、関係局】</p>	<p>第1章 民生安定のための緊急措置【総務企画局、健康福祉局、財政局、まちづくり局、こども未来局、経済労働局、区、関係局】</p>	組織改正に伴う修正
復旧・復興対策	5	1	2	<p>第2節 資金の貸付【経済労働局金融課】 火災、風水害等の災害により被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るために事業資金を融資する。</p>	<p>第2節 資金の貸付【経済労働局金融課】 災害により被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るために事業資金を融資する。</p>	川崎市地域防災計画（震災対策編）との整合性を図るための修正
復旧・復興対策	5	2		<p>第2章 公共施設の災害復旧【関係局】</p>	<p>第2章 公共施設の災害復旧</p>	担当局を明記

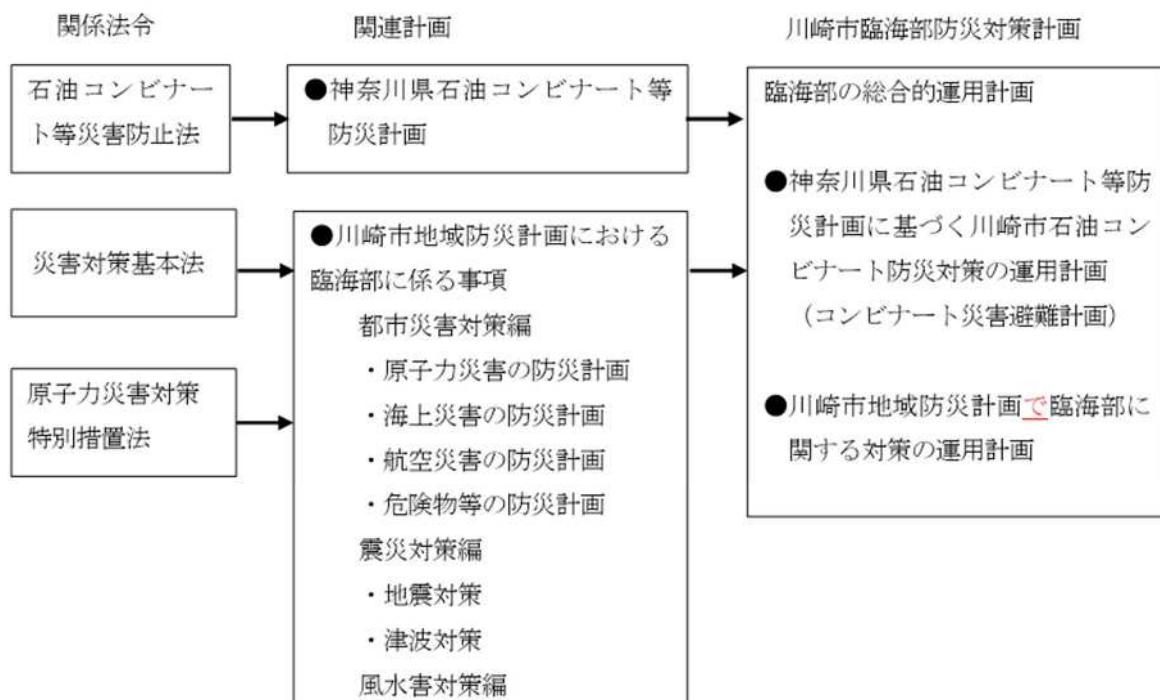
復旧・復興対策	5	2	1		第1節 事業実施に伴う国の財政援助等【関係局】	第1節 事業実施に伴う国の財政援助等【関係局】	第5部第2章に基づくため削除
復旧・復興対策	5	3			第3章 復興体制【総務企画局、危機管理本部総務企画局危機管理室、臨海部国際戦略本部、まちづくり局、川崎区、関係局】	第3章 復興体制【総務企画局、総務企画局危機管理室、臨海部国際戦略本部、まちづくり局、川崎区、関係局】	組織改正に伴う修正
南海トラフ地震に 係る対応	6				第6部 南海トラフ地震に係る対応 川崎市地域防災計画（震災対策編）第6部「南海トラフ地震に係る対応」及び、神奈川県石油コンビナート等防災計画第6編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」に基づく。		第6部を川崎臨海部防災対策計画の資料編へ移行し、南海トラフ地震に係る対応を新規追加
東海地震に関する 事前対策計画	6				第6部を川崎臨海部防災対策計画の資料編へ移行するため、川崎市臨海部防災対策計画の本編から全文を削除		神奈川県石油コンビナート等防災計画との整合性を図るための修正
東海地震に関する 事前対策計画	6	1	1		【参考】第6部 東海地震に関する事前対策計画	第6部 東海地震に関する事前対策計画	神奈川県石油コンビナート等防災計画との整合性を図るための修正
東海地震に関する 事前対策計画	6	1	1		第1節 計画の目的【危機管理本部総務企画局危機管理室、横浜地方気象台】	第1節 計画の目的【総務企画局危機管理室、横浜地方気象台】	組織改正に伴う修正
東海地震に関する 事前対策計画	6	1	2		計画の目的の図を修正		組織改正に伴う修正
東海地震に関する 事前対策計画	6	1	2		第2節 東海地震に関する事前対策の体系【危機管理本部総務企画局危機管理室】	第2節 東海地震に関する事前対策の体系【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
東海地震に関する 事前対策計画	6	3	1		第1節 市の活動体制等【危機管理本部総務企画局危機管理室】 (中略) (2) 東海地震注意報発表時 東海地震注意情報が発表されたときは、川崎市東海地震警戒本部（以下「東海地震警戒本部」という。）を設置して、警戒体制にあたる。 なお、組織及び配備については、第4-5部応急対策第1章防災組織体制で定める体制とする。 (3) 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時 ア 現地本部の設置 防災本部長（神奈川県知事）の指示に基づき、関係市に現地本部を設置する。 イ 現地本部会議の開催 現地本部長（川崎市長）は、現地本部員を招集し、現地本部会議を開催する場合において市災害対策本部と一体的の運営を図ることが必要と認めるときは、合同本部会議を開催する。 なお、組織及び配備については、第4-5部応急対策第1章防災組織体制で定める体制とする。 (中略) 2 職員の配備【危機管理本部総務企画局危機管理室】	第1節 市の活動体制等【総務企画局危機管理室】 (中略) (2) 東海地震注意報発表時 東海地震注意情報が発表されたときは、川崎市東海地震警戒本部（以下「東海地震警戒本部」という。）を設置して、警戒体制にあたる。 なお、組織及び配備については、第5部応急対策第1章防災組織体制で定める体制とする。 (3) 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時 ア 現地本部の設置 防災本部長（神奈川県知事）の指示に基づき、関係市に現地本部を設置する。 イ 現地本部会議の開催 現地本部長（川崎市長）は、現地本部員を招集し、現地本部会議を開催する場合において市災害対策本部と一体的の運営を図ることが必要と認めるときは、合同本部会議を開催する。 なお、組織及び配備については、第5部応急対策第1章防災組織体制で定める体制とする。 (中略) 2 職員の配備【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正 参照箇所の修正
東海地震に関する 事前対策計画	6	3	2		第2節 情報の受伝達及び広報【危機管理本部総務企画局危機管理室、各局室】	第2節 情報の受伝達及び広報【総務企画局危機管理室、各局室】	組織改正に伴う修正

東海地震に関する事前対策計画	6	3	2	表や図の修正あり(別添)	伝達系統 (表・図35)		組織改正に伴う修正
東海地震に関する事前対策計画	6	3	2		<p>2 地域住民等への広報 (1) 東海地震注意情報発表時の措置【危機管理本部総務企画局、消防局、川崎区】</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時の措置【危機管理本部総務企画局、消防局、川崎区】</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 事前避難 警戒宣言時における事前避難の実施については、次のとおりとする。 ア 避難の基本方針 警戒宣言が発令された場合の避難の勧告・指示等は原則として行わない。</p>	<p>2 地域住民等への広報 (1) 東海地震注意情報発表時の措置【総務企画局、消防局、川崎区】</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時の措置【総務企画局、消防局、川崎区】</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 事前避難 警戒宣言時における事前避難の実施については、次のとおりとする。 ア 避難の基本方針 警戒宣言が発令された場合の避難の勧告・指示は原則として行わない。</p>	組織改正に伴う修正
東海地震に関する事前対策計画	6	3	3		<p>エ 警戒宣言時における事業所等の対応措置指示 川崎市地震対策条例第14条に規程する指示及び警戒宣言が発せられたときは、<u>第6部第2-5章第1-3節</u>に規定する事業所等において、地震防災応急計画に基づく必要な措置を実施していないことが明らかであると認めるときは、その実施を指示する。</p>	<p>エ 警戒宣言時における事業所等の対応措置指示 川崎市地震対策条例第14条に規程する指示及び警戒宣言が発せられたときは、第6部第5章第3節に規定する事業所等において、地震防災応急計画に基づく必要な措置を実施していないことが明らかであると認めるときは、その実施を指示する。</p>	資料編に移行することに伴う参照箇所の修正
東海地震に関する事前対策計画	6	3	6		第6節 緊急輸送対策【危機管理本部総務企画局】	第6節 緊急輸送対策【総務企画局】	組織改正に伴う修正
東海地震に関する事前対策計画	6	3	6		<p>4 緊急輸送車両 (1) 緊急輸送車両（確認対象車両） 緊急輸送車両は、<u>大規模地震対策特別措置法</u>第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 緊急輸送車両の確認申請 <u>大規模地震対策特別措置法</u>第24条に規定する緊急輸送車両であることの確認並びに同法施行令第12条に規定する標章及び証明書の交付申請先は次によるものとする。</p>	<p>4 緊急輸送車両 (1) 緊急輸送車両（確認対象車両） 緊急輸送車両は、<u>大震法</u>第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 緊急輸送車両の確認申請 大震法第24条に規定する緊急輸送車両であることの確認並びに同法施行令第12条に規定する標章及び証明書の交付申請先は次によるものとする。</p>	法律名を正式名称に変更

【修正後】(表・図1)



【修正前】(表・図1)



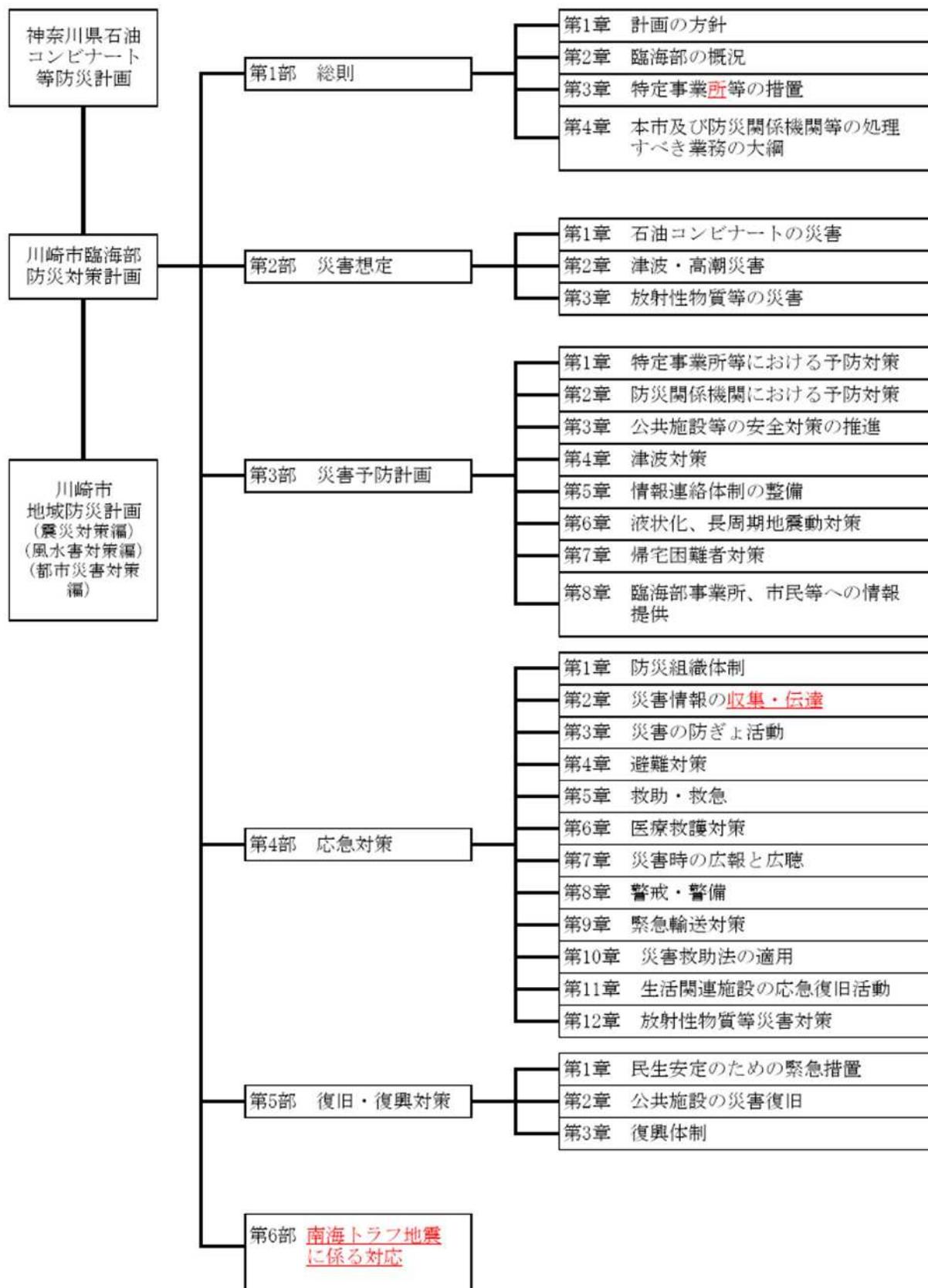
【修正後】(表・図2) 計画の構成及び内容

項目	主な内容
総則	本市及び防災関係機関等が防災に關し処理すべき事務及び業務の大綱等
	計画作成の目的、基本方針、臨海部の概況、市・防災関係機関等の役割等
災害想定	石油コンビナート災害における災害影響度及び津波災害、放射性物質災害等の概要等
	石油コンビナート災害、津波災害、放射性物質等災害
災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は、被害を最小限に止めるため、本市及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等
	事業所の予防対策、防災関係機関の実施する予防対策、インフラの安全対策、津波対策、情報連絡体制の検討、液状化・長周期地震動対策、帰宅困難者対策、地域内の情報提供等
応急対策	災害の発生から応急対策の終了に至るまで、本市及び防災関係機関等が行う、初動対策及び応急対策に係る措置等
	防災体制の構築、災害情報の収集・伝達体制確保、災害への防御活動(石油コンビナート等災害への対応、海上流出油災害への対応、津波対策、帰宅困難者対策)、避難対策、救助・救急措置、医療救護対策、広報・広聴の対応、警戒・警備対応、緊急輸送対策、放射性物質災害対策等
復旧・復興対策	被災者及び事業所等の災害復旧・復興に向け必要な措置
	社会インフラ対応、事業復旧・復興支援対応
<u>南海トラフ地震に係る対応</u>	<u>川崎市地域防災計画(震災対策編)第6部「南海トラフ地震に係る対応」及び、神奈川県石油コンビナート等防災計画第6編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」</u>

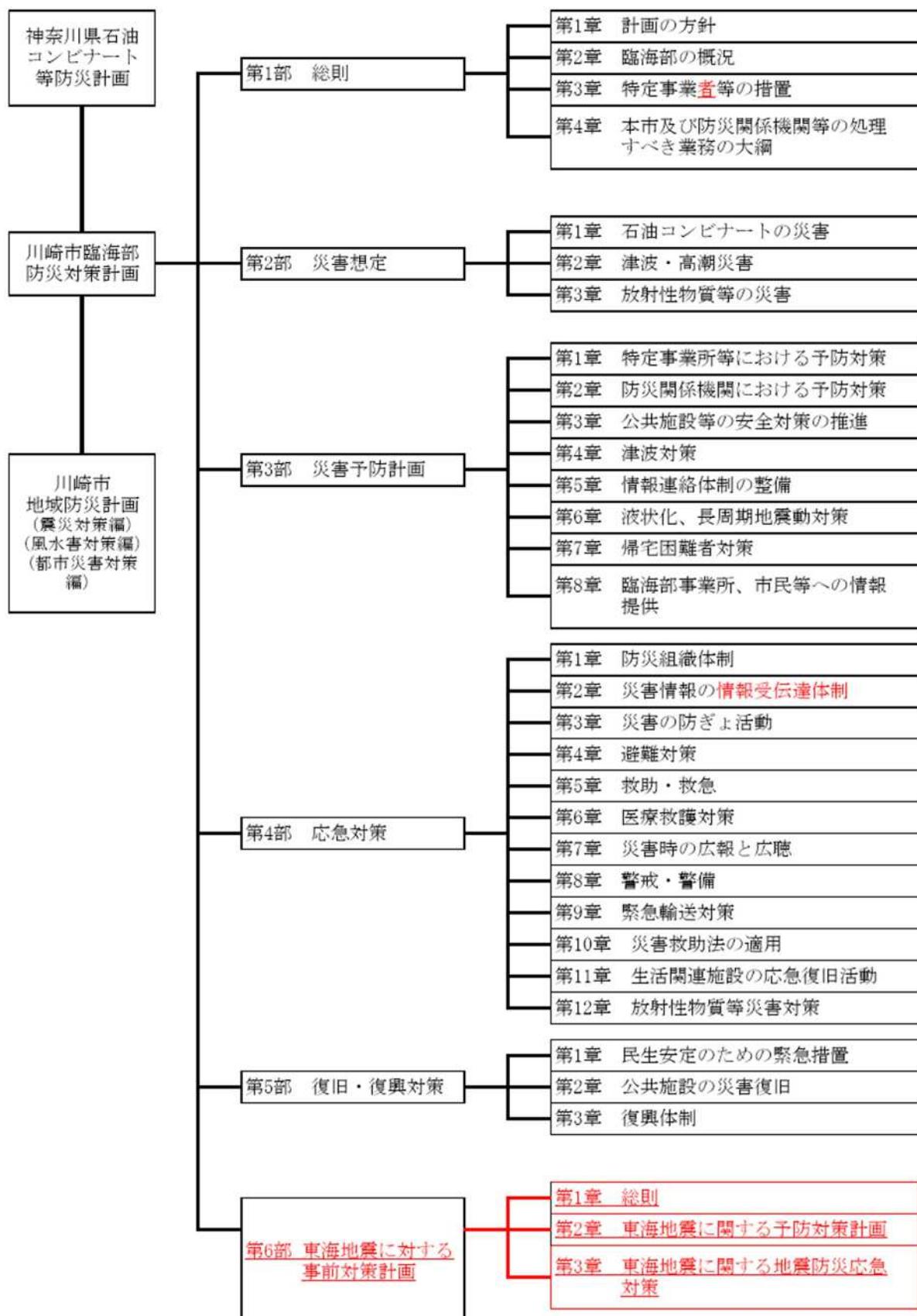
【修正前】

項目	主な内容
総則	本市及び防災関係機関等が防災に關し処理すべき事務及び業務の大綱等
	計画作成の目的、基本方針、臨海部の概況、市・防災関係機関等の役割等
災害想定	石油コンビナート災害における災害影響度及び津波災害、放射性物質災害等の概要等
	石油コンビナート災害、津波災害、放射性物質等災害
災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は、被害を最小限に止めるため、本市及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等
	事業所の予防対策、防災関係機関の実施する予防対策、インフラの安全対策、津波対策、情報連絡体制の検討、液状化・長周期地震動対策、帰宅困難者対策、地域内の情報提供等
応急対策	災害の発生から応急対策の終了に至るまで、本市及び防災関係機関等が行う、初動対策及び応急対策に係る措置等
	防災体制の構築、災害情報の収集・伝達体制確保、災害への防御活動(石油コンビナート等災害への対応、海上流出油災害への対応、津波対策、帰宅困難者対策)、避難対策、救助・救急措置、医療救護対策、広報・広聴の対応、警戒・警備対応、緊急輸送対策、放射性物質災害対策等
復旧・復興対策	被災者及び事業所等の災害復旧・復興に向け必要な措置
	社会インフラ対応、事業復旧・復興支援対応
<u>東海地震に関する事前対策計画</u>	<u>大規模地震対策特別措置法に定める、警戒宣言が発令された場合に本市及び防災関係機関等が対処する事前対策</u>
	<u>計画策定の目的、予防対策の策定、応急対策の策定</u>

【修正後】(表・図3) 計画の体系



【修正前】(表・図3) 計画の体系



【修正後】(表・図4) 面積及び特定事業所数

ア 面積及び特定事業所数 (令和6年4月1日現在)

区分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第二種事業所
京浜臨海地区	35.00 km ²	69事業所	30事業所	40事業所
(川崎市)	24.07 km ²	47事業所	22事業所	25事業所
(横浜市)	10.93 km ²	22事業所	7事業所	15事業所

【修正前】

ア 面積及び特定事業所数 (平成31年4月1日現在)

区分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第二種事業所
京浜臨海地区	35.00 km ²	72事業所	32事業所	40事業所
(川崎市)	24.07 km ²	51事業所	25事業所	26事業所
(横浜市)	10.93 km ²	21事業所	7事業所	14事業所

【修正後】(表・図5) 特定事業所における石油等の貯蔵、取扱、処理量

(令和6年4月1日現在)

区分	①石油	②高圧ガス	③第4類 危険物 (石油を除く)	④ 第4類以外 の危険物	⑤指定可燃物		⑥ 高圧ガス以外の 可燃性ガス	⑦ 毒物	⑧ 劇物
					固体類	液体類			
貯蔵、取扱 処理量	4,324,603kl	1,090,901,134Nm ³	102,873kl	28,120t	47,276t	17,822t	405,314,693m ³	4,246t	142,210t

【修正前】

(平成31年4月1日現在)

区分	①石油	②高圧ガス	③第4類 危険物 (石油を除く)	④ 第4類以外 の危険物	⑤指定可燃物		⑥ 高圧ガス以外の 可燃性ガス	⑦ 毒物	⑧ 劇物
					固体類	液体類			
貯蔵、取扱 処理量	7,434,211kl	1,094,621,642Nm ³	102,464kl	22,676t	41,538t	16,444t	396,817,318m ³	629t	10,240t

【修正後】(表・図6) 特定事業所における危険物施設数

(令和6年4月1日現在)

区分	製造所	貯蔵所計							取扱所計				その他	合計
			屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	屋外貯蔵所		給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所		
施設数	77	1,798	143	1,497	14	23	9	112	390	21	35	334	65	2,265

【修正前】

(平成31年4月1日現在)

区分	製造所	貯蔵所計							取扱所計				その他	合計
			屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	屋外貯蔵所		給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所		
施設数	80	1,904	175	1561	11	26	9	122	420	22	40	359	0	2,405

【修正後】(表・図7) 特定事業所における石油の屋外タンク基数

(令和6年4月1日現在)

区分	1,000kl 未満	1,000kl～ 1万kl未満	1万kl～ 5万kl未満	5万kl～ 10万kl未満	10万kl 以上	合計
タンク 基数	1,004	307	69	1	0	1,381

【修正前】

(平成31年4月1日現在)

区分	1,000kl 未満	1,000kl～ 1万kl未満	1万kl～ 5万kl未満	5万kl～ 10万kl未満	10万kl 以上	合計
タンク 基数	1,000	381	71	7	0	1,459

【修正後】(表・図8) 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所一覧

(令和6年10月23日現在)							
地区別	番号	種別	事業所名	地区別	番号	種別	事業所名
浮島	1	①	ENEOS(株)川崎製油所 (東燃化学合同会社 川崎製油所、エア・ウォーター炭酸ガス 川崎工場、日本ボリエチレン(株) 川崎工場(浮島地区)、ENEOSグループ㈱を含む)	千鳥	24	1	セントラル・タンクターミナル(株) 川崎事業所
	2	①	(株) ENEOS NUC 川崎工業所		25	①	(株) レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所(千鳥)
	3	①	セントラル硝子(株) 川崎工場		26	1	ENEOS(株)千鳥事業所
	4	①	日本ブチル(株)		27	①	(株) 日本触媒川崎製造所千鳥工場
	5	①	日本合成アルコール(株) 川崎工場		28	2	日本乳化剤(株) 生産本部川崎工場
	6	①	(株) 日本触媒川崎製造所浮島工場		29	2	エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル(株) 川崎工場(千鳥)
	7	2	花王(株) 川崎工場		30	2	日油(株) 川崎事業所
	8	2	東芝エネルギーシステムズ(株) 浜川崎工場 (株) 東芝 電力・社会システム技術開発センター浜川崎地区)		31	2	日本合成樹脂㈱
島	9	2	日新倉庫(株) 川崎営業所	水江	32	2	サンケミカル㈱川崎工場
	10	2	新日本理化(株) 川崎工場		33	2	(株) JERA(ジェラ) 川崎火力発電所
	11	2	東亞合成(株) 川崎工場		34	①	東亜石油(株) 京浜製油所 (次世代水素エネルギー・チエーン技術研究組合(AHEAD)を含む)
	12	2	興和油化工業(株) 川崎工場		35	①	ENEOS(株)川崎ガスター・ミナル
	13	①	川崎オキシトン(株) 川崎工場		36	1	出光ルブテクノ(株) 京浜事業所
	14	2	日本冶金工業(株) 川崎製造所	町	37	①	(株) レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所
	15	2	ブルーエキスプレス(株) 横浜営業所		38	2	東日本旅客鉄道(株) エネルギー管理センター川崎発電所
	16	2	日本コンセプト(株) 京浜支店		39	2	(株) レゾナック・ガスプロダクト 川崎工場
	17	2	丸一海運(株) 東京化学品センター		40	2	ペットリファインテクノロジー㈱
	18	2	(株)エナジー宇宙 夢の津・川崎		41	2	川崎天然ガス発電(株) 川崎天然ガス発電所
千鳥	19	①	日本ゼオン(株) 川崎工場	大川・白石	42	2	三和倉庫(株) 川崎事業所
	20	①	旭化成(株) 製造統括本部 川崎製造所		43	2	(株) レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所(大川)
	21	①	ENEOS(株)川崎製油所川崎地区 (日本ボリエチレン(株) 川崎工場(南地区)・ 東邦(株) 川崎工場・サンアロマー(株) 製造本部川崎工場を含む)	扇島	44	2	JFEスチール(株) 東日本製鐵所 (京浜地区)
	22	1	東西オイルターミナル(株)川崎油槽所		45	1	東亜石油㈱京浜製油所(東扇島地区)
	23	1	三菱ケミカル物流(株) 陸運事業本部川崎油槽所	東扇島	46	2	(株) JERA(ジェラ) 東扇島火力発電所 (扇島都市ガス供給株式会社扇島熱調センター(OCGS)を含む)

特定事業所 46 事業所

第1種事業所 21事業所(うちレイアウト15事業所)
第2種事業所 25事業所

(注)種別欄の○付き数字は、レイアウト規制事業所を示しています。

【修正前】(表・図8) 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所一覧

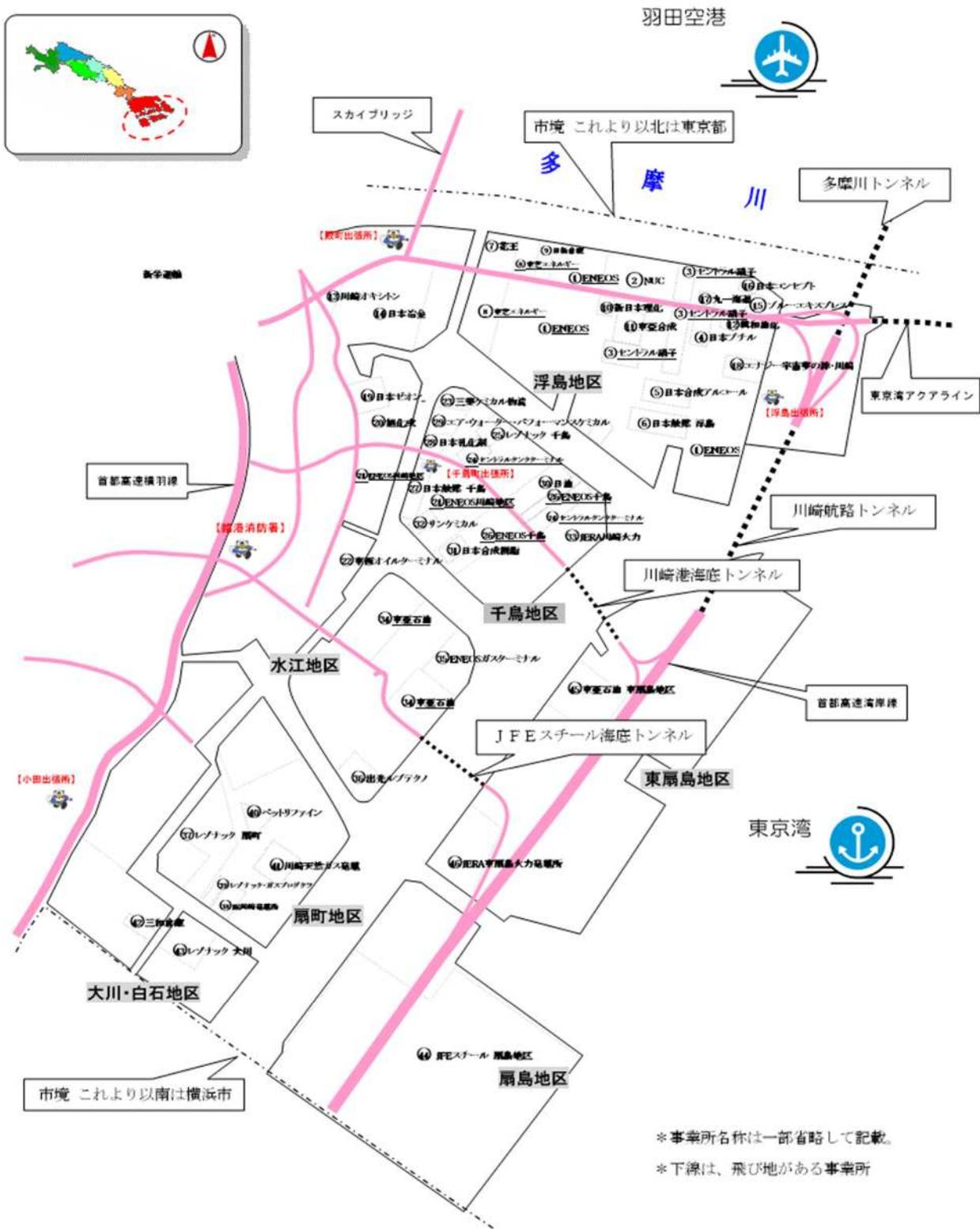
(令和元年8月1日現在)

地区別	番号	種別	事業所名	地区別	番号	種別	事業所名
浮島	1	①	JXTGエネルギー㈱川崎製油所 (東燃化学会社 川崎製油所、エア・ウォーター、炭酸素 川崎工場、EMGルブリカンツ合同会社トライボロジ研究所、日本ボリエチレン(株)川崎工場(浮島地区)、ENEOSグループ㈱を含む)	千鳥	26	①	昭和電工(株)川崎事業所(千鳥)
	2	①	(株)NUC 川崎工場		27	1	東京油槽(株)
	3	①	セントラル硝子(株)川崎工場		28	1	JXTGエネルギー㈱千鳥事業所
	4	①	日本ブチル(株)		29	①	(株)日本触媒川崎製造所千鳥工場
	5	①	日本合成アルコール(株)川崎工場		30	2	日本乳化剤(株)川崎工場
	6	①	(株)日本触媒川崎製造所浮島工場		31	2	川崎化成工業(株)川崎工場(千鳥)
	7	2	花王(株)川崎工場		32	2	日油(株)川崎事業所
	8	2	東芝エネルギーシステムズ(株)浜川崎工場(株)東芝 電力・社会システム技術開発センター浜川崎地区)		33	2	日本合成樹脂㈱
	9	2	日新倉庫(株)川崎営業所		34	2	サンケミカル㈱川崎工場
	10	2	新日本理化(株)川崎工場		35	2	株式会社JERA(ジェラ) 川崎火力発電所
	11	2	車亞合成(株)川崎工場	水江	36	①	車亞石油(株)京浜製油所 (次世代水素エネルギー・チェーン技術研究組合(AHEAD)を含む)
	12	2	興和油化工業(株)川崎工場		37	①	JXTGエネルギー㈱ 川崎ガスターミナル
	13	2	日新商事(株)瓦斯部 川崎充填所		38	1	出光ルプテクノ(株)京浜事業所
	14	2	新栄運輸(株)川崎化成品油槽所		39	2	JFEスチール(株)東日本製鉄所 (京浜地区)・川崎地区
	15	①	川崎オキシトン(株)川崎工場	町	40	①	昭和電工(株)川崎事業所
	16	2	日本冶金工業(株)川崎製造所		41	2	東日本旅客鉄道(株)川崎発電所
	17	2	ブルーエキスプレス(株) 関東営業部 横浜営業所		42	2	昭和電工ガスプロダクツ(株) 川崎工場
	18	2	日本コンセプト(株)京浜支店		43	2	ベットリファインテクノロジー㈱
	19	2	九一海運(株) 東京化学品センター		44	2	川崎天然ガス発電(株) 川崎天然ガス発電所
千鳥	20	①	日本ゼオン(株)川崎工場	大川・白石	45	2	三和倉庫(株)川崎事業所
	21	①	旭化成(株) 製造統括本部 川崎製造所		46	2	昭和電工(株)川崎事業所(大川)
	22	①	JXTGエネルギー(株)川崎製油所 川崎地区(日本ボリエチレン(株)川崎工場(南地区)・東邦(株)川崎工場・サンアロマー(株)製造本部川崎工場を含む)	扇島	47	①	JFEスチール(株)東日本製鉄所 (京浜地区)・扇島地区 (株)JFEサンソセンター 京浜工場を含む)
	23	1	東西オイルターミナル(株)川崎油槽所		48	1	出光興産株式会社 川崎事業所 (扇島地区)
	24	1	三菱ケミカル物流(株)川崎油槽所	東扇島	49	1	東亞石油㈱京浜製油所(東扇島地区)
	25	1	セントラル・タンクターミナル(株) 川崎事業所		50	2	株式会社JERA(ジェラ) 東扇島火力発電所

【修正後】(表・図9) 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所分布図

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所分布図

(令和6年10月23日現在)

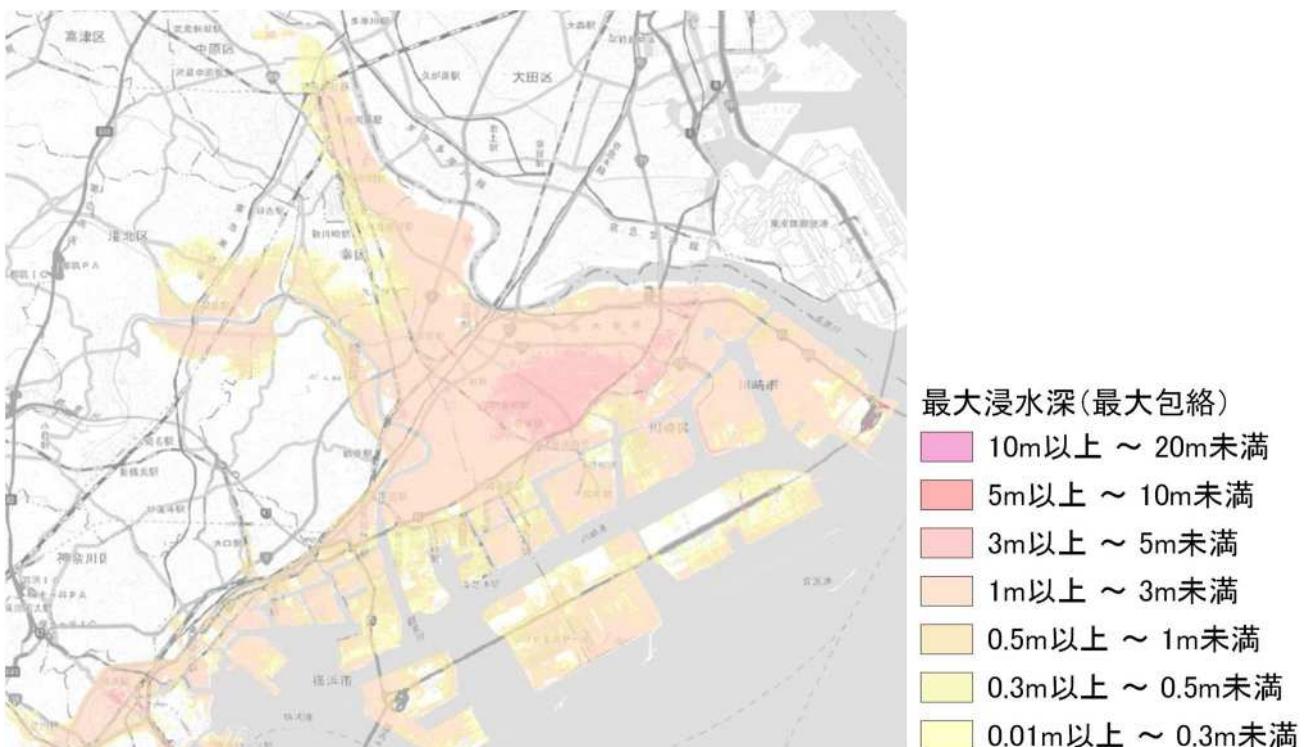


【修正前】(表・図9) 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所分布図

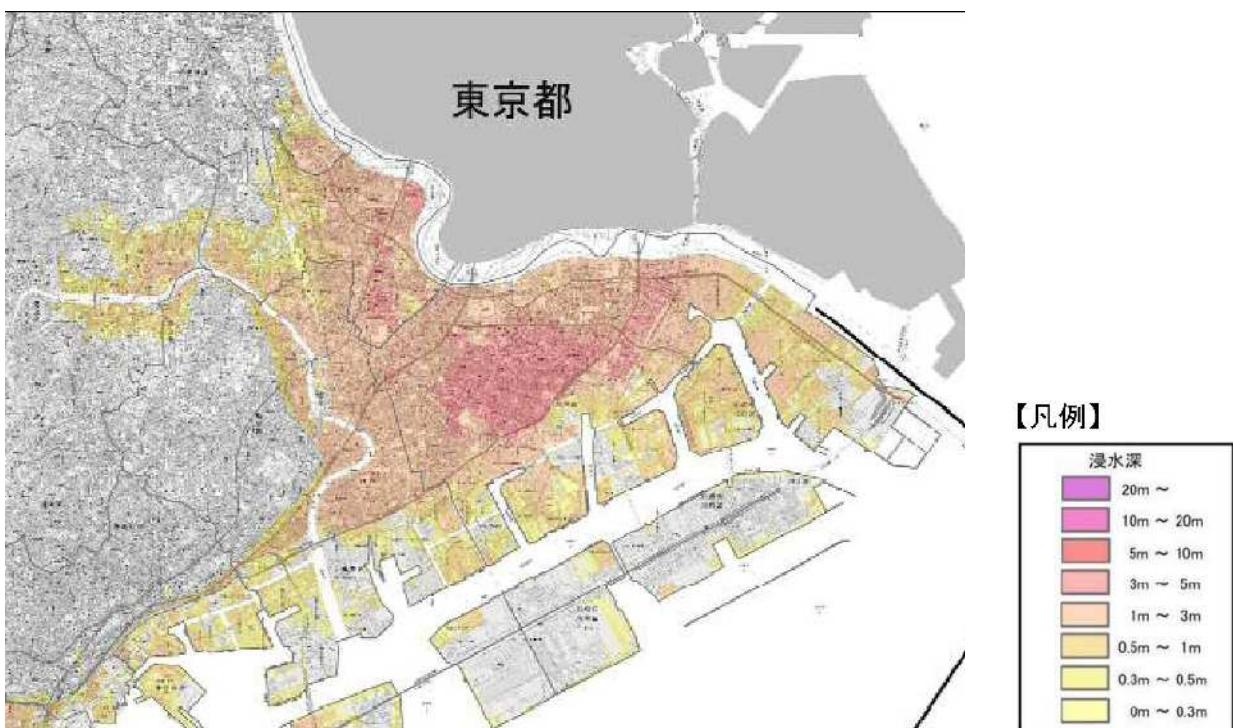
石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所分布図
(令和元年8月1日現在)



【修正後】(表・図10) 高潮浸水想定



【修正前】



【修正後】(表・図11) 石災法第19条に基づく共同防災組織の設置状況

(令和6年4月1日現在)

地区名	組織の名称	根 抱	結成年月日	加盟事業所数
浮 島	浮島 共同防災協議会	浮島共同防災協議会 共同防災規程	昭和52年7月13日	37
千 島	川崎市千鳥地区 防災協議会	川崎市千鳥地区防災 協議会共同防災規程	昭和52年7月12日	20
扇 島	扇島地区 共同防災協議会	扇島地区共同防災 協議会共同防災規程	昭和52年7月13日	3 (横浜市域 1社を含む)
浮 島 千 島 水 江 扇 町 扇 島 東扇島	川崎海上共同 防災協議会	川崎海上共同防災協議 会海上共同防災規程	平成12年4月1日	18

【修正前】

(平成31年4月1日現在)

地区名	組織の名称	根 抱	結成年月日	加盟事業所数
浮 島	浮島 共同防災協議会	浮島共同防災協議会 共同防災規程	昭和52年7月13日	37
千 島	川崎市千鳥地区 防災協議会	川崎市千鳥地区防災 協議会共同防災規程	昭和52年7月12日	22
扇 島	扇島地区 共同防災協議会	扇島地区共同防災 協議会共同防災規程	昭和52年7月13日	5 (横浜市域 2社を含む)
浮 島 千 島 水 江 扇 町 扇 島 東扇島	川崎海上共同 防災協議会	川崎海上共同防災協議 会海上共同防災規程	平成12年4月1日	20 浮 島 3 千 島 9 水 江 2 扇 町 3 扇 島 2 東扇島 1

【修正後】(表・図12) 石災法第19条の2に基づく広域共同防災組織の設置状況

名 称	受持ち特別防災区域	設立年月日
神奈川地区 広域共同防災協議会	京浜臨海地区・根岸臨海地区	平成19年10月9日 (本運用開始日:平成20年12月9日)

【修正前】

名 称	受持ち特別防災区域	設立年月日
神奈川・静岡地区 広域共同防災協議会	京浜臨海地区・根岸臨海地区 ・清水地区	平成19年10月9日 (本運用開始日:平成20年12月9日)

【修正後】(表・図13) 大容量泡放射システムの資機材等

大容量泡放射システム構成資機材		現有	備考
大容量泡放水砲		2 砲	10,000～ 30,000 L/ min 可変
大容量 泡放水砲用 防災資機材	ポンプ	メインポンプ 水中ポンプ 2台	30,000 L/ min <u>15,000 L/ min/台</u>
	混合装置	送液部 1式 混合部 2式	
	ホース (保形) (ソフト)	メインホース 5,740m	1 2 B
		<u>給水ホース 2 2本</u>	<u>1 0 B</u>
	耐熱服	4 着	
	空気呼吸器	4 基	
大容量泡放水砲用泡消火薬剤		6 6 k 1	1 %希釈型

※ 「神奈地区広域共同防災協議会」は、当市の他、京浜臨海地区（横浜市区域）・清水地区の特定事業所を受け持つ。

【修正前】

大容量泡放射システム構成資機材		現有	備考
大容量泡放水砲		2 砲	10,000～ 30,000 L/ min 可変
大容量 泡放水砲用 防災資機材	ポンプ	メインポンプ <u>2台</u> 水中ポンプ 2台 <u>ユニット</u>	<u>公称</u> 30,000 L/ min <u>(1台)</u> <u>4台1ユニット</u>
	混合装置	送液部 1式 混合部 2式	
	ホース (保形) (ソフト)	メインホース 5,740m	1 2 B
		<u>吸管 4 4本</u>	<u>8 B</u>
		<u>吸管 4 本</u>	<u>8 B</u>
	耐熱服	4 着	
大容量泡放水砲用泡消火薬剤		6 6 k 1	1 %希釈型

※ 「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」は、当市の他、京浜臨海地区（横浜市区域）・清水地区的特定事業所を受け持つ。

【修正後】(表・図14) 川崎市内における大容量泡放射システムの該当タンク基数

該当タンク基数	基準放水能力別該当タンク基数		
	毎分 10,000 l	毎分 20,000 l	毎分 40,000 l
<u>37</u> 基	<u>8</u> 基	<u>17</u> 基	<u>12</u> 基

【修正前】

該当タンク基数	基準放水能力別該当タンク基数		
	毎分 10,000 l	毎分 20,000 l	毎分 40,000 l
<u>60</u> 基	<u>10</u> 基	<u>26</u> 基	<u>24</u> 基

【修正後】(表・図15) 共同防災組織及び自衛防災組織における防災資機材等の設置状況

共同防災組織及び自衛防災組織における防災資機材等の設置状況

(令和6年4月1日現在)

区分	大型化学貯蔵庫	大型高圧放水車	危険物貯蔵庫	大型化學高壓放水車	普通化学車		消防ポンプ車		普通高圧放水車	可搬式三色放水車	可搬式二色放水車	可搬式放水車	避難艇	防災空呼呼吸器又は携帯式呼吸装置	オイルフレンス器具箱	備蓄収容庫	危険火事消	オイルフレンス	防火壁	
					平底	乙底	普通	小型												
合計	5	1	5	5	8	2	-	-	19	2	144	104	289	2	1	619.46	20.50	1,489 (222)		
共同防災組織	小　　路		3	1	4	3	-	-	-	5	1	5	7	7	1	-	76.06	1.08	145 (32)	
	路		3	1	4	3	-	-	-	5	1	5	7	7	-	-	76.06	-	142 (29)	
	岸島共同防災協議会		3	1	2	1	-	-	-	4	-	4	4	5	-	-	52.16	-	105 (18)	
	千島地区防災協議会		-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	1	2	-	-	11.80	-	19 (5)	
	南島地区共同防災協議会		-	-	1	1	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	12.10	-	18 (6)	
	路		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1.08	6 (3)	
	川崎海上共同防災協議会		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1.08	6 (3)	
	小　　路		2	-	1	2	8	2	-	-	14	1	139	97	282	1	1	543.40	19.42	1,341 (190)
	岸　　島　　地　　区		2	-	-	-	1	2	-	-	-	1	43	38	73	1	1	279.94	9.37	617 (74)
	千　　島　　地　　区		-	-	-	-	2	-	-	-	11	-	79	31	125	-	-	149.50	5.07	473 (62)
自衛防災組織	本　　江　　地　　区		-	-	1	1	3	-	-	-	2	-	9	10	20	-	-	72.50	2.80	93 (20)
	横　　河　　地　　区		-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	8	31	-	-	8.00	0.54	87 (15)
	大　　川　　・　　白　　石　　地　　区		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	19	-	-	10.30	0.06	30 (6)
	南　　島　　地　　区		-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.56	0.58	24 (8)
	東　　南　　島　　地　　区		-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	3	10	14	-	-	15.00	1.00	17 (5)

(注) 1　各項目は又は複数に該当する箇所を示しています。
 2　内訳は、上位階段までの人数を示しています。
 3　南島地区の大規模半地下貯蔵庫は、大型化學高壓放水車になります。

【修正前】(表・図15) 共同防災組織及び自衛防災組織における防災資機材等の設置状況

区分		3点セット		大員 搬 送 化 学車		普通化学車		消防ポンプ車		普放 通 水 高 所車		可一 般二 式千 噸 放水 量		可二 般二 式千 噸 放水 量		耐 熱 版		空船 氣囊 呼 吸 器 及 其 他		才具 イ ス ス フ ユ ニ ク シ ン		備 用 部 品 (k)		防 災 要 員													
		法定	現有			法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有								
合計		2	6	2	2	5	5	4	10	9	-	2	1	-	-	-	-	5	20	1	5	12	174	16	116	16	316	1	2	1	1	209.50	445.66	11.61	22.18	160	1,478 (224)
共同防災組織	小計	2	4	2	2	4	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	6	-	-	2	4	6	6	6	9	1	1	-	-	59.76	61.46	1.08	1.08	31	150 (31)
	陸上	2	4	2	2	4	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	6	-	-	2	4	6	6	6	9	-	-	-	-	59.76	61.46	-	-	27	144 (27)
	海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.08	1.08	4	6 (4)			
自衛防災組織		-	2	-	-	1	1	2	8	9	-	2	1	-	-	-	-	1	14	1	5	10	170	10	110	10	307	-	1	1	1	149.74	384.20	10.53	21.10	129	1,328 (193)

(注)1 この復次は、石油コンビナート等災害防止法に基づくものです。

2 ()内は、1台あたりの最大人員を示しています。

3 沿岸部は1%程度に換算した量を示しています。

4 大型化学車を現有することにより、甲種普通危険物を運搬しているものとみなす規定があります。

5 東京瓦斯の車両は、大型化学危険物不適用になります。

【修正後】(表・図16) 第三管区海上保安本部の消防力等概要

	船 艇				消 火 薬 剤	オイル フェンス	油 吸 着 剤	油 処理 剤
	消防 船	監視取締艇	オイルフェンス展張 船	巡視船(艇)				
川崎海上保安署	0隻	1隻	0隻	2隻	0.2kl	100m	98kg	1.3kl
横浜海上保安部	1隻	1隻	0隻	11隻	34.5kl	480m	546kg	7.4kl
合計	1隻	2隻	0隻	13隻	34.7kl	580m	644kg	8.7kl

【修正前】

	船 艩				消 火 薬 剤	オイル フェンス	油 吸 着 剤	油 処理 剤
	消防 船	油回収船	オイルフェンス展張 船	巡視船(艇)				
川崎海上保安署	0隻	0隻	0隻	2隻	0.2kl	100m	98kg	1.3kl
横浜海上保安部	2隻	0隻	0隻	12隻	34.5kl	480m	546kg	7.4kl
合計	2隻	0隻	0隻	14隻	34.7kl	580m	644kg	8.7kl

【修正後】(表・図17) 港湾局所属船舶諸元表

船名	総トン数	長さ	幅	深さ	用途	定員
あおぞら	126.77	25.00	6.20	2.70	旅客船(巡視船)	56
かもめ	19.00	17.21	4.00	1.45	旅客船(巡視船)	27
ひばり	20.90	10.20	5.98	1.80	測量船(巡視船)	11
つばき ^{※1}	13.00	12.40	6.40	1.70	海面清掃船	—
つつじ ^{※2}	17.00	13.50	6.40	2.10	海面清掃船	8
みらい	5.00	11.96	3.11	1.19	海面清掃船	7

※1 「つばき」は「つつじ」運用開始まで使用

※2 「つつじ」完成予定：令和7年度上半期

【修正前】

船名	総トン数	長さ	巾	深さ	用途	定員
あおぞら	126.77	25.00	6.20	2.70	旅客船(巡視船)	56
つばめ	27.94	14.69	3.99	1.80	旅客船(巡視船)	31
ひばり	20.90	10.20	5.98	1.80	測量船(巡視船)	11
つばき	13.00	12.40	6.40	1.70	海面清掃船	—
第1清港丸	4.85	10.00	2.50	1.05	作業船	—

【修正後】(表・図18) 情報提供の内容

第1節の情報伝達手段を用いて、臨海部事業所、市民等へ提供する主な情報は、次のとおりとする。(○印は「配信」を、△印は「必要に応じて配信」を、▲印は「関連ページへのリンク」を、それぞれ示す。)

	防災気象情報メール	緊急速報メール	防災ポータルサイト	市HP緊急情報	XI	同報系防災行政無線	TVKデータ放送	CATVデータ放送	かわさき防災アプリ	Lアラート
地震情報(気象庁・気象台で発表)										
緊急地震速報		※1	▲			○	○	○		
震度情報(市内で震度5弱以上)	○		△	△					△	
震度情報(市内で震度4)	○		▲						▲	
震度情報(市内で震度3)	○		▲						▲	
震度情報(市内で震度1・2)	○		▲						▲	
津波情報(気象庁・気象台で発表)										
大津波警報	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
津波警報	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
津波注意報	○		△	△		○	○	○	△	
遠地地震による津波情報	△	△	△	△		△	△	△		
特別警報(気象庁・気象台で発表)										
大雨特別警報	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
暴風雪特別警報	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
暴風特別警報	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
大雪特別警報	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
波浪特別警報	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
高潮特別警報	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
気象警報(気象庁・気象台で発表)										
大雨警報	○		○		○		○	○	○	
洪水警報	○		○		○		○	○	○	
暴風雪警報	○		○		○		○	○	○	
暴風警報	○		○		○		○	○	○	
大雪警報	○		○		○		○	○	○	
波浪警報	○		○		○		○	○	○	
高潮警報	○		○		○		○	○	○	

※1：各通信事業者が配信します。

【修正後】(表・図18) 情報提供の内容

	防災気象情報メール	緊急速報メール	市HP緊急情報	XI	同報系防災行政無線	TVKデータ放送	CATVデータ放送	かわさき防災アプリ	Lアラート
気象注意報 (気象庁・気象台で発表)									
大雨注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
大雪注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
風雪注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
雷注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
強風注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
波浪注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
融雪注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
洪水注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
高潮注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
濃霧注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
乾燥注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
雪崩注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
低温注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
霜注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
着氷注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
着雪注意報	○	▲	○		○ ○	○		▲	
国民保護情報等有事関連情報 (J-ALERT から入手、本市対象のみ配信)									
弾道ミサイル情報	○ ○	△ △	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△	
航空攻撃情報	○ ○	△ △	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△	
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○ ○	△ △	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△	
大規模テロ情報	○ ○	△ △	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△	
事前音声書換・即時音声書換情報	○ ○	△ △	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	△	
その他気象情報									
指定河川洪水予報(多摩川・鶴見川)	○ ○	○ ○	△ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
土砂災害警戒情報	○ ○	○ ○	△ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
竜巻注意情報	○		○ △	○		○ ○	○ ○	○ ○	
光化学スモッグ情報	○				△ ○	○ ○			
熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート	○				△ ○	○ ○			
天気子報	○								
雨量情報 (川崎市設置雨量計等)	○								
水位情報 (川崎市設置雨量計等)	○								

【修正後】(表・図18) 情報提供の内容

	防災気象情報メール	緊急連報メール	防災ポータルサイト	市HP緊急情報	X	同報系防災行政無線	TVKデータ放送	CATVデータ放送	かわさき防災アプリ	Lアラート
避難情報（「緊急情報」として配信/掲載）										
高齢者等避難	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
避難指示	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
緊急安全確保	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
避難所開設情報	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
被害情報（「緊急情報」として配信/掲載）										
多数被害(地震、風水害、事故等)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
大規模事故(コンビナート火災、原子力等)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

【修正前】(表・図18) 情報提供の内容

第1節の情報伝達手段を用いて、臨海部事業所、市民等へ提供する主な情報は、次のとおりとする。(○印は「配信」を、△印は「必要に応じて配信」を、それぞれ示す。)

	防災気象情報メール	緊急速報メール	防災気象ポータル	市役所緊急情報	ツイッター	同報系無線	TAKデータ放送	CATVデータ放送	かわさき防災アプリ	Lデータ
地震情報(気象庁・気象台で発表)										
緊急地震速報				※1						
震度情報(市内で震度5弱以上)	○		○	○	○		○			
震度情報(市内で震度4)	○		○		○		○			
震度情報(市内で震度3)	○		○		○					
震度情報(市内で震度1・2)	○									
地震速報(市震度情報ネットワークで観測)										
震度速報(市内で震度5弱以上)	○	○	○			○	○			
震度速報(市内で震度3・4)	○		○		○					
震度速報(市内で震度1・2)	○									
東海地震関係(カラーレベルは各情報を分かりやすくするために補足する言葉)										
東海地震予知情報(カラーレベル赤)	○	○	○	○	○	○	○	○		
東海地震注意情報(カラーレベル赤)	○	○	○	○	○	○	○	○		
東海地震に関連する調査情報(臨時)(カラーレベル青)										
津波情報(気象庁・気象台で発表)										
津波警報(大津波)	○	○	○	○	○	○	○	○		
津波警報(津波)	○	○	○	○	○	○	○	○		
津波注意報	○	○	○	○	○	○	○	○		
気象警報(気象庁・気象台で発表)										
大雨警報	○		○			○	△	○		
洪水警報	○		○			○	△	○		
暴風雪警報	○		○			○	△	○		
暴風警報	○		○			○	△	○		
大雪警報	○		○			○	△	○		
波浪警報	○		○			○	△	○		
高潮警報	○		○			○	△	○		

※1：各通信事業者が配信します。

【修正前】(表・図18) 情報提供の内容

	防災気象情報メール	緊急速報メール	市HP緊急情報	ツイッター	同報系無線	TVKデータ放送	CATV放送	かわさき防災アプリ	ニアラート
気象注意報（気象庁・気象台で発表）									
大雨注意報	○		○	○					
大雪注意報	○		○	○					
風雪注意報	○		○	○					
雷注意報	○		○	○					
強風注意報	○		○	○					
波浪注意報	○		○	○					
融雪注意報	○		○	○					
洪水注意報	○		○	○					
高潮注意報	○		○	○					
濃霧注意報	○		○	○					
乾燥注意報	○		○	○					
雪崩注意報	○		○	○					
低温注意報	○		○	○					
霜注意報	○		○	○					
着氷注意報	○		○	○					
着雪注意報	○		○	○					
国民保護関連情報									
弾道ミサイル情報	○	○	○	○	○	○	○	○	
航空攻撃情報	○	○	○	○	○	○	○	○	
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○	○	○	○	○	○	○	○	
大規模テロ情報	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他気象情報									
指定河川洪水予報	○	○	○	○	○	△	○		
土砂災害警戒情報	○	○	○	○	○	△	○	○	
竜巻注意情報	○		○	○			○	○	
光化学スモッグ情報	○		○	○	○	△	○	○	○
記録的短時間大雨情報	○		○	○	○	△	○	○	
避難情報									
避難指示	○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難勧告	○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難準備情報	○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難所開設情報	○		○	○	○	○	○	○	○
被害情報									
多数被害(地震、風水害、事故等)	○	△	○	○	○	○	○	○	
大規模事故(コンビナート火災、原子力等)	△	△	△	△	△	△	△	△	
天気予報	○		○						
雨量情報	○					○	○		
水位情報	○					○	○		

【修正後】(表・図19) 川崎市災害警戒体制

川崎市災害警戒体制		
構成局区	<u>危機管理本部</u>	消防局・港湾局・環境局・健康福祉局 建設総政局・臨海部国際戦略本部・川崎区
統括者	<u>危機管理本部</u> 危機管理監	各局区の危機管理主管
構成員	<u>危機管理本部</u> 危機管理監が指名した職員とする。	各局区の危機管理主管が指名した職員とする。
設置基準	1 各局・区長が川崎市災害警戒体制を確立する必要があると認める火災や爆発等の災害や風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 2 地震、津波その他の自然現象により災害が発生するおそれがある場合。 3 地震の発生により津波注意報が発表された場合。 4 <u>南海トラフ地震臨時情報</u> が発表された場合。 5 その他市長が必要と認めた場合	
警戒体制の措置事項	1 初期情報の収集及び伝達に関する事項。 2 被害情報等の収集及び報告に関する事項。 3 災害防止活動等に関する事項。 4 構成局区及び関係機関等との情報連絡体制の確保に関する事項。 5 警戒体制時に必要な職員の配備（ <u>危機管理本部</u> の職員）に関する事項。 6 その他必要な事項。	
廃止基準	1 川崎市災害警戒本部を設置したとき。 2 災害防ぎよ活動が完了したと認められたとき。 3 災害の発生するおそれが解消したとき。	

【修正前】

川崎市災害警戒体制		
構成局区	<u>総務企画局危機管理室</u>	消防局・港湾局・環境局・健康福祉局 建設総政局・臨海部国際戦略本部・川崎区
統括者	<u>総務企画局</u> 危機管理監	各局区の危機管理主管
構成員	<u>総務企画局</u> 危機管理監が指名した職員とする。	各局区の危機管理主管が指名した職員とする。
設置基準	1 各局・区長が川崎市災害警戒体制を確立する必要があると認める火災や爆発等の災害や風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 2 地震、津波その他の自然現象により災害が発生するおそれがある場合。 3 地震の発生により津波注意報が発表された場合。 4 <u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u> が発表された場合。 5 その他市長が必要と認めた場合	
警戒体制の措置事項	1 初期情報の収集及び伝達に関する事項。 2 被害情報等の収集及び報告に関する事項。 3 災害防止活動等に関する事項。 4 構成局区及び関係機関等との情報連絡体制の確保に関する事項。 5 警戒体制時に必要な職員の配備（ <u>総務企画局危機管理室</u> の職員）に関する事項。 6 その他必要な事項。	
廃止基準	1 川崎市災害警戒本部を設置したとき。 2 災害防ぎよ活動が完了したと認められたとき。 3 災害の発生するおそれが解消したとき。	

【修正後】(表・図20) 川崎市災害警戒本部

川崎市災害警戒本部		
構成局区	危機管理本部・消防局・港湾局 環境局・健康福祉局・建設総政局・臨海部国際戦略本部	川崎区
統括者	市災害警戒本部長：危機管理担当副市長 市災害警戒副本部長： <u>危機管理本部</u> 危機管理監	区本部長：川崎区長 区副本部長：区長が任命する。
構成員	消防局・港湾局・環境局・健康福祉局・建設総政局・臨海部国際戦略本部の本部員	区本部員
設置基準	1 相当規模な火災、爆発等の災害や自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 2 地震、津波その他の自然現象により災害が発生した場合、又は多数の人的被害が発生したとき。 3 気象庁から津波警報・津波注意報が発表された場合。 4 その他市長が必要と認めた場合。	
設置場所等	1 市災害警戒本部は、 <u>本府令6階</u> の「災害対策本部」及び「災害対策本部事務局室」に設置する。 2 市警戒本部を設置したときは、速やかに本部長に報告し、関係機関に連絡する。	1 区本部は、「区役所会議室」に設置する。 2 区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告し、関係機関に連絡する。 3 区本部を設置したときは、区庁舎入口に、区本部が設置された旨の掲示を行う。
廃止基準	本部長及び区本部長は、次にあたる場合、市災害警戒本部を廃止する。 1 石油コンビナート等川崎地区現地本部（川崎市災害対策本部）が設置されたとき。 2 災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。 3 応急対策がおおむね終了したとき。	

【修正前】

川崎市災害警戒本部		
構成局区	総務企画局 <u>危機管理室</u> ・消防局・港湾局 環境局・健康福祉局・建設総政局・臨海部国際戦略本部	川崎区
統括者	市災害警戒本部長：危機管理担当副市長 市災害警戒副本部長： <u>総務企画局</u> 危機管理監	区本部長：川崎区長 区副本部長：区長が任命する。
構成員	消防局・港湾局・環境局・健康福祉局・建設総政局・臨海部国際戦略本部の本部員	区本部員
設置基準	1 相当規模な火災、爆発等の災害や自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 2 地震、津波その他の自然現象により災害が発生した場合、又は多数の人的被害が発生したとき。 3 気象庁から津波警報・津波注意報が発表された場合、 <u>東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時</u> が発表された場合。 4 その他市長が必要と認めた場合。	
設置場所等	1 市災害警戒本部は、 <u>第3序舎7階の防災センター</u> の「災害対策本部」及び「災害対策本部事務局室」に設置する。 2 市警戒本部を設置したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡する。 3 <u>市警戒本部を設置したときは、第3序舎入口に、市本部が設置された旨の掲示を行う。</u>	1 区本部は、「区役所会議室」に設置する。 2 区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告し、関係機関に連絡する。 3 区本部を設置したときは、区庁舎入口に、区本部が設置された旨の掲示を行う。
廃止基準	本部長及び区本部長は、次にあたる場合、市災害警戒本部を廃止する。 1 石油コンビナート等川崎地区現地本部（川崎市災害対策本部）が設置されたとき。 2 災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。 3 応急対策がおおむね終了したとき。	

【修正後】(表・図21) 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部			
構成員	機関名	本部長及び本部員	連絡員
現地本部長	川崎市	市長	
現地副本部長	川崎市	危機管理担当副市長	危機管理監
現地本部員	陸上自衛隊第31普通科連隊	連隊長	第3科長
〃	第三管区海上保安本部	本部長	川崎海上保安署専門官
〃	神奈川県警察本部	本部長	危機管理対策課長
〃	神奈川県	くらし安全防災局長	<u>消防保安</u> 課長
〃	川崎市港湾局	局長	庶務課長
〃	川崎市消防局	局長	庶務課長
機関名			
川崎市(環境局・健康福祉局・建設総務局)			
川崎区役所			
旭化成株式会社川崎製造所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)			
東亜石油株式会社京浜製油所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)			
<u>株式会社レゾナック</u> 川崎事業所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)			
設置基準	<p>市長は、神奈川県石油コンビナート防災本部設置基準に基づき、特に必要と認めるときは、現地本部を開設する。</p> <p>【自然災害】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」が発表されたとき。 2 川崎市内で震度5(強)以上の地震を観測したとき。 3 気象庁が東京湾内湾予報区に「大津波警報」又は「津波警報」を発表したとき。 <p>【事故災害】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防局で対応が困難な場合。 2 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合。 3 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがあるとき。 		
設置場所等	<p>現地本部は、<u>本庁舎6階</u>の「災害対策本部」及び「災害対策本部事務局室」に設置する。(ただし、川崎市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部において現地本部の事務を行う。)</p>		
廃止基準	<p>現地本部長は、現地本部員と協議し、災害の危険がなくなったと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散するものとする。</p> <p>また、現地本部長は、災害状況や被害状況等に応じて、市警戒本部体制等に移行することができる。</p>		

【修正後】(表・図21) 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部

主な対応

対応局	主 な 活 動
環境局	1 発災施設の情報提供に関すること。 2 有害物質等の取扱施設に係る情報提供に関すること。 3 災害により発生した大気汚染、水質汚濁の拡大防止に関すること。 4 海面及び水質の監視並びに汚染物質の分析に関すること。 5 環境測定に関すること。
健康福祉局	1 医療救護、医療救護所編成及び運営に関すること。 2 医療機関の情報提供に関すること。 3 医薬品の供給協力に関する協定に基づく応援要請とその受入に関すること。
建設緑政局	1 道路及び橋りょうに関する被害情報の把握に関すること。 2 広域的な道路及び橋りょうの応急対策及び復旧に関すること。 3 国土交通省、県、県警察、公團等各機関との連絡調整に関すること。 4 道路啓開の総合調整に関すること。 5 河川情報の収集及び伝達に関すること。 6 河川及び水路の被害情報の収集及び伝達に関すること。 7 河川及び水路の応急対策及び復旧対策の立案・調達に関すること。
港湾局	1 海面監視に関すること。 2 所管区域内の港湾施設及び海岸保安施設等の被害状況の把握に関すること。 3 防潮扉の開閉に関すること。 4 入出港船舶の緊急調査に関すること。 5 在港船舶への退避等の通報に関すること。 6 川崎港における救援物資の受け入れ、輸送及び保管場所の確保に関すること。 7 応急対策活動に必要な資機材の保全管理・調達に関すること。 8 港湾施設及び海岸保全施設等の応急対策及び復旧に関すること。
消防局	1 発生の通報に伴う伝達に関すること。 2 消火、救助、救急活動に関すること。 3 オイルフェンスの展張に関すること。 4 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。 5 避難 指示等 に関すること。 6 消防広報に関すること。 7 その他災害種別に応じた必要な措置に関すること。
上下水道局	1 上・下水道施設の被害状況及び減・断水施設状況の全体把握に関すること。 2 応急給水計画の策定に関すること。 3 応急給水用資機材、応急復旧用資機材、燃料等の調達に関すること。
病院局	1 傷病者の受入に関すること。
臨海部 国際戦略本部	臨海部事業所等の情報収集・伝達に関すること
川崎区	1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。 3 避難 指示等 に関すること。 4 避難所の開設に関すること。 5 医療救護所の設置及び運営に関すること。 6 自主防災組織、ボランティア等の情報提供及び連絡調整に関すること。 7 要援護者の安全確保に関すること。 8 その他必要な事項に関すること。

川崎市地域防災計画 資料編

(神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱)

【修正前】(表・図21) 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部			
構成員	機関名	本部長及び本部員	連絡員
現地本部長	川崎市	市長	
現地副本部長	川崎市	危機管理担当副市長	危機管理監
現地本部員	陸上自衛隊第31普通科連隊	連隊長	第3科長
〃		本部長	川崎海上保安署専門官
〃	第三管区海上保安本部	本部長	危機管理対策課長
〃	神奈川県警察本部	くらし安全防災局長	<u>工業保安</u> 課長
〃	神奈川県	局長	庶務課長
〃	川崎市港湾局	局長	庶務課長
	川崎市消防局		
機関名			
川崎市(環境局・健康福祉局・建設緑政局・ <u>臨海部国際戦略本部</u>)			
川崎区役所			
旭化成株式会社川崎製造所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)			
東亜石油株式会社京浜製油所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)			
<u>昭和電工株式会社</u> 川崎事業所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)			
設置基準	<p>市長は、神奈川県石油コンビナート防災本部設置基準に基づき、特に必要と認めるときは、現地本部を開設する。</p> <p>【自然災害】</p> <ol style="list-style-type: none"> 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」が発表されたとき。 川崎市内で震度5(強)以上の地震を観測したとき。 気象庁が東京湾内湾予報区に「大津波警報」又は「津波警報」を発表したとき。 <p>【事故災害】</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防局で対応が困難な場合。 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合。 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがあるとき。 		
設置場所等	<p>1 現地本部は、<u>第3庁舎7階の防災センター</u>の「災害対策本部」及び「災害対策本部事務局室」に設置する。(ただし、川崎市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部において現地本部の事務を行う。)</p> <p>2 <u>現地本部を設置したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡するとともに、第3庁舎入口に設置された旨の掲示を行う。</u></p>		
廃止基準	<p>現地本部長は、現地本部員と協議し、災害の危険がなくなったと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散するものとする。</p> <p>また、現地本部長は、災害状況や被害状況等に応じて、市警戒本部体制等に移行することができる。</p>		

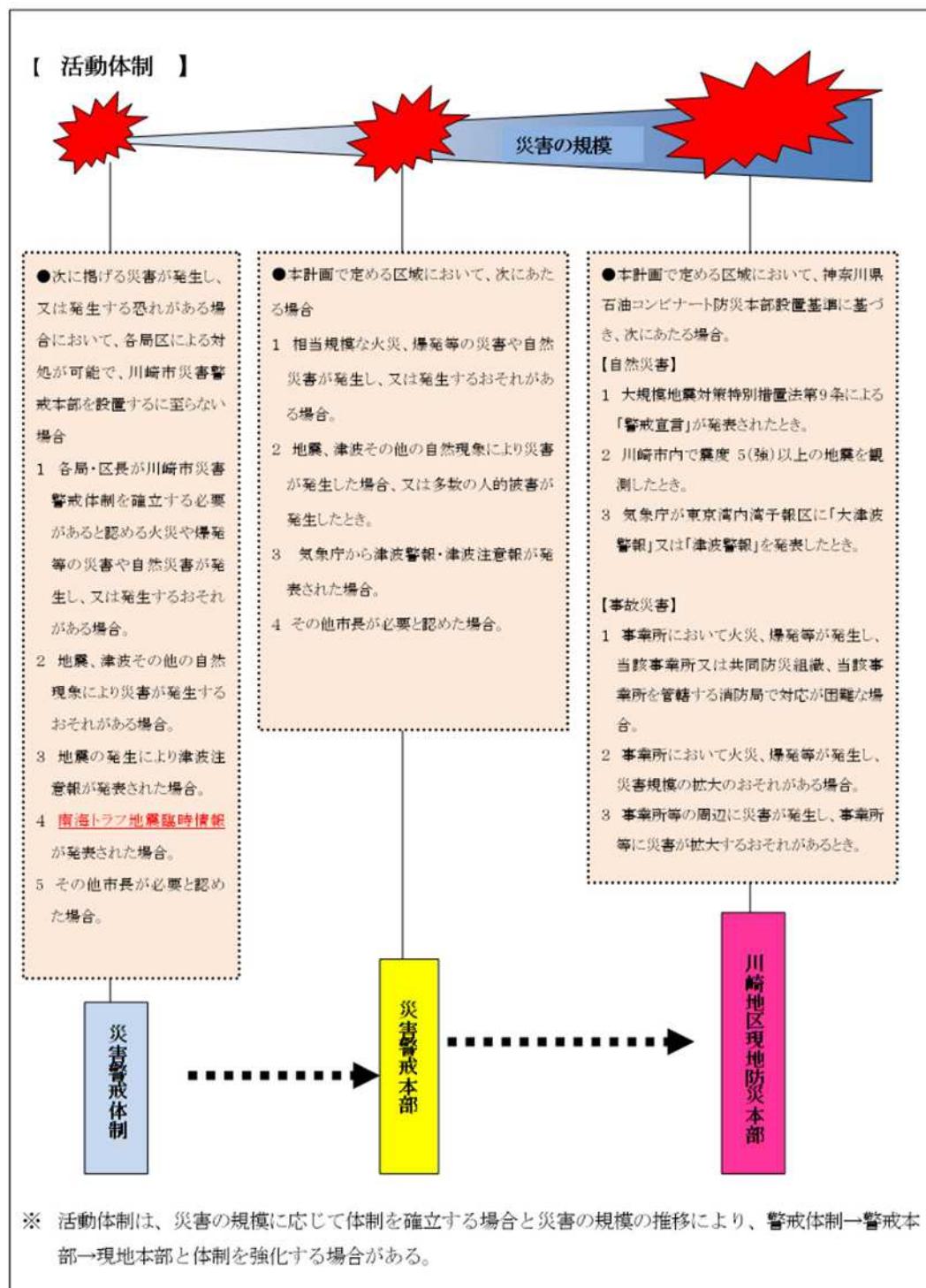
【修正前】(表・図2-1) 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部

主な対応

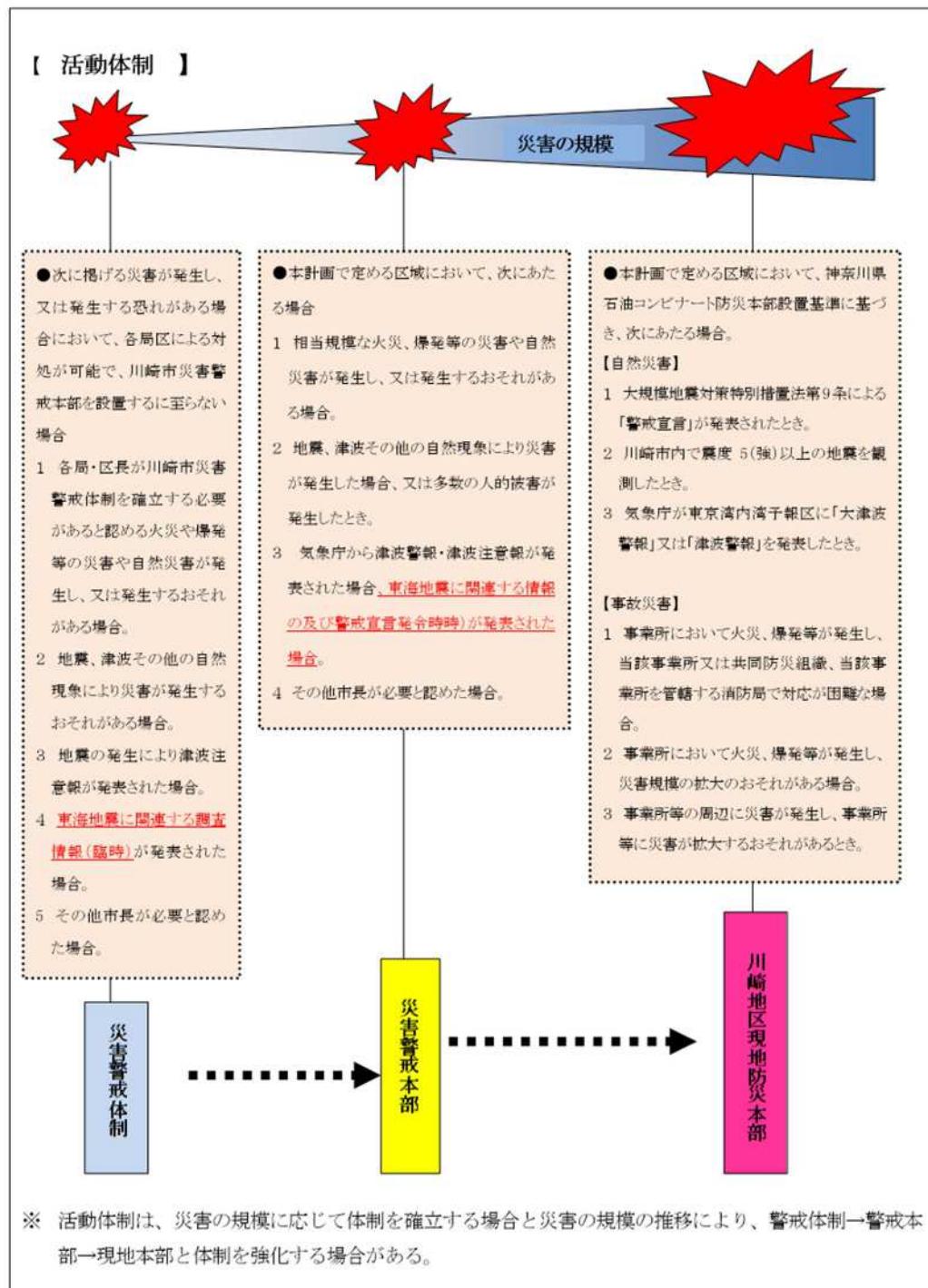
対応局	主 な 活 動
環境局	1 発災施設の情報提供に関すること。 2 有害物質等の取扱施設に係る情報提供に関すること。 3 災害により発生した大気汚染、水質汚濁の拡大防止に関すること。 4 海面及び水質の監視並びに汚染物質の分析に関すること。 5 環境測定に関すること。
健康福祉局	1 医療救護、医療救護所編成及び運営に関すること。 2 医療機関の情報提供に関すること。 3 医薬品の供給協力に関する協定に基づく応援要請とその受入に関すること。
建設緑政局	1 道路及び橋りょうに関する被害情報の把握に関すること。 2 広域的な道路及び橋りょうの応急対策及び復旧に関すること。 3 国土交通省、県、県警察、公団等各機関との連絡調整に関すること。 4 道路啓開の総合調整に関すること。 5 河川情報の収集及び伝達に関すること。 6 河川及び水路の被害情報の収集及び伝達に関すること。 7 河川及び水路の応急対策及び復旧対策の立案・調達に関すること。
港湾局	1 海面監視に関すること。 2 所管区域内の港湾施設及び海岸保安施設等の被害状況の把握に関すること。 3 防潮扉の開閉に関すること。 4 入出港船舶の緊急調査に関すること。 5 在港船舶への退避等の通報に関すること。 6 川崎港における救援物資の受け入れ、輸送及び保管場所の確保に関すること。 7 応急対策活動に必要な資機材の保全管理・調達に関すること。 8 港湾施設及び海岸保全施設等の応急対策及び復旧に関すること。
消防局	1 発生の通報に伴う伝達に関すること。 2 消火、救助、救急活動に関すること。 3 オイルフェンスの展張に関すること。 4 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。 5 避難勧告・指示(緊急)に関すること。 6 消防広報に関すること。 7 その他災害種別に応じた必要な措置に関すること。
上下水道局	1 上・下水道施設の被害状況及び減・断水施設状況の全体把握に関すること。 2 応急給水計画の策定に関すること。 3 応急給水用資機材、応急復旧用資機材、燃料等の調達に関すること。
病院局	1 傷病者の受入に関すること。
臨海部 国際戦略本部	臨海部事業所等の情報収集・伝達に関すること
川崎区	1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。 3 避難勧告・指示(緊急)に関すること。 4 避難所の開設に関すること。 5 医療救護所の設置及び運営に関すること。 6 自主防災組織、ボランティア等の情報提供及び連絡調整に関すること。 7 要援護者の安全確保に関すること。 8 その他必要な事項に関すること。

(資料編 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱)

【修正後】(表・図2-2)



【修正前】(表・図2-2)



【修正後】(表・図23)本市と他機関の協定

第4節 応援協力体制【消防局、危機管理本部、港湾局、関係局】

1 本市と他機関等との協定

協定等の名称	協定の相手先	協力等の内容	締結年月日
神奈川県下消防相互応援協定	県内 23市町村等	消防組織法第 39 条の規定に基づく県下市町村等の相互応援	令和4年8月29日 (改正)
東京湾消防相互応援協定	東京都、千葉市、横浜市、市川市	消防組織法第 39 条の規定に基づく東京湾隣接都市の相互応援	平成 18 年 12 月 12 日 (改正)
東京消防庁・横浜市・川崎市・千葉市航空機消防相互応援協定	東京消防庁、横浜市、千葉市	消防ヘリの相互応援	平成 18 年 12 月 12 日 (改正)
東京消防庁・川崎市消防相互応援協定	東京消防庁	消防組織法第 21 条の規定に基づく東京消防庁との相互応援	令和3年11月11日 (改正)
扇島に関する消防業務協約	横浜市	消防組織法第 39 条の規定に基づく横浜市消防との相互応援	平成 15 年 7 月 17 日 (改正)
横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定	横浜海上保安部	船舶火災等、海上の活動実施時の連携	昭和 46 年 3 月 1 日
東京湾アクアライン消防相互応援協定書	木更津市	消防組織法第 39 条の規定に基づく木更津市消防との相互応援	平成 18 年 6 月 23 日 (改正)
鉄道灾害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	県内 15 鉄道事業者及び 26 消防機関	鉄道灾害発生時における鉄道事業者と消防機関との連携	平成 26 年 3 月 25 日
東京電力株式会社東西連携ガス導管消防相互応援協定書	富津市	消防組織法第 39 条の規定に基づく富津市消防との相互応援	平成 22 年 1 月 20 日
緊急時における消火薬剤需給協定書	深田工業株式会社	危険物火災等緊急時における消火薬剤需給協定	令和5年3月13日 (改正)

		実施	
災害時における緊急輸送の応援に関する協定	一般社団法人神奈川県トラック協会	救援物資の緊急輸送の協力	平成 26 年 3 月 5 日
川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書	国土交通省関東地方整備局	川崎港東扇島地区における広域災害応急対策の実施に伴う港湾広域防災施設及び港湾広域防災区域内における施設の管理運営	平成 24 年 3 月 9 日
京浜港台風対策協議会	横浜海上保安部に設置 会員は 20 団体	台風等による海難事故を防止するため、必要な対策を協議し、警戒体制等について指導・勧告があった場合は措置の実施を推進	平成 22 年 6 月 18 日 (改正)
京浜港船舶津波対策協議会	横浜海上保安部に設置 会員は 33 団体	京浜港における津波による船舶の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進	平成 17 年 3 月 4 日
九都県市災害時相互応援等に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市	九都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行	平成 26 年 2 月 13 日 (一部改正)

【修正後】(表・図2-3) 本市と他機関の協定

2 事業所間

協定等の名称	締結者	協力等の内容	締結年月日
災害応急措置に係る相互応援確認書	浮島共同防災協議会、川崎市千鳥地区防災協議会、扇島地区共同防災協議会	大型高所放水車、大型化学消防車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車並び耐アルコール泡消火薬剤の相互応援体制	平成28年8月1日
京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	横浜支部及び川崎支部 (扇島川崎地区、大川・白石・田辺新山地区、扇町地区、浅野地区、水江地区、東扇島地区、千鳥地区、浮島地区)	石油コンビナート等災害防止法第22条の規定に基づく特定事業所等による地域防災体制の確立	令和2年4月17日 <u>(一部改正)</u>

【修正前】(表・図23)本市と他機関の協定

第4節 応援協力体制

1 本市と他機関等との協定

協定等の名称	協定の相手先	協力等の内容	締結年月日
神奈川県下消防相互応援協定	県内 24市町村等	消防組織法第39条の規定に基づく県下市町村等の相互応援	平成29年3月21日 (改正)
東京湾消防相互応援協定	東京都、千葉市、横浜市、市川市	消防組織法第39条の規定に基づく東京湾隣接都市の相互応援	平成18年12月12日 (改正)
東京消防庁・横浜市・川崎市・千葉市航空機消防相互応援協定	東京消防庁、横浜市、千葉市	消防ヘリの相互応援	平成18年12月12日 (改正)
東京消防庁・川崎市消防相互応援協定	東京消防庁	消防組織法第21条の規定に基づく東京消防庁との相互応援	平成19年9月12日 (改正)
扇島に関する消防業務協約	横浜市	消防組織法第39条の規定に基づく横浜市消防との相互応援	平成15年7月17日 (改正)
横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定	横浜海上保安部	船舶火災等、海上の活動実施時の連携	昭和46年3月1日
東京湾アクアライン消防相互応援協定書	木更津市	消防組織法第39条の規定に基づく木更津市消防との相互応援	平成18年6月23日 (改正)
鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	県内 15鉄道事業者及び26消防機関	鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との連携	平成16年3月29日
東京電力株式会社東西連携ガス導管消防相互応援協定書	富津市	消防組織法第39条の規定に基づく富津市消防との相互応援	平成22年1月20日
緊急時における消火薬剤需給協定書	深田工業株式会社	危険物火災等緊急時における消火薬剤需給協定	平成23年10月18日 (改正)

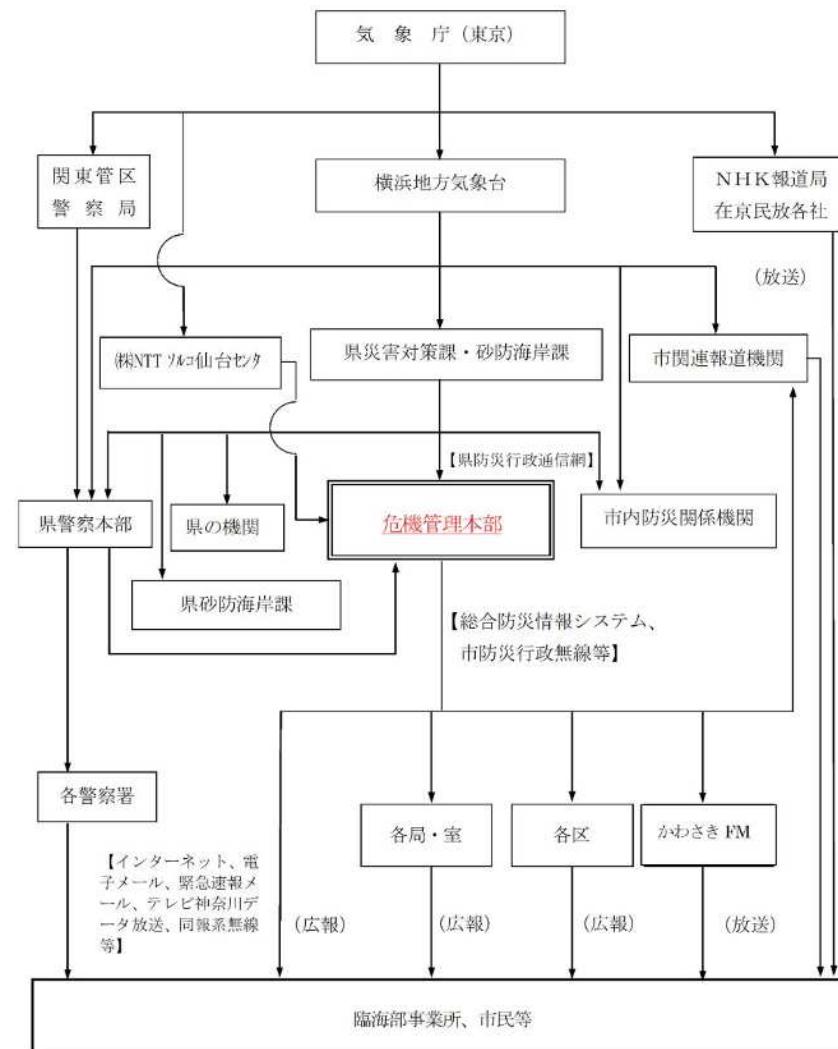
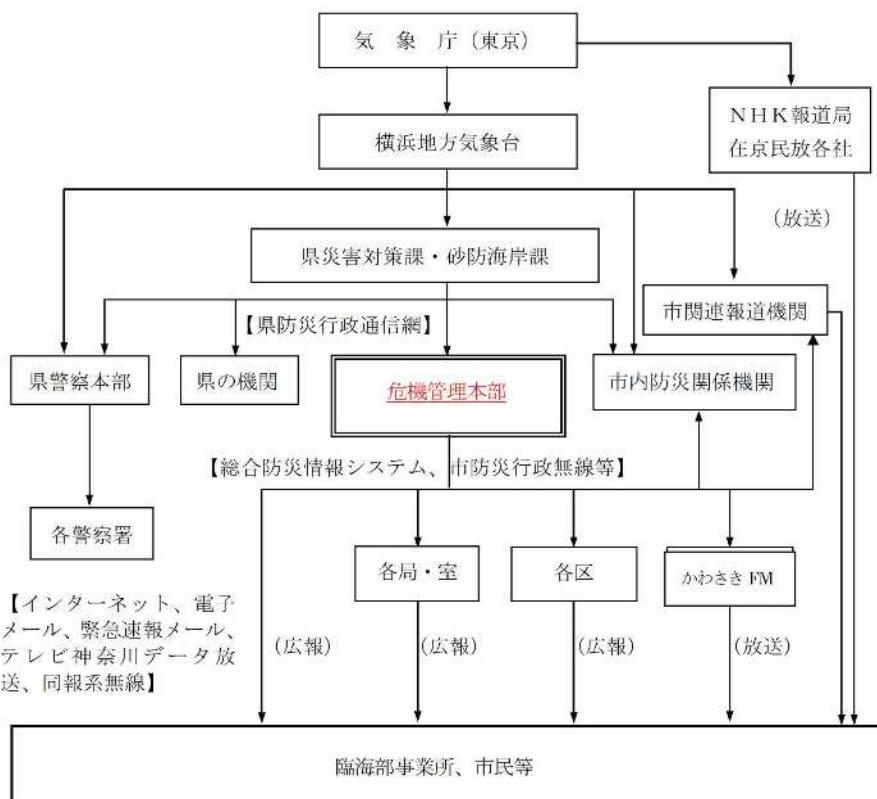
		実施	
災害時における緊急輸送の応援に関する協定	一般社団法人神奈川県トラック協会	救援物資の緊急輸送の協力	平成26年3月5日
川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書	国土交通省関東地方整備局	川崎港東扇島地区における広域災害応急対策の実施に伴う港湾広域防災施設及び港湾広域防災区域内における施設の管理運営	平成24年3月9日
京浜港台風対策協議会	横浜海上保安部に設置 会員は20団体	台風等による海難事故を防止するため、必要な対策を協議し、警戒体制等について指導・勧告があった場合は措置の実施を推進	平成22年6月18日 (改正)
京浜港船舶津波対策協議会	横浜海上保安部に設置 会員は33団体	京浜港における津波による船舶の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進	平成17年3月4日
九都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市	九都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行	平成22年4月1日 (改正)

【修正前】(表・図2-3) 本市と他機関の協定

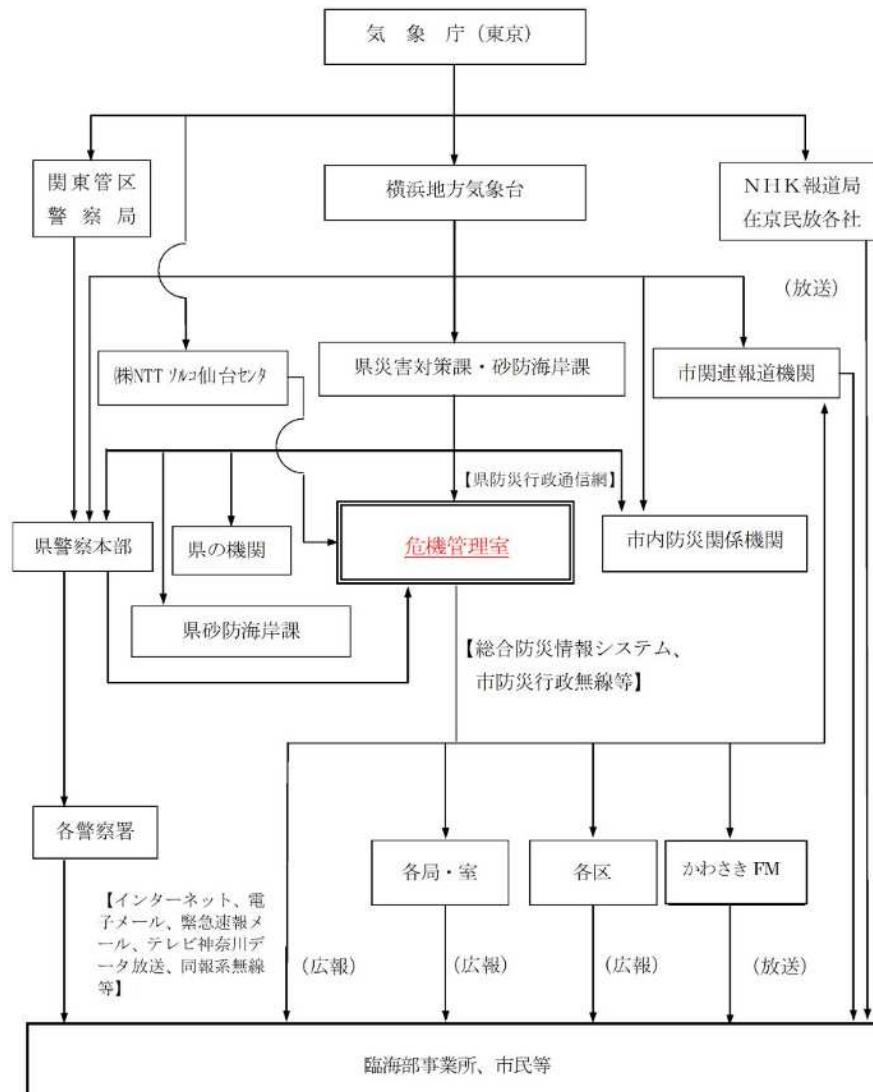
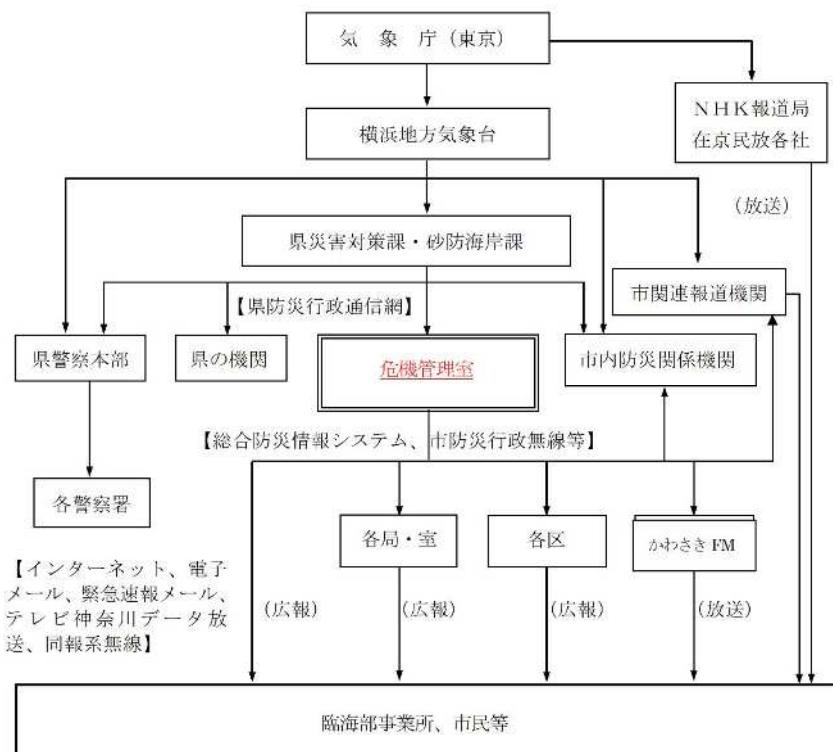
2 事業所間

協定等の名称	締結者	協力等の内容	締結年月日
災害応急措置に係る相互応援確認書	浮島共同防災協議会、川崎市千鳥地区防災協議会、扇島地区共同防災協議会	大型高所放水車、大型化学消防車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車並び耐アルコール泡消火薬剤の相互応援体制	平成28年8月1日
京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	横浜支部及び川崎支部 (扇島川崎地区、大川・白石・田辺新田地区、扇町地区、浅野地区、水江地区、東扇島地区、千鳥地区、浮島地区)	石油コンビナート等災害防止法第22条の規定に基づく特定事業所等による地域防災体制の確立	<u>昭和61年4月18日</u> <u>(改正)</u>

【修正後】(表・図24) 地震情報等の情報受伝達体制

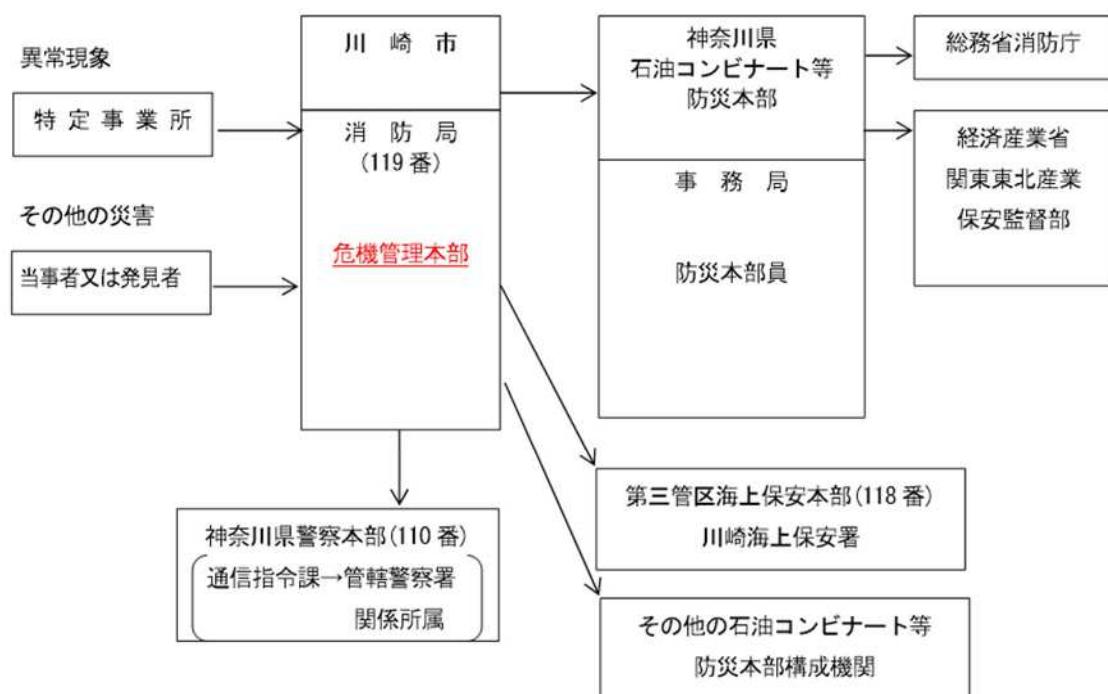


【修正前】(表・図24) 地震情報等の情報受伝達体制



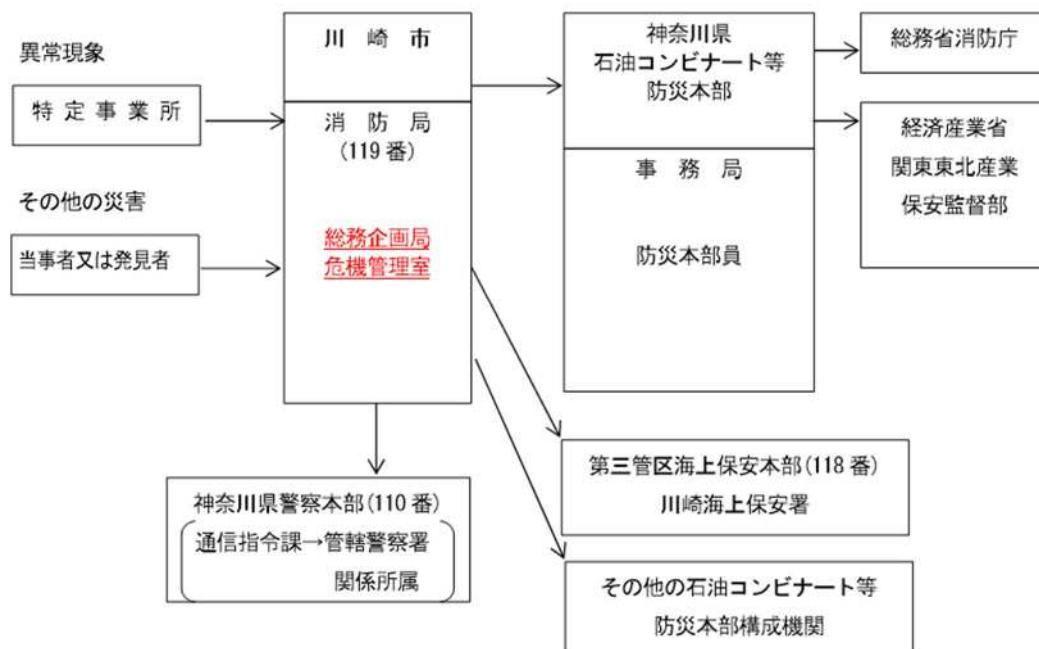
【修正後】(表・図25)

<連絡及び報告先>



【修正前】

<連絡及び報告先>



【修正後】(表・図26) 報告様式

第2号様式 (特定の事故)

事故名		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県			
		市町村 (消防本部名)			
		報告者名			
事故種別		1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所					
事業所名		特別防災区域		レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他	
発生日時 (覚知日時)		月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
			鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分		1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分		1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要		危険物施設の 区分			
事故の概要					
死傷者		死者(性別・年齢) 人	負傷者等 重症 中等症 軽症	人(人) 人(人) 人(人) 人(人)	
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		警戒区域の設定 月 日 時 分	出場機関 自衛防災組織 共同防災組織 その他の 消防本部(署) 消防団 消防防災ヘリコプター 海上保安庁 自衛隊	出場人員 人 人 人 合 合 機 人 人 人	出場資機材
		使用停止命令 月 日 時 分	その他の	人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分か
る範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨
(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【修正後】(表・図26) 報告様式

様式2

令和 年 月 日

神奈川県石油コンビナート等防災本部長 殿

石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告

報告者

事故(災害)の名称					
事故(災害)の発生日時		令和 年 月 日 時 分	事業所の名称		
事故(災害)の発見日時		令和 年 月 日 時 分	所 在 地		
通 報 日 時		令和 年 月 日 時 分	特定事業所の別		
通報先・元(通報方法)		()	事業所の業態		
鎮火又は処理終了時刻		令和 年 月 日 時 分	主な製造・貯蔵取扱い品目		
事 故 の 概 内 容	事故の種類	①漏洩() ②放出() ③火災() ④爆発() ⑤中毒等() ⑥破損() ⑦電気系統事故() ⑧プラント停止() ⑨海上流出() ⑩その他()			
	事故の場所	施設・設備の規模等 A塔槽類 ①加熱炉 ②反応炉 ③蒸留器 ④熱交換器 ⑤分離塔 ⑥貯槽 ⑦容器 ⑧その他() B回転機器 ①圧縮機 ②ポンプ ③送風機 ④その他() C配管系 ①配管 ②継手 ③弁 ④その他() D付属施設 ①安全弁・破裂板 ②緊急遮断弁等 ③計装・液面計等 ④断熱材 ⑤溝・ピット等 ⑥その他() Eユーティリティ ①ボイラー ②変電所・電源等 ③その他() F荷役設備 ①陸上設備 ②海上設備 ③その他() G輸送設備 ①普通自動車 ②トラック ③タンク ④タンクローリー ⑤ポンベ ⑥クレーン車 ⑦その他() Hその他の ①計器室 ②倉庫 ③研究室 ④事務所等 ⑤その他()			
	人 的 被 害	A 死亡者	名()	死者の氏名・性別・年令・所属等	
	B 重傷者	名()			
C 軽傷者	名()				
物 的 被 害	種類	面積	流出等の量		
	()	(m ²)	()		
損 害 額					
要因	A設備関係 ①構造設計不良() ②材料不良() ③工作不良() ④計装制御系統の欠陥 ⑤劣化() ⑥外部加重又は衝撃() ⑦その他() B運転管理関係 ①作業情報の提供・伝達の不備() ②認知・確認のミス(インプットミス)() ③誤判断(中枢処理のミス)() ④誤操作(アウトプットミス)() ⑤技量未熟(経験不足) ⑥作業基準の不備 ⑦指揮命令の不備 ⑧点検不良 ⑨補修不良 ⑩その他()				
	〔事故原因(記述)〕				

【修正前】(表・図26) 報告様式

第2号様式（特定の事故）

事故名		報 告 日 時		年 月 日 時 分		第 報	
1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力災害 4 その他特定の事故		都 道 府 縿					
消防庁受信者氏名		市 町 村 (消防本部名)					
		報 告 者 名					
火 災 種 別	1 火 災 2 爆 発 3 漏えい 4 その他()						
発 生 場 所							
事 業 所 名			特 別 防 灾 区 域	[レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他]			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分		発 見 日 時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法			気 象 状 況				
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物 質 名				
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()						
施 設 の 概 要			危 険 物 施 設 の 区 分				
事 故 の 概 要							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 重 症 中 等 症 軽 症	人 () 人 () 人 () 人 ()			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関		出 場 人 員	出 場 資 機 材		
		事 業 所	自衛防災組織 共同防災組織 その 他	人			
		消 防 本 部 (署)		台 人			
		消 防 団		台 人			
		消 防 防 灾 ヘリコプター		機 人			
		海 上 保 安 庁		人			
		自 衛 隊		人			
		そ の 他		人			
災害対策本部等 の 設 置 状 況							
そ の 他 の 参 考 事 項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分か
る範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨
(「未確認等」を記入して報告すれば足りること。)

【修正前】(表・図26) 報告様式

様式2

平成 年 月 日

神奈川県石油コンビナート等防災本部長 殿

石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告

報告者

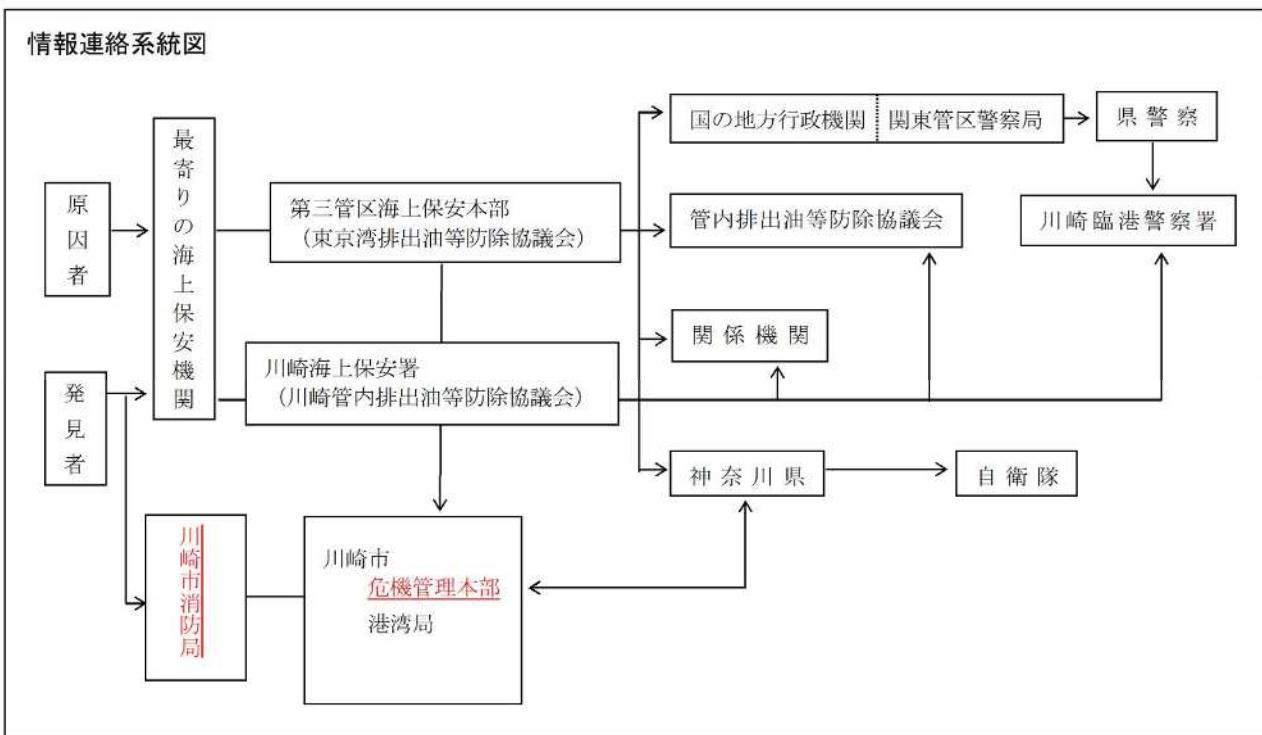
事故(災害)の名称					
事故(災害)の発生日時		平成 年 月 日 時 分	事業所の名称		
事故(災害)の発見日時		平成 年 月 日 時 分	所 在 地		
通 報 日 時		平成 年 月 日 時 分	特定事業所の別		
通報 先・元(通報方法)		()	事業所の業態		
鎮火又は処理終了時刻		平成 年 月 日 時 分	主な製造・貯蔵取扱い品目		
事 故 の 概 要	事 故 の 種 類	①漏洩 () ②放出 () ③火災 () ④爆発 () ⑤中毒等 () ⑥破損 () ⑦電気系統事故 () ⑧プラント停止 () ⑨海上流出 () ⑩その他 ()			
	事 故 の 場 所	施設・設備の規模等 A塔槽類 ①加熱炉 ②反応炉 ③蒸留器 ④熱交換器 ⑤分離塔 ⑥貯槽 ⑦容器 ⑧その他 () B回転機器 ①圧縮機 ②ポンプ ③送風機 ④その他 () C配管系 ①配管 ②継手 ③弁 ④その他 () D付属施設 ①安全弁・破裂板 ②緊急遮断弁等 ③計装・液面計等 ④断熱材 ⑤溝・ピット等 ⑥その他 () Eユーティリティ ①ボイラー ②変電所・電源等 ③その他 () F荷役設備 ①陸上設備 ②海上設備 ③その他 () G輸送設備 ①普通自動車 ②トラック ③タンク ④タンクローリー ⑤ポンベ ⑥クレーン車 ⑦その他 () Hそ の 他 ①計器室 ②倉庫 ③研究室 ④事務所等 ⑤その他 ()			
	人 的 被 害	A 死亡者 B 重傷者 C 軽傷者	名 ()	死者の氏名・性別・年令・所属等	
	物 的 被 害	種類	面積 ()	流出等の量 (m ²)	()
	損 害 額				
	原 因	A設備関係 B運転管理関係	①構造設計不良 () ②材料不良 () ③工作不良 () ④計装制御系統の欠陥 ⑤劣化 () ⑥外部加重又は衝撃 () ⑦その他 () ①作業情報の提供・伝達の不備 () ②認知・確認のミス(インプットミス) () ③誤判断(中枢処理のミス) () ④誤操作(アウトプットミス) () ⑤技量未熟(経験不足) ⑥作業基準の不備 ⑦指揮命令の不備 ⑧点検不良 ⑨補修不良 ⑩その他 ()		
〔事故原因(記述)〕					

【修正前】(表・図2 6) 報告様式

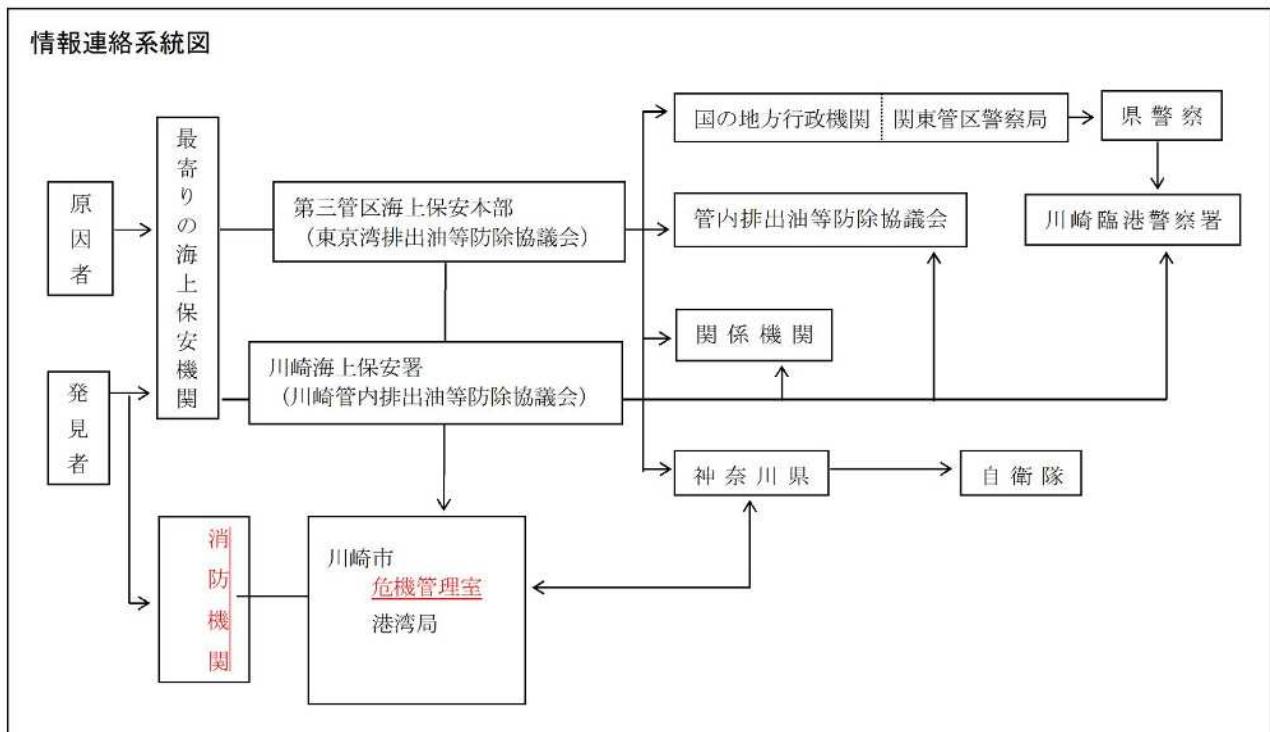
事故(災害)に至る経過				
事故時の運転状況	①定常時運転 ②スタートアップ操作時 ③シャットダウン操作時 ④定修時 ⑤修理（不定期） ⑥その他（ ）			
防災活動及び措置状況	出動人員 名（内訳 出動車両 台（内訳 防災資機材 品名 数量 [防災活動（措置）の状況]			
事故から得た教訓及び事故後の改善措置の重点				
その他				

(備考) 最終報告は、防災活動終了後2週間以内に行うこと。

【修正後】(表・図27)



【修正前】



【修正後】(表・図28)別表1・2

(別表1)平常時・地震時の災害

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標 (基準値)	最大影響 距離[m]	避難対象地区(域外避難)		想定災害の区分			避難対象地 域の区分 (末尾の 【注】参照)	留意事項 (末尾に 記載)	
					地区名	最大避難者数	地震時					
							平常時	都心南部直下地 震	大正型関東地震	【参考地震】相模 トラフ沿いの最大 クラスの地震		
1	危険物タンク 貯蔵:ベンゼン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物) (2.3 kJ/m ² s)	放射熱	160	千鳥町 夜光2丁目	昼間_3306人 夜間_0人	第1段階	第1段階	第1段階	第2段階	(2) 1)	
1	危険物タンク 貯蔵:ゴム用揮発油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物) (2.3 kJ/m ² s)	放射熱	160	千鳥町 夜光2丁目	昼間_3306人 夜間_0人	第1段階	第1段階	第1段階	第1段階	(2) 1)	
1	危険物タンク 貯蔵:ノルマルヘキサン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物) (2.3 kJ/m ² s)	放射熱	190	千鳥町 夜光2丁目	昼間_3306人 夜間_0人	第1段階	第1段階	第1段階	第2段階	(2) 1)	
1	危険物タンク 貯蔵:ノルマルヘキサン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物) (2.3 kJ/m ² s)	放射熱	190	千鳥町 夜光2丁目	昼間_3306人 夜間_0人	第1段階	第1段階	第1段階	第1段階	(2) 1)	
1	危険物タンク(毒性) 貯蔵:アクリロニトリル	・大量漏洩(毒性危険物)	拡散ガス濃度 (IDLH:85ppm)	1230	浮島町 江川12丁目 小島町 塩浜1丁目 塩浜2丁目 塩浜3丁目 塩浜4丁目 田町2丁目 田町3丁目 千鳥町 日ノ出1丁目 日ノ出2丁目 夜光1丁目 夜光2丁目 夜光3丁目 ^{四谷下町}	昼間_28486人 夜間_10458人	第1段階	第1段階	第1段階	第1段階	(1)(2) 2) 3)	
1	危険物タンク(毒性) 貯蔵:アクリロニトリル	・大量漏洩(毒性危険物)	拡散ガス濃度 (IDLH:85ppm)	900	浮島町 小島町 塩浜3丁目 塩浜4丁目 田町2丁目 田町3丁目 千鳥町 夜光1丁目 夜光2丁目	昼間_18851人 夜間_3491人	第1段階	第1段階	第1段階	第1段階	(1)(2) 2) 3)	
1	高圧ガスタンク 貯蔵:プロピレン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	183	千鳥町 夜光1丁目 夜光2丁目	昼間_4959人 夜間_86人	その他	その他	その他	その他	(2) 2)	
1	プラント(製造施設) 取扱:ベンゼン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	258	塩浜3丁目 千鳥町 夜光2丁目 夜光3丁目	昼間_5649人 夜間_473人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	(2) 2)	
1	プラント(製造施設) 取扱:ノルマルバラフィ ン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	335	塩浜3丁目 千鳥町 夜光2丁目 ^{千鳥町} 夜光3丁目	昼間_5649人 夜間_473人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	(1)(2) 2)	

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標 (基準値)	最大影響 距離[m]	避難対象地区(域外避難)		想定災害の区分			避難対象地 域の区分 (末尾の 【注】参照)	留意事項 (末尾に 記載)	
					地区名	最大避難者数	地震時					
							平常時	都心南部直下地 震	大正型関東地震	【参考地震】相模 トラフ沿いの最大 クラスの地震		
1	プラント(製造施設) 取扱:フッ化水素	・大量漏洩(毒性液体)	拡散ガス濃度 (IDLH:30ppm)	650	塩浜2丁目 ^{塩浜3丁目} 千鳥町 水江町 夜光2丁目 ^{夜光3丁目} 四谷下町	昼間_12027人 夜間_2802人	第1段階	第2段階	第2段階	第2段階	(2) 2) 3)	
1	プラント(製造施設) 取扱:キシレン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	226	千鳥町 夜光2丁目	昼間_3306人 夜間_0人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	(2) 2)	
1	プラント(製造施設) 取扱:水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	336	塩浜3丁目 ^{塩浜4丁目} 千鳥町 夜光1丁目 ^{夜光2丁目}	昼間_801人 夜間_584人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	(2) 2)	
1	プラント(製造施設) 取扱:水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	263	千鳥町 夜光1丁目 ^{夜光2丁目}	昼間_5301人 夜間_86人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	(2) 2)	
1	プラント(製造施設) 取扱:ブタジエン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	608	小島町 塩浜3丁目 ^{塩浜4丁目} 田町3丁目 ^{千鳥町} 水江町 夜光1丁目 ^{夜光2丁目}	昼間_11006人 夜間_932人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	(2) 2)	
2	プラント(製造施設) 取扱:石油ガス	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	1259	浮島町 小島町 千鳥町 殿町3丁目 ^{夜光1丁目}	昼間_16154人 夜間_996人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	(1)(2) 2)	
2	プラント(製造施設) 取扱:水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	1145	浮島町 小島町 千鳥町 殿町3丁目 ^{夜光1丁目}	昼間_16154人 夜間_996人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	(1)(2) 2)	
2	プラント(製造施設) 取扱:石油ガス	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	715	浮島町 小島町 千鳥町 殿町3丁目	昼間_11195人 夜間_910人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	(2) 2)	
2	プラント(製造施設) 取扱:石油ガス	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	920	浮島町 小島町 千鳥町 殿町3丁目	昼間_14159人 夜間_910人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	(1)(2) 2)	

【修正後】(表・図28)別表1・2

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標 (基準値)	最大影響距離[m]	避難対象地区(域外避難)		想定灾害の区分			避難対象地域の区分 (末尾に記載)	留意事項 (末尾に記載)
					平常時	地震時	都心南部直下地震	大正型関東地震	【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震		
3	危険物タンク(毒性) 貯蔵・アクリロニトリル	・大量漏洩(毒性危険物)	拡散ガス濃度 (IDLH:85ppm)	930	浮島町 小島町 千鳥町 夜光1丁目 夜光2丁目	昼間:13379人 夜間:87人	第2段階	第2段階	第1段階	(2)	2) 3)
3	プラント(製造施設) 取扱:アンモニア	・大量漏洩(毒性危険物)	拡散ガス濃度 (IDLH:300ppm)	400	千鳥町 夜光2丁目	昼間:3306人 夜間:0人	第1段階	第2段階	第2段階	(2)	2) 3)
4	危険物タンク 貯蔵 ガソリン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	340	水江町	昼間:3801人 夜間:0人	第2段階	第1段階	第2段階	(2)	1)
4	危険物タンク 貯蔵 スロップ	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	280	水江町	昼間:3801人 夜間:0人	第2段階	第2段階	第2段階	(2)	1)
4	危険物タンク 貯蔵 ベンゼン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	350	水江町	昼間:3801人 夜間:0人	第2段階	第2段階	第2段階	(2)	1)
4	危険物タンク 貯蔵 火油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	310	水江町	昼間:3801人 夜間:0人	その他	その他	第1段階	その他	(2) 1)
4	危険物タンク 貯蔵 軽油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	230	水江町 夜光3丁目 池上町	昼間:4993人 夜間:636人	その他	その他	第1段階	その他	(2) 1)
4	プラント(製造施設) 取扱:プロパン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	1269	池上新町3丁 塩浜2丁目 塩浜3丁目 千鳥町 水江町 夜光2丁目 夜光3丁目 四谷下町 浅野町 池上町 扇町	昼間:20112人 夜間:3427人	第1段階	第2段階	第2段階	第2段階	(1)(2) 2)
4	プラント(製造施設) 取扱:水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	574	水江町	昼間:4993人 夜間:636人	第1段階	第2段階	第2段階	第2段階	(2) 2)
4	プラント(製造施設) 取扱:水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	1220	池上新町3丁 塩浜2丁目 塩浜3丁目 千鳥町 水江町 夜光2丁目 夜光3丁目 四谷下町 池上町	昼間:14660人 夜間:3364人	第1段階	第2段階	第2段階	第2段階	(1)(2) 2)
4	プラント(製造施設) 取扱:ブタン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	529	千鳥町 水江町	昼間:6276人 夜間:0人	第1段階	第2段階	第2段階	第2段階	(2) 2)

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標 (基準値)	最大影響距離[m]	避難対象地区(域外避難)		想定灾害の区分			避難対象地域の区分 (末尾に記載)	留意事項 (末尾に記載)
					平常時	地震時	都心南部直下地震	大正型関東地震	【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震		
4	プラント(製造施設) 取扱:水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	1136	池上新町3丁 塩浜2丁目 塩浜3丁目 千鳥町 水江町 夜光2丁目 夜光3丁目 四谷下町 池上町	昼間:14660人 夜間:3364人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	(1)(2) 2)
5	危険物タンク 貯蔵 ナフサ	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	170	扇町 南渡田町	昼間:3886人 夜間:5人	第2段階	第2段階	第1段階	第2段階	(2) 1)
5	高圧ガスタンク(毒性) 貯蔵 塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	720	浅野町 扇町 南渡田町	昼間:7817人 夜間:63人	第2段階	第2段階	第2段階	第2段階	(2) 3)
5	プラント(製造施設) 取扱: 塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	590	浅野町 扇町 南渡田町	昼間:7817人 夜間:63人	第1段階	第2段階	第2段階	第2段階	(2) 3)
5	プラント(製造施設) 取扱: 塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	960	浅野町 大川町 扇町 白石町 南渡田町	昼間:11841人 夜間:84人	第1段階	第2段階	第2段階	第2段階	(2) 3)
5	プラント(製造施設) 取扱: アンモニア	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:300ppm)	260	浅野町 扇町 南渡田町	昼間:7817人 夜間:63人	第1段階	第2段階	第2段階	第2段階	(2) 3)
5	プラント(製造施設) 取扱: 漂白水素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:30ppm)	540	大川町 扇町 白石町	昼間:7372人 夜間:73人	第1段階	第2段階	第2段階	第2段階	(2) 3)
6	高圧ガスタンク(毒性) 貯蔵 塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	860	大川町 扇町 白石町 田辺新田 南渡田町	昼間:11306人 夜間:73人	第2段階	その他	第2段階	第2段階	(2) 3)
6	高圧ガスタンク(毒性) 貯蔵 塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	360	大川町 白石町	昼間:4024人 夜間:21人	第2段階	その他	第2段階	第2段階	(2) 3)
6	プラント(製造施設) 取扱: 塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	960	大川町 扇町 白石町 田辺新田 南渡田町	昼間:11306人 夜間:73人	第1段階	第2段階	第2段階	第2段階	(2) 3)
7	危険物タンク 貯蔵 原油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	280	扇島 東扇島	昼間:13198人 夜間:1人	その他	第2段階	第1段階	第2段階	(2) 1)
7	危険物タンク 貯蔵 原油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	330	扇島 東扇島	昼間:13198人 夜間:1人	その他	第2段階	第1段階	第2段階	(2) 1)

【修正後】(表・図28)別表1・2

エリア 番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標 (基準値)	最大影響 距離[m]	避難対象地区(域外避難)	想定災害の区分				避難対象地 域の区分 (末尾の 【注】参照)	留意事項 (末尾に 記載)
						平常時	地震時				
		地区名	最大避難者数	都心南部直下地 震	大正型関東地震	【参考地震】相模 トラフ沿いの最大 クラスの地震					
7	危険物タンク 貯蔵:原油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m ² s)	190	扇島 東扇島	昼間:13198人 夜間:1人	その他	第2段階	第1段階	第2段階	② ①
1,2,3	バイオライン 取扱:分解ガソリン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m ² s)	20	浮島町 小鳥町 塩浜4丁目 田町3丁目 千鳥町 殿町3丁目 夜光1丁目 夜光2丁目	昼間:18202人 夜間:1369人	第1段階	—	—	—	①② ④ ⑤ ⑥

【留意事項】

- 1)防油堤外への流出が発生した場合には、流出範囲(拡大の恐れがある地域を含む)に基づき避難対象地域を検討する。
- 2)ガス拡散範囲は気象条件により変化することから、現地での濃度測定結果に基づき避難対象地域を検討する。
- 3)毒性物質の物性等を確認し、必要に応じて避難対象地域を再検討する。
- 4)バイオラインは複数エリアをまたいで設置されているもの多いため、一般地域へ影響する災害(①)のみを抽出している。
- 5)バイオラインの災害は、施設全長のどこでも起こり得るとして避難対象地区を抽出しているが、実際の災害発生時には、発生地点周辺のみが避難対象となる。
- 6)バイオラインの地震時の災害発生危険度は評価されていない。

【注】

- 1)「避難対象地域の区分」は次の通り。①一般地域へ影響が及ぶ可能性のある災害、②隣接地域へ影響が及ぶ可能性のある災害
- 2)異なる施設であっても、貯蔵／取扱物質、影響距離、避難対象地区等の属性がほぼ同じ施設については、便宜上まとめて記載している。
- 3)エリア8に所在する施設で、「避難対象地域の区分」が①または②に該当するものはない。

【修正後】(表・図28)別表1・2

(別表2)大規模災害

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標(基準値)	最大影響距離[m]	避難対象地区(域外避難)	避難対象地区(屋内避難)	影響範囲内の避難先(末尾の【注】参照)	避難対象地域の区分(末尾の【注】参照)	留意事項(末尾に記載)	
1	高圧ガスタンク貯蔵、ブタジエン	大規模災害(BLEVE)	放射熱(11.6kW/m ²)、爆風圧(2.1kPa、16kPa)、飛散物	域外避難:小島町 1357 屋内退避:1883	小島町 千鳥町 夜光1丁目	屋間:7104人 夜間:86人	下記(※)通り 屋間:43694人 夜間:34073人	鶴町小学校 大師中学校 南大師中学校 四谷小学校	①② 1) 2)	
(※)池上新町3丁目、浮島町、江川1丁目、江川2丁目、塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、昭和1丁目、田町1丁目、田町2丁目、大師河原1丁目、大師河原2丁目、台町、出来野、鶴町1丁目、鶴町2丁目、鶴町3丁目、東門前2丁目、東門前3丁目、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、水江町、夜光2丁目、夜光3丁目、四谷上町、四谷下町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、四谷上町、四谷下町、浅野町、池上町、追分町、大川町、鶴島、鶴町、小田栄1丁目、小田栄2丁目、小田3丁目、小田5丁目、小田6丁目、小田7丁目、鋼管通1丁目、鋼管通2丁目、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、桜本1丁目、桜本2丁目、白石町、田島町、田辺新田、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、南渡田町										
1	プラント(製造施設) 取扱:ブタジエン	大規模災害(反応暴走)	爆風圧(2.1kPa、16kPa)	域外避難:塩浜4丁目 165 屋内退避:747	屋間:2851人 夜間:111人	小島町 塩浜1丁目 塩浜3丁目 田町2丁目 田町3丁目 千鳥町 日ノ出1丁目 日ノ出2丁目 夜光2丁目	屋間:13538人 夜間:6713人	-	①② 3)	
(※1)旭町1丁目、旭町2丁目、砂子1丁目、砂子2丁目、駅前本町、桜町、大島上町、大島1丁目、大島2丁目、大島3丁目、大島4丁目、大島5丁目、具塚1丁目、具塚2丁目、塙町、新川通、鈴木町、中島1丁目、中島2丁目、東田町、富士見1丁目、富士見2丁目、堀之内町、本町1丁目、本町2丁目、港町、南町、宮前町、宮本町、渡田東町、渡田向町、渡田1丁目、渡田2丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、池上新町1丁目、池上新町2丁目、伊勢町、江川1丁目、江川2丁目、川中島1丁目、川中島2丁目、川中島3丁目、鶴音1丁目、鶴音2丁目、塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、昭和1丁目、昭和2丁目、田町1丁目、田町2丁目、田町3丁目、大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、大師河原1丁目、大師河原2丁目、大師公園、大師本町、台町、千鳥町、出来野、鶴町1丁目、鶴町2丁目、中浦1丁目、中浦2丁目、中浦3丁目、東鶴島、東門前1丁目、東門前2丁目、東門前3丁目、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、藤崎1丁目、藤崎2丁目、藤崎3丁目、藤崎4丁目、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、四谷上町、四谷下町、浅野町、池上町、追分町、大川町、鶴島、鶴町、小田栄1丁目、小田栄2丁目、小田3丁目、小田5丁目、小田6丁目、小田7丁目、鋼管通1丁目、鋼管通2丁目、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、桜本1丁目、桜本2丁目、白石町、田島町、田辺新田、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、南渡田町										
2	高圧ガスタンク貯蔵、LPG	大規模災害(BLEVE)	放射熱(11.6kW/m ²)、爆風圧(2.1kPa、16kPa)、飛散物	域外避難:浮島町 1292 小島町 屋内退避:6710	屋間:11195人 夜間:910人	下記(※1)通り	屋間:212579人 夜間:181312人	下記(※2)通り	①② 1) 2)	
(※1)旭町2丁目、旭町2丁目、砂子1丁目、砂子2丁目、駅前本町、桜町、大島上町、大島1丁目、大島2丁目、大島3丁目、大島4丁目、大島5丁目、具塚1丁目、具塚2丁目、塙町、新川通、鈴木町、中島1丁目、中島2丁目、東田町、富士見1丁目、富士見2丁目、堀之内町、本町1丁目、本町2丁目、港町、南町、宮前町、宮本町、元木1丁目、元木2丁目、渡田山町、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、渡田東町、渡田向町、渡田1丁目、渡田2丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、池上新町1丁目、池上新町2丁目、伊勢町、浮島町、江川1丁目、江川2丁目、川中島1丁目、川中島2丁目、鶴音1丁目、鶴音2丁目、塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、昭和1丁目、昭和2丁目、田町1丁目、田町2丁目、田町3丁目、大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、大師河原1丁目、大師河原2丁目、大師公園、大師本町、台町、千鳥町、出来野、鶴町1丁目、鶴町2丁目、中浦1丁目、中浦2丁目、中浦3丁目、東鶴島、東門前1丁目、東門前2丁目、東門前3丁目、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、藤崎1丁目、藤崎2丁目、藤崎3丁目、藤崎4丁目、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、四谷上町、四谷下町、浅野町、池上町、追分町、大川町、鶴島、鶴町、小田栄1丁目、小田栄2丁目、小田3丁目、小田5丁目、小田6丁目、小田7丁目、鋼管通1丁目、鋼管通2丁目、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、桜本1丁目、桜本2丁目、白石町、田島町、田辺新田、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、南渡田町										
3	高圧ガスタンク貯蔵、プロピレン	大規模災害(BLEVE)	放射熱(11.6kW/m ²)、爆風圧(2.1kPa、16kPa)、飛散物	域外避難:千鳥町 512 屋内退避:3708	屋間:2984人 夜間:0人	下記(※1)通り	屋間:136096人 夜間:119965人	下記(※2)通り	①② 1) 2)	
(※1)旭町2丁目、大島2丁目、大島3丁目、大島4丁目、大島5丁目、鈴木町、中島1丁目、中島2丁目、港町、池上新町1丁目、池上新町2丁目、伊勢町、浮島町、江川1丁目、江川2丁目、川中島1丁目、鶴音1丁目、鶴音2丁目、塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、昭和1丁目、昭和2丁目、田町1丁目、田町2丁目、田町3丁目、大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、大師河原1丁目、大師河原2丁目、大師公園、大師本町、台町、千鳥町、出来野、鶴町1丁目、鶴町2丁目、中浦1丁目、中浦2丁目、中浦3丁目、東鶴島、東門前1丁目、東門前2丁目、東門前3丁目、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、藤崎1丁目、藤崎2丁目、藤崎3丁目、藤崎4丁目、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、四谷上町、四谷下町、浅野町、池上町、追分町、大川町、鶴島、鶴町、小田栄1丁目、小田栄2丁目、小田3丁目、小田5丁目、小田6丁目、小田7丁目、鋼管通1丁目、鋼管通2丁目、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、桜本1丁目、桜本2丁目、白石町、田島町、田辺新田、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、南渡田町										
(※2)大師公園 向小学校、東大島小学校、大島小学校、臨港中学校、さくら小学校、田島支援学校校舎、桜本中学校、藤崎小学校、川中島小学校、四谷小学校、大師小学校、南大師中学校、東門前小学校、鶴町小学校、大師中学校										

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標(基準値)	最大影響距離[m]	避難対象地区(域外避難)	避難対象地区(屋内避難)	影響範囲内の避難先(末尾の【注】参照)	避難対象地域の区分(末尾の【注】参照)	留意事項(末尾に記載)	
4	高圧ガスタンク貯蔵、プロパン	大規模災害(BLEVE)	放射熱(11.6kW/m ²)、爆風圧(2.1kPa、16kPa)、飛散物	域外避難:千鳥町 1001 屋内退避:5198	屋間:16723人 夜間:1人	下記(※1)通り	屋間:201663人 夜間:239877人	下記(※2)通り	①② 1) 2)	
(※1)旭町1丁目、旭町2丁目、池田1丁目、池田2丁目、砂子1丁目、砂子2丁目、駅前本町、桜町、大島上町、大島1丁目、大島2丁目、大島3丁目、大島4丁目、大島5丁目、小川町、小田1丁目、具塚1丁目、具塚2丁目、京町1丁目、京町2丁目、京町3丁目、JR町、下並木、新川通、鈴木町、堀之内町、中島1丁目、中島2丁目、中島3丁目、日進町、東田町、富士見1丁目、富士見2丁目、堀之内町、本町1丁目、本町2丁目、港町、南町、宮前町、宮本町、元木1丁目、元木2丁目、渡田山町、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、渡田東町、渡田向町、渡田1丁目、渡田2丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、池上新町1丁目、池上新町2丁目、伊勢町、浮島町、江川1丁目、江川2丁目、川中島1丁目、川中島2丁目、鶴音1丁目、鶴音2丁目、塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、昭和1丁目、昭和2丁目、田町1丁目、田町2丁目、田町3丁目、大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、大師河原1丁目、大師河原2丁目、大師公園、大師本町、台町、千鳥町、出来野、鶴町1丁目、鶴町2丁目、中浦1丁目、中浦2丁目、中浦3丁目、東鶴島、東門前1丁目、東門前2丁目、東門前3丁目、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、藤崎1丁目、藤崎2丁目、藤崎3丁目、藤崎4丁目、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、四谷上町、四谷下町、浅野町、池上町、追分町、大川町、鶴島、鶴町、小田栄1丁目、小田栄2丁目、小田3丁目、小田5丁目、小田6丁目、小田7丁目、鋼管通1丁目、鋼管通2丁目、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、桜本1丁目、桜本2丁目、白石町、田島町、田辺新田、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、南渡田町										
(※2)川崎競馬場、川崎競輪場、川崎球場、富士見公園、大師公園、小田公園 大師中学校、鶴町小学校、東門前小学校、大師小学校、四谷小学校、川中島中学校、藤崎小学校、桜本中学校、田島支援学校校舎、川中島小学校、四谷小学校、大師小学校、南大師中学校、東門前小学校、鶴町小学校、大師中学校										
5	高圧ガスタンク貯蔵、液化石油ガス	大規模災害(BLEVE)	放射熱(11.6kW/m ²)、爆風圧(2.1kPa、16kPa)、飛散物	域外避難:蒲町 53	屋間:3348人 夜間:52人	大川町 白石町 南渡田町	屋間:8493人 夜間:32人	-	② 1) 2)	
6	高圧ガスタンク貯蔵、液化ブタジエン	大規模災害(BLEVE)	放射熱(11.6kW/m ²)、爆風圧(2.1kPa、16kPa)、飛散物	域外避難:大川町 1429	屋間:2149人 夜間:0人	蒲町 白石町 田辺新田 南渡田町 浅野町	屋間:2052人 夜間:11873人	-	①② 1) 2)	

【留意事項】

- 1)「影響範囲内の避難先」とは、屋内避難の対象地域内に所在する避難所をいう(屋外避難の対象地域内の避難所はなし)。なお、広域避難場所については太字で示している。
- 2)屋内退避を行う場合にはできる限り強適な建物内に避難すると共に、窓から離れて部屋の中央に移動する。
- 3)製造プラントにおける災害は発生状況の把握や進展の予測が難しいことから、発災事業者等からの情報が得られた都度、避難対象地域を再検討する。
- 4)エリア7.8に所在する施設で、大規模災害の評価対象となる施設はない。

【修正前】(表・図28)別表1・2

(別表1)平常時・地震時の災害

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標 (基準値)	最大影響距離[m]	避難対象地区(域外避難) 地区名	想定災害の区分				避難対象地域の区分 (末尾の 【注】参照)	留意事項(末尾 に記載)		
						平常時	地震時						
							都心南部直下地震	大正型関東地震	【参考地図】相模トラフ沿いの最大クラスの地震				
1	危険物タンク 貯蔵 ベンゼン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m ² s)	160	千鳥町 夜光2丁目 夜間_5人	第1段階	第1段階	第1段階	第2段階	②	1)		
1	危険物タンク 貯蔵 ゴム用揮発油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m ² s)	160	千鳥町 夜光2丁目 夜間_5人	第1段階	第1段階	第1段階	第1段階	②	1)		
1	危険物タンク 貯蔵 ノルマルヘキサン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m ² s)	190	千鳥町 夜光2丁目 夜間_5人	第1段階	第1段階	第1段階	第2段階	②	1)		
1	危険物タンク 貯蔵 ノルマルヘキサン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m ² s)	190	千鳥町 夜光2丁目 夜間_5人	第1段階	第1段階	第1段階	第1段階	②	1)		
1	危険物タンク(毒性) 貯蔵 アクリロニトリル	・大量漏洩(毒性危険物)	拡散ガス濃度 (IDLH:85ppm)	1230	浮島町 江川2丁目 小島町 塩浜3丁目 塩浜4丁目 塩浜3丁目 塩浜4丁目 田町2丁目 田町3丁目 千鳥町 日ノ出1丁目 日ノ出2丁目 夜光1丁目 夜光2丁目 夜光3丁目 四谷下町	第1段階	第1段階	第1段階	第1段階	①,②	2),3)		
1	危険物タンク(毒性) 貯蔵 アクリロニトリル	・大量漏洩(毒性危険物)	拡散ガス濃度 (IDLH:85ppm)	900	浮島町 小島町 塩浜3丁目 塩浜4丁目 田町2丁目 田町3丁目 千鳥町 夜光1丁目 夜光2丁目	第1段階	第1段階	第1段階	第1段階	①,②	2),3)		
1	高圧ガスタンク 貯蔵 ブロビレン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	183	千鳥町 夜光1丁目 夜間_105人	その他	その他	その他	その他	②	2)		
1	プラント(製造施設) 取扱 ベンゼン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	258	塩浜3丁目 千鳥町 夜光2丁目 夜光3丁目	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	②	2)		
1	プラント(製造施設) 取扱 ノルマルハライド	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	335	塩浜3丁目 千鳥町 夜光2丁目 夜光3丁目	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	②	2)		

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標 (基準値)	最大影響距離[m]	避難対象地区(域外避難) 地区名	想定災害の区分				避難対象地域の区分 (末尾の 【注】参照)	留意事項(末尾 に記載)		
						平常時	地震時						
							都心南部直下地震	大正型関東地震	【参考地図】相模トラフ沿いの最大クラスの地震				
1	プラント(製造施設) 取扱 フッ化水素	・大量漏洩(毒性液体)	拡散ガス濃度 (IDLH:30ppm)	650	塩浜2丁目 塩浜3丁目 千鳥町 水江町 夜光2丁目 夜光3丁目 四谷下町	第1段階	第2段階	第2段階	第2段階	①,②	2),3)		
1	プラント(製造施設) 取扱 キシレン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	226	千鳥町 夜光2丁目 夜間_5人	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	②	2)		
1	プラント(製造施設) 取扱 水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	336	塩浜3丁目 塩浜4丁目 千鳥町 夜光1丁目 夜光2丁目	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	②	2)		
1	プラント(製造施設) 取扱 水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	263	千鳥町 夜光1丁目 夜光2丁目	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	②	2)		
1	プラント(製造施設) 取扱 プタジエン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	608	小島町 塩浜3丁目 塩浜4丁目 田町3丁目 千鳥町 夜光1丁目 夜光2丁目	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	②	2)		
2	プラント(製造施設) 取扱 石油ガス	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	1259	浮島町 小島町 千鳥町 殿町3丁目 夜光1丁目	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	①,②	2)		
2	プラント(製造施設) 取扱 水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	1145	浮島町 小島町 千鳥町 殿町3丁目 夜光1丁目	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	①,②	2)		
2	プラント(製造施設) 取扱 石油ガス	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	715	浮島町 小島町 千鳥町 殿町3丁目	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	②	2)		
2	プラント(製造施設) 取扱 石油ガス	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	920	浮島町 小島町 千鳥町 殿町3丁目	第1段階	第1段階	第2段階	第2段階	①,②	2)		

【修正前】(表・図28)別表1・2

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標 (基準値)	最大影響距離[m]	避難対象地区(域外避難)	想定災害の区分				避難対象地域の区分 (末尾の【注】参照)	留意事項(末尾に記載)
						地区名	最大避難者数	平常時	地震時		
都心南部直下地震	大正型関東地震	【参考地震】相模トラフ沿いの異大クラスの地震									
3	危険物タンク(毒性) 貯蔵 アクリロニトリル	・大量漏洩(毒性危険物)	拡散ガス濃度 (IDLH:85ppm)	930	浮島町 千鳥町 千鳥町 夜光1丁目 夜光2丁目	昼間:13691人 夜間:119人		第2段階	第2段階	第1段階	②) 2) 3)
3	プラント(製造施設) 取扱 アンモニア	・大量漏洩(毒性危険物)	拡散ガス濃度 (IDLH:300ppm)	400	千鳥町 夜光2丁目 夜間:5人			第1段階	第1段階	第2段階	②) 2) 3)
4	危険物タンク 貯蔵 ガソリン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	340	水江町	昼間:4174人 夜間:0人		第2段階	第2段階	第1段階	②) 1)
4	危険物タンク 貯蔵 スロップ	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	280	水江町	昼間:4174人 夜間:0人		第2段階	第2段階	第1段階	②) 1)
4	危険物タンク 貯蔵 ベンゼン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	350	水江町	昼間:4174人 夜間:0人		第2段階	第2段階	第1段階	②) 1)
4	危険物タンク 貯蔵 灯油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	310	水江町	昼間:4174人 夜間:0人		その他	その他	第1段階	その他 ②) 1)
4	危険物タンク 貯蔵 軽油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	230	水江町 夜光3丁目 池上町	昼間:4987人 夜間:797人		その他	その他	第1段階	その他 ②) 1)
4	プラント(製造施設) 取扱 プロパン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	1269	池上新町3丁 塩浜2丁目 塩浜3丁目 千鳥町 水江町 夜光2丁目 夜光3丁目 四谷下町 浅野町 池上町 扇町	昼間:20450人 夜間:3528人		第1段階	第2段階	第2段階	①②) 2)
4	プラント(製造施設) 取扱 水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	574	水江町 夜光2丁目 池上町	昼間:4987人 夜間:797人		第1段階	第2段階	第2段階	②) 2)
4	プラント(製造施設) 取扱 水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	1220	池上新町3丁 塩浜2丁目 塩浜3丁目 千鳥町 水江町 夜光2丁目 夜光3丁目 四谷下町 池上町	昼間:14958人 夜間:3432人		第1段階	第2段階	第2段階	①②) 2)
4	プラント(製造施設) 取扱 プタン	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	529	千鳥町 水江町	昼間:6357人 夜間:0人		第1段階	第2段階	第2段階	②) 2)

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標 (基準値)	最大影響距離[m]	避難対象地区(域外避難)	想定災害の区分				避難対象地域の区分 (末尾の【注】参照)	留意事項(末尾に記載)
						地区名	最大避難者数	平常時	地震時		
都心南部直下地震	大正型関東地震	【参考地震】相模トラフ沿いの異大クラスの地震									
4	プラント(製造施設) 取扱:水素	・火災延焼拡大(可燃性ガス) ・大量漏洩(可燃性ガス)	爆風圧(2.1kPa)	1136	池上新町3丁 塩浜2丁目 塩浜3丁目 千鳥町 水江町 夜光2丁目 夜光3丁目 四谷下町 池上町	昼間:14958人 夜間:3432人		第1段階	第1段階	第2段階	①②) 2)
5	危険物タンク 貯蔵 ナフサ	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	170	扇町 南渡田町	昼間:3688人 夜間:5人		第2段階	第2段階	第1段階	②) 1)
5	高圧ガスタンク(毒性) 貯蔵 塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	720	浅野町 扇町 南渡田町	昼間:7715人 夜間:103人		第2段階	第2段階	第2段階	②) 2) 3)
5	プラント(製造施設) 取扱:塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	590	浅野町 扇町 南渡田町	昼間:7715人 夜間:103人		第1段階	第2段階	第2段階	②) 2) 3)
5	プラント(製造施設) 取扱:塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	960	浅野町 大川町 扇町 白石町 南渡田町	昼間:11018人 夜間:145人		第1段階	第2段階	第2段階	②) 2) 3)
5	プラント(製造施設) 取扱:アモニア	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:300ppm)	260	浅野町 扇町 南渡田町	昼間:7715人 夜間:103人		第1段階	第2段階	第2段階	②) 2) 3)
5	プラント(製造施設) 取扱:臭化水素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:30ppm)	540	大川町 扇町 白石町	昼間:6805人 夜間:106人		第1段階	第2段階	第2段階	②) 2) 3)
6	高圧ガスタンク(毒性) 貯蔵 塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	860	大川町 扇町 白石町 田辺新田 南渡田町	昼間:10848人 夜間:113人		第2段階	その他	第2段階	②) 2) 3)
6	高圧ガスタンク(毒性) 貯蔵 塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	360	大川町 白石町	昼間:3303人 夜間:42人		第2段階	その他	第2段階	②) 2) 3)
6	プラント(製造施設) 取扱:塩素	・大量漏洩(毒性ガス)	拡散ガス濃度 (IDLH:10ppm)	960	大川町 扇町 白石町 田辺新田 南渡田町	昼間:10848人 夜間:113人		第1段階	第2段階	第2段階	②) 2) 3)
7	危険物タンク 貯蔵 原油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	280	扇島 東扇島	昼間:9010人 夜間:0人		その他	第2段階	第1段階	②) 1)
7	危険物タンク 貯蔵 原油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m²s)	330	扇島 東扇島	昼間:9010人 夜間:0人		その他	第2段階	第1段階	②) 1)

【修正前】(表・図28)別表1・2

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標 (基準値)	最大影響距離[m]	避難対象地区(域外避難)	想定災害の区分				避難対象地域の区分 (末尾の 【注】参照)	留意事項(末尾 に記載)		
						地震時							
						地区名	最大避難者数	都心南部直下地震	大正型関東地震				
7	危険物タンク 貯蔵 原油	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m ² s)	190	周島 東周島	昼間:9010人 夜間:0人	その他	第2段階	第1段階	第2段階	(2) 1)		
1.2.3	バイオライン 取扱 分解ガソリン	・火災延焼拡大(危険物) ・大量漏洩(危険物)	放射熱 (2.3 kJ/m ² s)	20	浮島町 小島町 塩浜4丁目 田町3丁目 千鳥町 殿町3丁目 夜光1丁目 夜光2丁目	昼間:16581人 夜間:1386人	第1段階	—	—	—	(1) 4) 5) 6)		

【留意事項】

- 1)防油堤外への流出が発生した場合には、流出範囲(拡大の恐れがある地域を含む)に基づき避難対象地域を検討する。
- 2)ガス拡散範囲は気象条件により変化することから、現地での濃度測定結果に基づき避難対象地域を検討する。
- 3)毒性物質の物性等を確認し、必要に応じて避難対象地域を再検討する。
- 4)バイオラインは複数エリアをまたいで設置されているものが多いため、一般地域へ影響する災害(①)のみを抽出している。
- 5)バイオラインの災害は、施設全長のどこでも起こり得るとして避難対象地区を抽出しているが、実際の災害発生時には、発生地点周辺のみが避難対象となる。
- 6)バイオラインの地震時の災害発生危険度は評価されていない。

【注】

- 1)「避難対象地域の区分」は次の通り。①一般地域へ影響が及ぶ可能性のある災害、②隣接地域へ影響が及ぶ可能性のある災害
- 2)異なる施設であっても、貯蔵/取扱物質、影響距離、避難対象地区等の属性がほぼ同じ施設については、便宜上まとめて記載している。
- 3)エリア8に所在する施設で、「避難対象地域の区分」が①または②に該当するものはない。

【修正前】(表・図28)別表1・2

(別表2)大規模災害

エリア番号	施設諸元	避難を要する事態	影響の評価指標(基準値)	最大影響距離(m)	避難対象地区(域外避難)		避難対象地区(屋内避難)		影響範囲内の避難先(末尾の【注】参照)	避難対象地域の区分(末尾の【注】参照)	留意事項(末尾に記載)	
					地区名	最大避難者数	地区名	最大避難者数				
4	高圧ガスタンク貯蔵・プロパン	大規模災害(BLEVE)	放射熱(11.6kW/m ²)、爆風圧(2.1kPa)、16kPa)、飛散物	域外避難 千鳥町 東扇島 水江町 屋内退避 :100 :5198 :1598 夜光3丁目	屋間_13085人 夜間_0人	下記(※1)通り	屋間_268544人 夜間_226910人	下記(※2)通り	①②	1,2)		
					(※1)旭町1丁目,旭町2丁目,池田1丁目,池田2丁目,砂子1丁目,砂子2丁目駅前本町,横島,大島上町,大島1丁目,大島2丁目,大島3丁目,大島4丁目,大島5丁目,小川町,小田1丁目,具塚1丁目,具塚2丁目,京町1丁目,京町2丁目,京町3丁目,横町,下木並,新川通,鈴木町,堤根,中島1丁目,中島2丁目,中島3丁目,日進町,東田町,富士見1丁目,富士見2丁目,尼之内町,本町1丁目,本町2丁目,港町,南町,宮前町,宮本町,元木1丁目,元木2丁目,渡田山王町,渡田新町1丁目,渡田新町2丁目,渡田新町3丁目,渡田東町,渡田向町,渡田1丁目,渡田2丁目,渡田3丁目,渡田4丁目,池上新町1丁目,池上新町2丁目,池上新町3丁目,伊勢町,浮島町,江川1丁目,江川2丁目,江川島1丁目,江中島2丁目,鶴音1丁目,鶴音2丁目,小島町,塙浜1丁目,塙浜2丁目,塙浜3丁目,塙浜4丁目,昭和1丁目,昭和2丁目,由町1丁目,由町2丁目,田町3丁目,大師駅前1丁目,大師駅前2丁目,大師河原1丁目,大師河原2丁目,大師町,大師本町,台町,出来野,殿町1丁目,殿町2丁目,殿町3丁目,中瀬1丁目,中瀬2丁目,中瀬3丁目,東門前1丁目,東門前2丁目,東門前3丁目,日ノ出1丁目,日ノ出2丁目,塙崎1丁目,塙崎2丁目,塙崎3丁目,塙崎4丁目,夜光1丁目,夜光2丁目,四谷上町,四谷下町,浅田1丁目,浅田2丁目,浅田3丁目,浅田4丁目,浅野町,池上町,追分町,大川町,扇島,扇町,小田栄1丁目,小田栄2丁目,小田2丁目,小田3丁目,小田4丁目,小田5丁目,小田6丁目,小田7丁目,鋼管通1丁目,鋼管通2丁目,鋼管通3丁目,鋼管通4丁目,鋼管通5丁目,桜木1丁目,桜木2丁目,白石町,田島町,田辺新田,浜町1丁目,浜町2丁目,浜町3丁目,浜町4丁目,南渡田町,大宮町,幸町1丁目,幸町2丁目,堀川町							
					(※2)川崎競馬場,川崎競輪場,川崎球場,富士見公園,大師公園,小田公園 大師中学校,殿町小学校,東門前小学校,南大師中学校,大師小学校,四谷小学校,川中島中学校,川中島小学校,藤崎小学校,桜木中学校,田島支援学校桜校,さくら小学校,臨港中学校,大島小学校,渡田小学校,田島中学校,裏小田小学校,南部防災センター,京町中学校,小田小学校,浅田小学校,渡田中学校,新町小学校,東大島小学校,向小学校,田島小学校,富士見中学校,旭町小学校,市立川崎高校,附属中学校,宮前小学校,川崎小学校,京町小学校							
5	高圧ガスタンク貯蔵・液化石油ガス	大規模災害(BLEVE)	放射熱(11.6kW/m ²)、爆風圧(2.1kPa)、16kPa)、飛散物	域外避難 扇町 53 屋内退避 :1032	屋間_3502人 夜間_64人	浅野町 大川町 白石町 南渡田町	屋間_7516人 夜間_81人	-	②	1,2)		
6	高圧ガスタンク貯蔵・液化プロパン	大規模災害(BLEVE)	放射熱(11.6kW/m ²)、爆風圧(2.1kPa)、16kPa)、飛散物	域外避難 大川町 153 屋内退避 :1429	屋間_2016人 夜間_0人	扇町 扇島 白石町 田辺新田 南渡田町 浅野町 鋼管通4丁目 鋼管通5丁目 小田6丁目 小田7丁目 浅田1丁目 浅田2丁目 浅田4丁目 小田6丁目 小田7丁目	屋間_22745人 夜間_12281人	-	①②	1,2)		

【留意事項】

1)城外避難を行う場合には原則として徒步によるものの、災害発生施設周辺については車両等により迅速に避難場所へ移動する。

2) 室内避難を行ふ場合には、はざめる限り強度な建物内に避難する(特に、思惑から離れて部屋の中央に移動する)。

3) 装置ノットにおける灾害は発生状況の把握や進展の判断が難しいことから、先発事業者等からの情報が得られた際は、避難対象地域を再評価する。

1)「影響範囲内の避難先」とは、屋内避難の対象地域内に所在する避難所

2)「避難対象地域の区分」は次の通り。①一般地域へ影響が及ぶ可能性のある区域

3) エリア区分と災害事象の組み合わせ毎に、最大の影響距離となる災害(同じ影響距離となる場合は最大避難

4)エリア7.8に所在する施設で、大規模災害の評価対象となる施設はない。

【修正後】(表・図29) 表7

表7 単独事故災害

災害状況等	発災事業所(特定事業所)	消防局	市(危機管理本部等)	県(防災本部)
製造プラントで爆発・火災発生、延焼拡大中	・災害状況の確認 ・応急対応(設備停止等) ・異常現象の通報(119番通報) ・関係機関(共同防災組織等)への連絡、応援要請	・異常現象の覚知 ・関係機関(防災本部、市等)へ状況を伝達	・異常現象の発生を確認	・異常現象の発生を国へ報告、関係機関に伝達
災害防御活動の実施	・災害対策本部の設置 ・自衛防災組織による災害対応 ・現地指揮本部の設置 ・公設消防隊の誘導、状況報告 ・活動方針の検討・災害防御活動(消火活動等) ・災害状況、活動内容の報告(以降随時)	・消防隊出動 ・現地指揮本部、応急救護所の設置	・情報収集、状況把握 ・石油コンビナート等現地防災本部(市災害対策本部)の設置	・情報収集及び記録を開始
周辺住民からの119番通報、問合せ等多数		・周辺住民への問合せ対応 ・周辺住民からの問合せ等が多数入っていることを防災本部へ伝達		・周辺住民からの問合せ対応 ・周辺住民からの問合せ等が多数入っていることを防災本部へ伝達
防災本部要員の参集			・防災情報、被害状況、避難情報等の情報共有	・防災本部の体制整備 ・防災本部要員の参集要請
避難に係る検討協議、避難の実施			・避難について防災本部等と協議、調整 ・避難指示等の内容、避難対象地域、住民広報等について検討 ・避難(屋内避難)の指示を決定 ・避難情報の伝達(住民広報の実施) ・関係機関へ避難実施の通知及び報告	・災害状況、対応状況等を関係市に伝達 ・住民の避難について関係市等と調整 ・交通規制について調整 ・住民広報及び報道対応等(災害情報の提供、住民避難等)の検討
鎮圧、鎮火避難の解除			・避難の解除を決定 ・避難解除の広報	・避難の解除について関係市等と調整

【修正前】

表7 単独事故災害

災害状況等	発災事業所(特定事業所)	消防局	市(総務企画局危機管理室等)	県(防災本部)
製造プラントで爆発・火災発生、延焼拡大中	・災害状況の確認 ・応急対応(設備停止等) ・異常現象の通報(119番通報) ・関係機関(共同防災組織等)への連絡、応援要請	・異常現象の覚知 ・関係機関(防災本部、市等)へ状況を伝達	・異常現象の発生を確認	・異常現象の発生を国へ報告、関係機間に伝達
災害防御活動の実施	・災害対策本部の設置 ・自衛防災組織による災害対応 ・現地指揮本部の設置 ・公設消防隊の誘導、状況報告 ・活動方針の検討・災害防御活動(消火活動等) ・災害状況、活動内容の報告(以降随時)	・消防隊出動 ・現地指揮本部、応急救護所の設置	・情報収集、状況把握 ・石油コンビナート等現地防災本部(市災害対策本部)の設置	・情報収集及び記録を開始
周辺住民からの119番通報、問合せ等多数		・周辺住民からの問合せ対応 ・周辺住民からの問合せ等が多数入っていることを防災本部へ伝達		・周辺住民からの問合せ対応 ・周辺住民からの問合せ等が多数入っていることを防災本部へ伝達
防災本部要員の参集			・防災情報、被害状況、避難情報等の情報共有	・防災本部の体制整備 ・防災本部要員の参集要請
避難に係る検討協議、避難の実施			・避難について防災本部等と協議、調整 ・避難通告・指示の内容、避難対象地域、住民広報等について検討 ・避難(屋内避難)の指示を決定 ・避難情報の伝達(住民広報の実施) ・関係機関へ避難実施の通知及び報告	・災害状況、対応状況等を関係市に伝達 ・住民の避難について関係市等と調整 ・交通規制について調整 ・住民広報及び報道対応等(災害情報の提供、住民避難等)の検討
鎮圧、鎮火避難の解除			・避難の解除を決定 ・避難解除の広報	・避難の解除について関係市等と調整

【修正後】(表・図30) 表8

表8 地震・津波とコンビナート災害との複合

災害状況等	特定事業所(発災事業所)	消防局	市(危機管理本部等)	県(防災本部)
地震発生(震度5強)	・地震情報の確認	・地震情報の確認	・地震情報の確認	・地震情報の確認
	・施設等の緊急停止措置等		・石油コンビナート等現地防災本部(市災害対策本部併設)の設置	・防災本部の体制整備
浮き屋根式の原油タンクより油が溢流	・被害状況の確認、点検			・防災本部要員の参集要請
	・被害状況、点検結果の報告	・被害状況等の確認		・情報収集及び記録を開始
大津波警報発表 避難(緊急)の実施		・関係機関(防災本部、市等)へ状況を伝達	・コンビナートの被害状況を確認 ・情報収集、状況把握	
	・荷役中のタンカーの緊急出港、設備停止等の措置		・周辺住民に対する避難指示(緊急)	・大津波警報の発表を市等に伝達
	・防潮扉の閉止		・津波避難情報の伝達(住民広報の実施)	・避難状況の把握
余震により浮き屋根式タンクのリム火災発生	・従業員等の避難		・関係機関へ避難実施の通知及び報告	・緊急消防援助隊の派遣要請準備
	・火災発生を消防機関へ報告	・火災発生を防災本部等に伝達	・火災の発生を確認	・火災発生を国へ報告、関係機間に伝達
	・固定泡消火設備作動(地震時の破損による不作動)		・避難について防災本部等と協議、調整	・住民の避難について関係市等と調整
津波(第1波)到達	・広域共同防災組織へ大容量泡放射システムの出動要請			・大容量泡放射システムの出動に係る調整 ・泡消火薬剤の保有量確認 ・搬送経路の被害状況確認
	・津波による被害の把握	・津波による被害状況の伝達	・津波による被害状況生を確認	・津波による被害状況を国へ報告、関係機間に伝達
	・漏洩発生を消防機関へ報告	・漏洩発生を防災本部等に伝達	・漏洩の発生を確認	・漏洩発生を国へ報告、関係機間に伝達
危険物タンクの派出配管の破損、緊急遮断弁の不作動により、危険物の大漏洩発生				・防災ヘリによる被害情報の収集
				・県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を要請
				・県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動要請の実施について関係機間に伝達

【修正前】

表8 地震・津波とコンビナート災害との複合

災害状況等	特定事業所(発災事業所)	消防局	市(総務企画局危機管理室等)	県(防災本部)
地震発生(震度5強)	・地震情報の確認	・地震情報の確認	・地震情報の確認	・地震情報の確認
	・施設等の緊急停止措置等		・石油コンビナート等現地防災本部(市災害対策本部併設)の設置	・防災本部の体制整備
浮き屋根式の原油タンクより油が溢流	・被害状況の確認、点検			・防災本部要員の参集要請
	・被害状況、点検結果の報告	・被害状況等の確認		・情報収集及び記録を開始
大津波警報発表 避難(緊急)の実施		・関係機関(防災本部、市等)へ状況を伝達	・コンビナートの被害状況を確認 ・情報収集、状況把握	
	・荷役中のタンカーの緊急出港、設備停止等の措置		・周辺住民に対する避難指示(緊急)	・大津波警報の発表を市等に伝達
	・防潮扉の閉止		・津波避難情報の伝達(住民広報の実施)	・避難状況の把握
余震により浮き屋根式タンクのリム火災発生	・従業員等の避難		・関係機関へ避難実施の通知及び報告	・緊急消防援助隊の派遣要請準備
	・火災発生を消防機関へ報告	・火災発生を防災本部等に伝達	・火災の発生を確認	・火災発生を国へ報告、関係機間に伝達
	・固定泡消火設備作動(地震時の破損による不作動)		・避難について防災本部等と協議、調整	・住民の避難について関係市等と調整
津波(第1波)到達	・広域共同防災組織へ大容量泡放射システムの出動要請			・大容量泡放射システムの出動に係る調整 ・泡消火薬剤の保有量確認 ・搬送経路の被害状況確認
	・津波による被害の把握	・津波による被害状況の伝達	・津波による被害状況生を確認	・津波による被害状況を国へ報告、関係機間に伝達
	・漏洩発生を消防機関へ報告	・漏洩発生を防災本部等に伝達	・漏洩の発生を確認	・漏洩発生を国へ報告、関係機間に伝達
危険物タンクの派出配管の破損、緊急遮断弁の不作動により、危険物の大漏洩発生				・防災ヘリによる被害情報の収集
				・県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を要請
				・県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動要請の実施について関係機間に伝達

【修正後】(表・図30) 表8

表8 地震・津波とコンビナート災害との複合(続き)

災害状況等	特定事業所(発災事業所)	消防局	市(危機管理本部等)	県(防災本部)
避難(コンビナート災害)の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・避難(コンビナート災害)について 防災本部等と協議、調整 	・住民の避難について関係市等と調整
			<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示書の内容、避難対象地域、住民 広報等について検討 	・住民広報及び報道対応等(災害情報の提 供、住民避難等)の検討
			<ul style="list-style-type: none"> ・コンビナート災害に係る避難(域外 避難)の指示を決定 	・交通規制について調整
			<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達(住民広報の実施) 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関へ避難実施の通知及び報告 	
大津波警報解除				・大津波警報の解除を市等に伝達
避難(一部)の解 除			<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難の解除について検討 	・津波避難の解除について関係市等と 調整
			<ul style="list-style-type: none"> ・コンビナート災害の影響の恐れがある地域 を除き、避難(津波)を解除 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報、避難情報の広報 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関へ避難解除の通知及び報告 	
災害防御活動の 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・状況確認 ・公設消防隊の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊現場到着 ・現地指揮本部の設置 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針の検討 ・大容量泡放射システムの設置 ・災害防御活動(消火活動等) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況、活動内容の報告 (以降隨時) 			
鎮圧、鎮火(災 害防御活動の完 了)			<ul style="list-style-type: none"> ・避難(コンビナート災害)の解除を 決定 	・避難(コンビナート災害)の解除に ついて関係市等と調整
			<ul style="list-style-type: none"> ・避難解除の広報 	

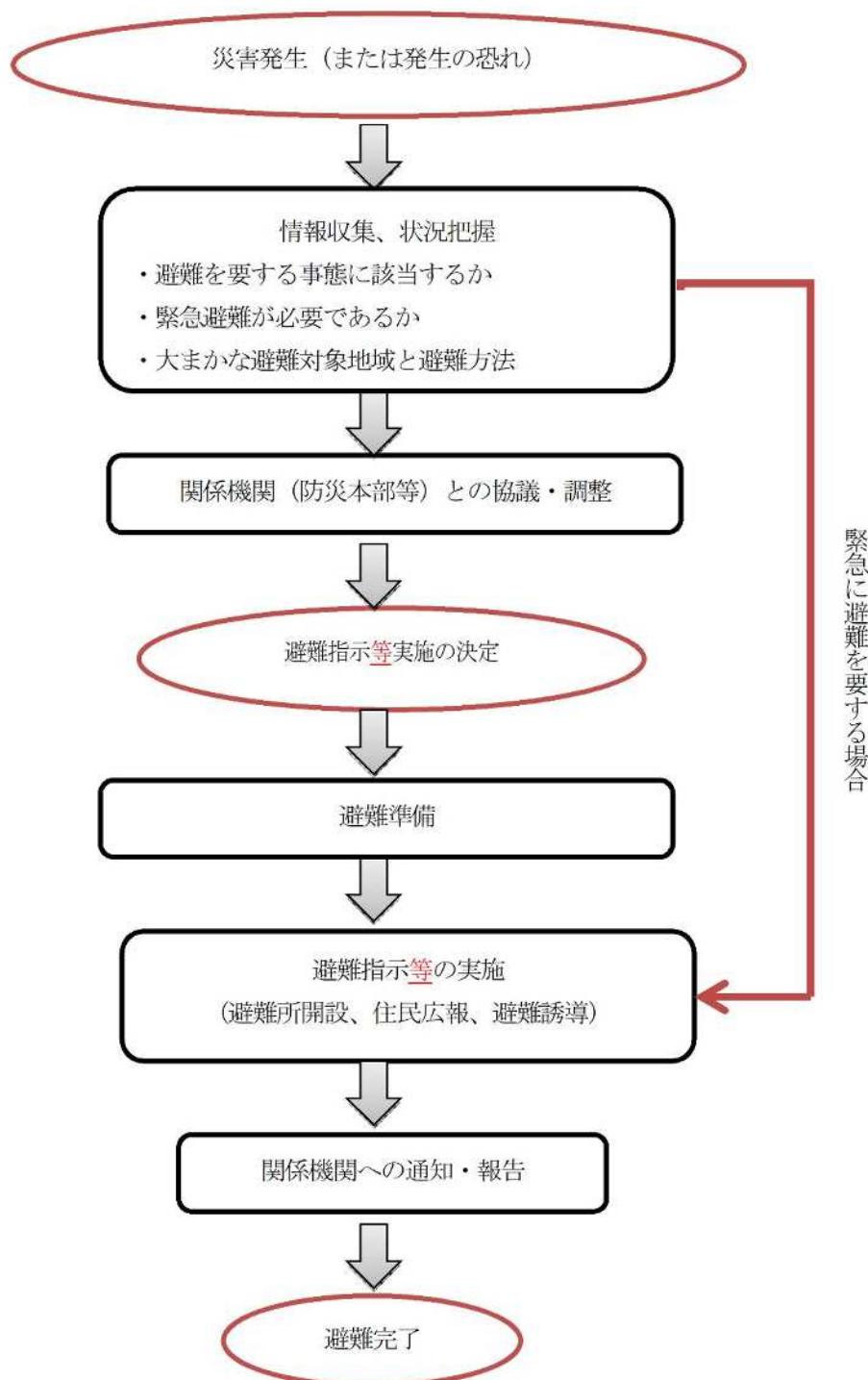
【修正前】(表・図30) 表8

表8 地震・津波とコンビナート災害との複合(続き)

災害状況等	特定事業所(発災事業所)	消防局	市(総務企画局危機管理室等)	県(防災本部)
避難(コンビナート災害)の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・避難(コンビナート災害)について 防災本部等と協議、調整 	・住民の避難について関係市等と調整
			<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告・指示(緊急)の内容、避難対象 地域、住民広報等について検討 	・住民広報及び報道対応等(災害情報の提 供、住民避難等)の検討
			<ul style="list-style-type: none"> ・コンビナート災害に係る避難(域外 避難)の指示を決定 	・交通規制について調整
			<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達(住民広報の実施) 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関へ避難実施の通知及び報告 	
大津波警報解除				・大津波警報の解除を市等に伝達
避難(一部)の解 除			<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難の解除について検討 	・津波避難の解除について関係市等と 調整
			<ul style="list-style-type: none"> ・コンビナート災害の影響の恐れがある地域 を除き、避難(津波)を解除 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報、避難情報の広報 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関へ避難解除の通知及び報告 	
災害防御活動の 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・状況確認 ・公設消防隊の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊現場到着 ・現地指揮本部の設置 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針の検討 ・大容量泡放射システムの設置 ・災害防御活動(消火活動等) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況、活動内容の報告 (以降隨時) 			
鎮圧、鎮火(災 害防御活動の完 了)			<ul style="list-style-type: none"> ・避難(コンビナート災害)の解除を 決定 	・避難(コンビナート災害)の解除に ついて関係市等と調整
			<ul style="list-style-type: none"> ・避難解除の広報 	

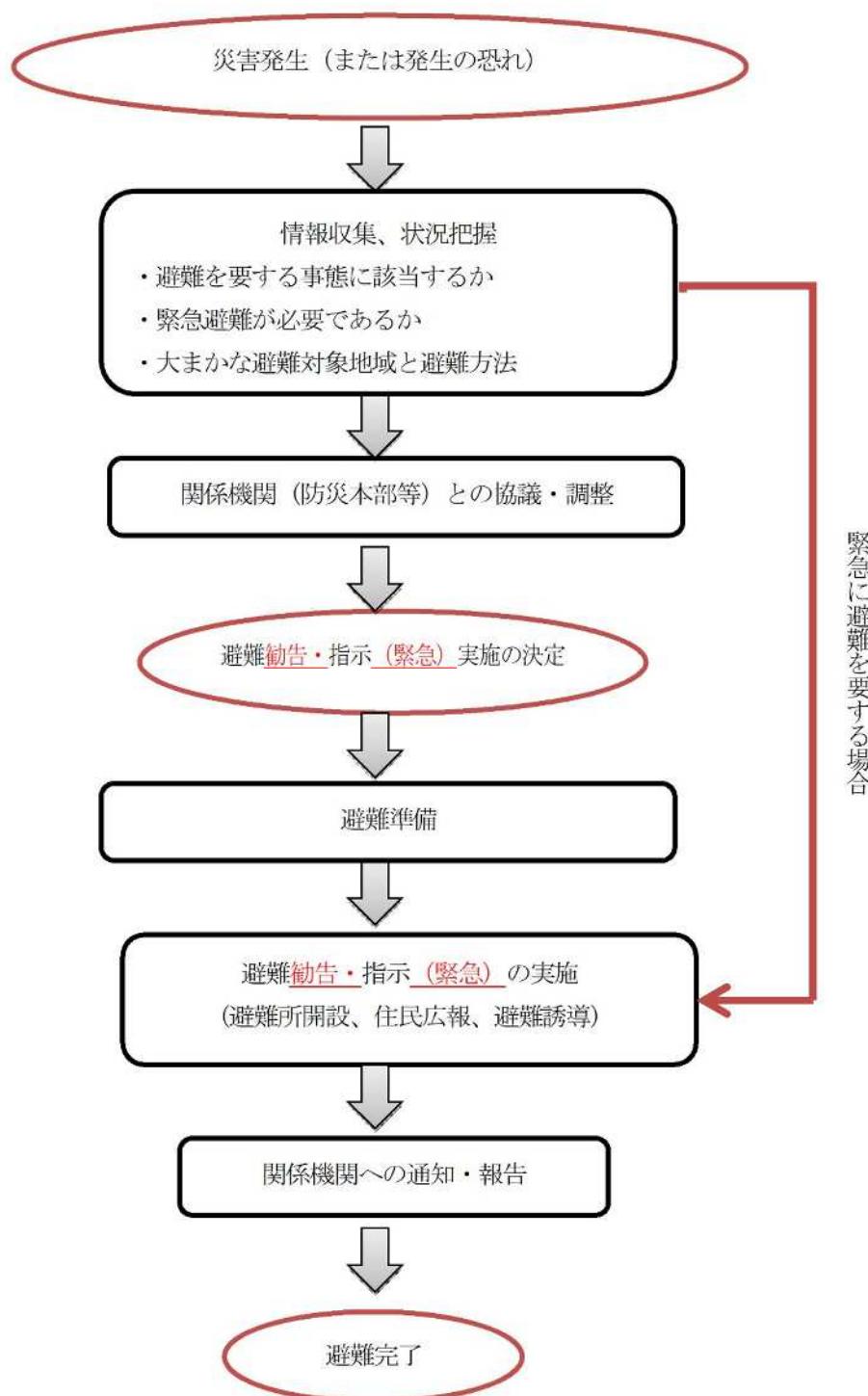
【修正後】(表・図3-1) 図3 災害の発生から避難完了までの流れ

図3 災害の発生から避難完了までの流れ



【修正前】(表・図3-1) 図3 災害の発生から避難完了までの流れ

図3 災害の発生から避難完了までの流れ



【修正後】(表・図3-2) 市内の災害拠点病院

市内の災害拠点病院 (令和6年4月現在)

医療機関名	所在地	許可 病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリ ポート (屋上)
関東労災病院	中原区木月住 吉町1-1	610		○		関東労災病院専用 ヘリポート (屋上)
<u>市立井田病院</u>	<u>中原区井田2- 27-1</u>	<u>383</u>		<u>○</u>		<u>井田病院専用ヘリ ポート (屋上)</u>
日本医科大学武藏 小杉病院	中原区小杉町 1- <u>383</u>	372	○	○	○	<u>日本医科大学武藏 小杉病院専用ヘリ ポート (屋上)</u>
帝京大学医学部附 属溝口病院	高津区溝口3 -8-3	400		○		諏訪河川敷 (1500 m)
聖マリアンナ医科 大学病院	宮前区菅生2 -16-1	1,208	○	○	○	<u>聖マリアンナ医科 大学病院専用ヘリ ポート (屋上)</u>
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリ ポート (屋上)

【修正前】

市内の災害拠点病院 (令和2年3月現在)

医療機関名	所在地	許可 病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリ ポート (屋上)
関東労災病院	中原区木月住 吉町1-1	610		○		関東労災病院専用 ヘリポート (屋上)
日本医科大学武藏 小杉病院	中原区小杉町 1- <u>396</u>	372	○	○	○	<u>※ (下記参照)</u>
帝京大学医学部附 属溝口病院	高津区溝口3 -8-3	400		○		諏訪河川敷 (1500 m)
聖マリアンナ医科 大学病院	宮前区菅生2 -16-1	1,208	○	○	○	<u>明治製菓百合丘総 合センター (1600 m)</u>
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリ ポート (屋上)

※日本医科大学グランドについては、令和2年3月現在改修工事中のため、工事が完了するまでの期間は、
近隣の臨時離着陸場から状況に応じて指定するものとする。

【修正後】(表・図3-3)

(参考)これまでの適用事例(救助実施市に指定されて以降に限る。)

年月日	種別	適用時期・場所	適用基準
令和元年10月12日～13日	風水害 (令和元年東日本台風)	令和元年10月12日23時・全区	4号

【修正前】

なし

【修正後】(表・図34)

第1節 対象となる施設

1 原子力災害対策特別措置法の適用されている施設

事業所名	所在地	熱出力等	現況
東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所*	NCA	200W	廃止措置中
	N 28-2	核燃料物質使用施設	

※ 石油コンビナート等特別防災区域に立地する施設

2 原子力災害対策特別措置法の適用から除外されている施設

事業所名	所在地	現況
東芝エネルギー・システムズ株式会社 研究炉管理センター	川崎区浮島町	廃止措置中

(参考)

事業所名	所在地	現況
株式会社日立製作所王禅寺センタ (HTR)	麻生区王禅寺	廃止措置中
東京都市大学(旧武藏工業大学) 原子力研究所	麻生区王禅寺	廃止措置中

【修正前】

第1節 対象となる施設

1 原子力災害対策特別措置法の適用されている施設

事業所名	所在地	熱出力等
株式会社東芝 原子力技術研究所**	NCA	200W
	川崎区浮島町 N 28-2	核燃料物質使用施設

※ 石油コンビナート等特別防災区域に立地する施設

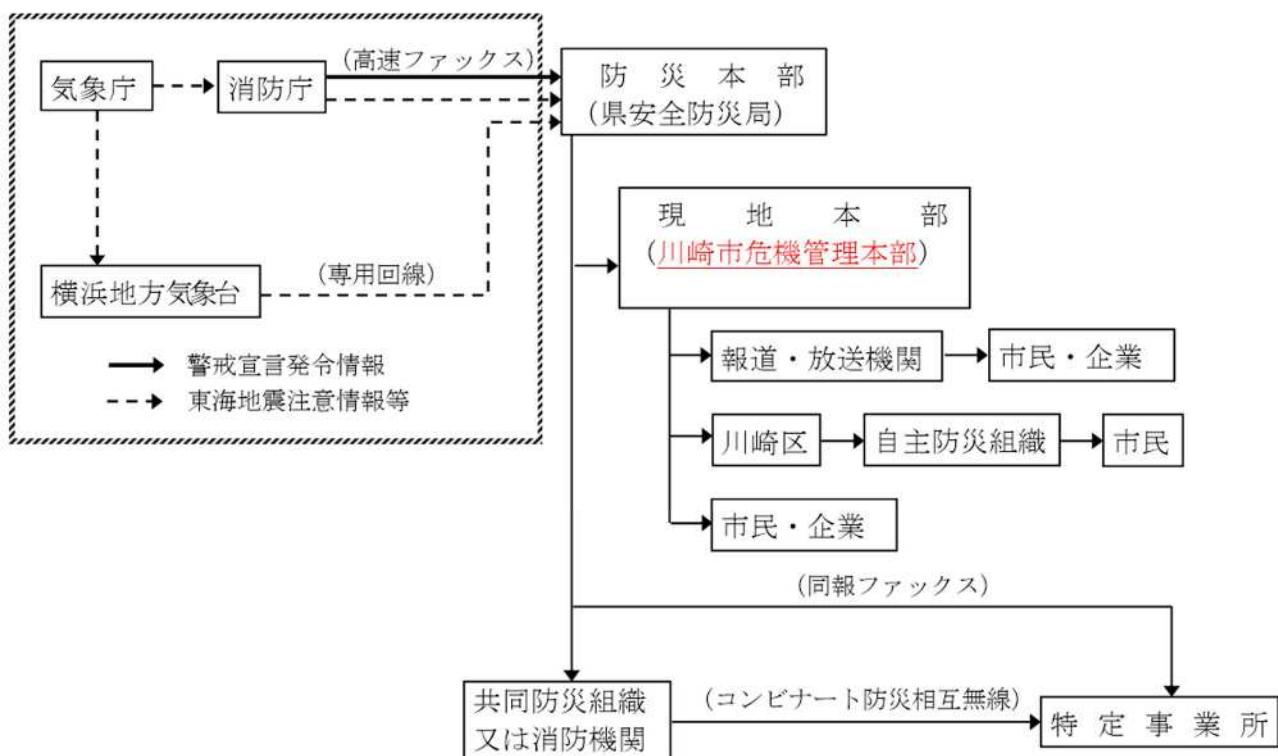
2 原子力災害対策特別措置法の適用から除外されている施設

事業所名	所在地	現況
株式会社東芝 研究炉管理センター	川崎区浮島町	廃止措置中

(参考)

事業所名	所在地	現況
株式会社日立製作所王禅寺センタ (HTR)	麻生区王禅寺	廃止措置中
東京都市大学(旧武藏工業大学) 原子力研究所	麻生区王禅寺	廃止措置中

【修正後】(表・図35) 伝達系統



【修正後】(表・図36) 伝達系統

